国土交通省告示第五百九十二号	
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十条第二号イ及び第三号イの規定に基づき、	建築物の
構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を定めるこの告示を制定する。	
平成十九年五月十八日	
国土交通大臣を柴	鐵
建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を定める件	
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十条第二号イ及び第三号イの規定に基づき、	建築物の
構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を次のように定める。	
一 建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。) 第三章第八節に規定	ハ節に規定
する基準に従った構造計算は、次のイから八までに定めるところによるものとする。	
イ(令第八十二条各号、令第八十二条の二、令第八十二条の四、令第八十二条の五(第二号、	第三号、
第五号及び第八号を除く。)及び第八十二条の六の規定による構造計算又はこれと同等以上に安全性	上に安全性
を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行う場合にあって	「にあって

を当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用いること。
によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力及び変形並びに各階の保有水平耐力その他の耐力
定める基準に従った構造計算を行う場合にあっては、増分解析法その他の解析法のうち荷重及び外力
方法を用いるものとし、これと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が
ハ 令第八十二条の五第三号及び第五号の規定による構造計算を行う場合にあっては、増分解析による
当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用いること。
及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力及び各階の保有水平耐力その他の耐力を
場合にあっては、増分解析若しくは極限解析による方法又は節点振分け法その他の解析法のうち荷重
以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行う
ロ 令第八十二条の三並びに令第八十二条の五第二号及び第八号の規定による構造計算又はこれと同等
いること。
主要な部分その他の部分に生ずる力及び変形を当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用
は、固定モーメント法、たわみ角法その他の解析法のうち荷重及び外力によって建築物の構造耐力上

- 一 前号に定める構造計算を行うに当たって、実験その他の特別な調査又は研究の結果に基づく部材又 当該耐力算定式又は数値が建築物の性状に応じて適切であることを確かめるものとする。 は架構その他の建築物の部分の耐力算定式又は構造計算上必要となる数値を用いる場合にあっては、 附 則
- この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

○国土交通省告示第五百九十三号
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十六条の二第五号の規定に基づき、昭和五
十五年建設省告示第千七百九十号の全部を改正するこの告示を制定する。
平成十九年五月十八日
国土交通大臣 冬柴 鐵三
建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第三十六条の二第五号の
規定に基づき、その安全性を確かめるために地震力によって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握
することが必要であるものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣が指定する建築物は、次に掲げる建
築物とする。
一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建
築物であって、次のイからハまでのいずれか(薄板軽量形鋼造の建築物及び屋上を自動車の駐車その他
これに類する積載荷重の大きな用途に供する建築物にあっては、イ又はハ)に該当するもの以外のもの

(ろ)	(い)	
「部の構造方法	柱及びはりの接合	鋼材の種別
は、この限りでない。	か確かめられた場合にあっては、	な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確
に構造耐力上支障のある急激	究の結果に基づき、角形鋼管に	ばならない。ただし、特別な調査又は研究
る力の大きさの値としなけれ	じて得た数値を当該柱に生ずる	じて次の表に掲げる数値以上の係数を乗じ
はりの接合部の構造方法に応	その鋼材の種別並びに柱及びは	よって当該柱に生ずる力の大きさの値にふ
十八条第一項に規定する地震力に	の柱にあっては、令第八十八々	さ六ミリメートル以上のものに限る。)の
により加工した角形鋼管(厚	力上主要な部分のうち冷間成形に	れたもの。この場合において、構造耐力-
場合に安全であることが確かめら	構造計算をした	て令第八十二条第一号から第三号までに規定する
係数を〇・三以上とする計算をし	震力について標準せん断力係数を	(3) 令第八十八条第一項に規定する地震力
	るもの	(2) 延べ面積が五百平方メートル以内であるも
	ートル以下であるもの	(1) 架構を構成する柱の相互の間隔が六メー
		イ 次の(1)から(4)までに該当するもの

かいの端部及び接合部が破断	伏する場合において、当該筋	 水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において、
		たもの
-		() 面の一部を冷間成形により加工し
•	•) 鋼管のうち、プレス成形その他断
		()に掲げる角形鋼管以外の角形
		したもの
-		(面のすべてを冷間成形により加工
•	•	… 鋼管のうち、ロール成形その他断
		()に掲げる角形鋼管以外の角形
		する角形鋼管
• 匹	• 11]	() 造用角形鋼管) —二〇〇六に適合
		日本工業規格G三四六六(一般構
开 I	としたものを除く。)	
「い 柑 い 打 け る 开 云 以 夕 の	アフラムを落とし込む形式	
闌こ曷げる彡七人卜	内ダイアフラム形式(ダイ	

この式において、 α、 A、 A、 Z 、 W 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。
$\sum 2.5 \alpha A_{w} + \sum 0.7 \alpha A_{c} \ge Z W A_{i}$
だし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあっては、同式中「0.7」とあるのは「1.0」とする。
端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに限る。)の水平断面積が次の式に適合するもの。た
部分である柱及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁(上端及び下
る開口周比が○・四以下であるものに限る。以下この号において同じ。)並びに構造耐力上主要な
() 地上部分の各階の耐力壁(平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第一第三号イ () に規定す
イ 次の(1)及び(2)に該当するもの
れらの構造を併用する構造の建築物であって、次のイ又はロに該当するもの以外のもの
ンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。)若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこ
二 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造(壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コ
はその部分
一項第一号ロ(2)の規定に基づき、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又

₩ 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固
Z 令第八十八条第一項に規定する Z の数値
に限る。)のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積(単位 平方ミリメートル
造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたもの
A 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁以外の鉄筋コンクリート
メートル)
Α 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積(単位 平方ミリ
値を超えるときは、二の平方根の数値)
ートルにつきニュートン)を十八で除した数値の平方根の数値(当該数値が二の平方根の数
ユートン以上の場合にあっては使用するコンクリートの設計基準強度(単位 一平方ミリメ
トルにつき十八ニュートン未満の場合にあっては一・〇、一平方ミリメートルにつき十八ニ
α コンクリートの設計基準強度による割り増し係数として、設計基準強度が一平方ミリメー

単位 ニュートン)	重」という。)によって	する多雪区域においては、	Q 固定荷重と積載荷重と	Q 設計用せん断力(単位	この式において、Q、	$Q_{\rm D} = \min \{Q_{\rm L} + nQ_{\rm E}, Q_{\rm O} + Q_{\rm y}\}$	ことが確かめられたものであること。	せん断力を用いて令第八十二	(2) 地震力によって構造耐力	Ai 令第八十八条第一項に	多雪区域においては、更に	定荷重と稼載荷重との利
	によって生ずるせん断力。ただし、柱の場合には零とすることができる。(、更に積雪荷重を加えるものとする。以下この号において「常時荷	定荷重と積載荷重との和(令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定	ニュートン)	Q、 n、 Q、 Q及び Qは、それぞれ次の数値を表すものとする。 ノ	Q_y	うわいと。	せん断力を用いて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をした場合に安全である	震力によって構造耐力上主要な部分に生ずるせん断力として次の式によって計算した設計用	令第八十八条第一項に規定する当該階に係る A の数値	多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。)(単位 ニュートン)	(令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する

n 鉄筋コンクリート造にあっては一・五
ト造にあっては一・〇以上の数値
Q 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合
るせん断力(単位
Qo 柱又は
ん断力。
Qy 柱又は
は柱頭
<u> </u>
口 施行規則第一
認定した構造
二 木造、組積造、
これらの構造

7	る 建	築物であって、次のイからホまでに該当するもの以外のもの(次号に規定するものを除く。)
,	1	地階を除く階数が三以下であるもの
		高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの
	ハ	延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
	1	鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ⑴、⑶及び⑷に適合するもの
. L	朩	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イに適合するもの
匹	木	造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、次のイからトまでに該当するもの以
A	外 の	もの
,	イ	地階を除く階数が二又は三であり、かつ、一階部分を鉄筋コンクリート造とし、二階以上の部分を
	木	造としたもの
	D	高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの
	ノヽ	延べ面積が五百平方メートル以内であるもの
	1	地上部分について、令第八十二条の二に適合することが確かめられたもの

六 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であって、構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であって、 第三号イからホまでに該当するもの る建築物であって、第三号イからホまでに該当するもの へ 木造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、第二号イに該当するもの る建築物であって、第三号イからホまでに該当するもの
木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物
れらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋
建築物であって、第三号イからホまでに該当するも
造と鉄筋コンクリート造の構造を併用する建築物であって、前号イからトまでに該当するも
造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物であ
て、軽量気泡コンクリートパネルを用いた部分以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さについては当
該屋根版を含む。)が前号イ若しくはハ又はホ(木造又は鉄骨造の建築物に係る部分に限る。)に該
当するもの以外のもの
七 屋根版にシステムトラスを用いた建築物であって、屋根版以外の部分(建築物の高さ及び軒の高さ

	については当該屋根版を含む。) が第五号イからホまでのいずれかに該当するもの以外のもの
八	平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造の建築物であって、次のイ及びロ
	に該当するもの以外のもの
	イ 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第一第二項第一号ロ (1)から (3)までに規定する構造方法
	に該当するもの
	ロ 骨組の構造が第五号イからへまでのいずれかに該当するもの
	附則
1	この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。
2	昭和五十五年建設省告示第千七百九十号は、廃止する。

国	国土交通省告示第五百九十四号
建	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条第一号、第八十二条の二、第八十二
条 の	条の三第一号及び第八十二条の六第二号ロの規定に基づき、保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法
を 定	を定める告示を制定する。
_	平成十九年五月十八日
	国土交通大臣を柴づ道三
	保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件
建	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条第一号、第八十二条の二、第八十二
条 の	条の三第一号及び第八十二条の六第二号ロの規定に基づき、保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法
を 次	を次のように定める。
第一	構造計算に用いる数値の設定方法
_	建築物の架構の寸法、耐力、剛性、剛域その他の構造計算に用いる数値については、当該建築物の
<u> </u>	実況に応じて適切に設定しなければならない。

た場合(当該開口部を有する耐力壁のせん断剛性の数値に2)によって計算した低減率を乗じるとと
のとした場合に限る。)に開口部を設ける場合であって、当該開口部が ()に適合することを確かめ
イ 鉄筋コンクリート造とした耐力壁(周囲の構造耐力上主要な部分である柱及びはりに緊結されたも
ならないものとする。
端を当該階の床版にそれぞれ接するものとした場合にあっては、当該壁を一の壁として取り扱っては
号の規定によることとする。この場合において、開口部の上端を当該階のはりに、かつ、開口部の下
非構造部材(構造耐力上主要な部分以外の部分をいう。以下同じ。)として取り扱った上で第二第二
に定める方法により当該壁の剛性及び耐力を低減した上で耐力壁として構造計算を行うか、当該壁を
うに当該開口部の周囲が補強されている場合を除き、次のイ又は口の区分に応じ、それぞれ当該各号
三 壁に開口部を設ける場合にあっては、開口部を設けない場合と同等以上の剛性及び耐力を有するよ
の安全性を確かめなければならない。
な設定の組み合わせが複数存在するときは、それらすべての仮定に基づき構造計算をして当該建築物
二 前号の数値の設定を行う場合においては、接合部の構造方法その他当該建築物の実況に応じて適切

第二 荷重及び外	、当該部材を	いて特別な調	を有するように当該開	四壁以外の部	を行うこと。	該開口部を	ロ開口部を	れぞれ	この式	$r_2 = 1 - 1$	(3) 当該開	表すも
荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力の計算方法	当該部材を非構造部材として取り扱った上で第二第二号の規定によることとする。	特別な調査又は研究の結果に基づき算出した上で構造耐力上主要な部分として構造計算を行うか	うに当該開口部の周囲が補強されている場合を除き、当該部材の剛性及び耐力の低減	壁以外の部材に開口部を設ける場合にあっては、開口部を設けない場合と同等以上の剛性及び耐	°ح	口部を有する耐力壁の剛性及び耐力を当該特別な調査又は研究の結果に基づき低減して構造計算	開口部を有する耐力壁の剛性及び耐力の低減について特別な調査又は研究が行われている場合	れぞれ ()に規定する rº、 lº、 -、 hº及び h を表すものとする。	の式において、 г はせん断耐力の低減率を表すものとし、 г 、 」、 − 、 h及び hは、	$= 1 - \max \left\{ r_0, l_0 / l, h_0 / h \right\}$	6)開口部を有する耐力壁のせん断耐力の低減率を次の式によって計算すること。	表すものとする。
		算を行うか	の低減につ	性及び耐力		て構造計算	る場合当		h は、 そ	J		

一 建築基準法施行令(以下「令」という。) 第八十二条第一
に生ずる力を計算するに当たっては、次のイ及びロに掲げる基準
٢ĵ
イ 構造耐力上主要な部分に生ずる力は、当該構造耐力上主要な部
すること。
ロ 基礎又は基礎ぐいの変形を考慮する場合にあっては、
に規定する地盤調査の結果に基づき、当該基礎又は基礎ぐいの接
かめること。
二 前号の計算に当たっては、非構造部材から伝達される
生ずる力を計算しなければならない。ただし、特別な調
達される力の影響がないものとしても構造耐力上安全であることが
の限りでない。
三 前二号の規定によって構造耐力上主要な部分に生ずる

る力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。
組み合わせて計算した当該柱の断面に生ずる応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期に生ず
じた数値の〇・二五倍以上となるせん断力が作用するものとし、これと常時荷重によって生ずる力を
ものとする。以下「常時荷重」という。)に令第八十八条第一項に規定する地震層せん断力係数を乗
六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加える
壁の端部となる柱を除く。)について、当該柱が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(令第八十
)が負担するせん断力の和が当該階に作用する地震力の二分の一を超える場合(当該架構の柱(耐力
壁を配置する架構とし、かつ、地震時に当該架構を設けた階における耐力壁(その端部の柱を含む。
イ 建築物の地上部分の剛節架構の一部に鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である耐力
っては、この限りでない。
又は建築物の部分が構造耐力上安全であることを確かめることができる計算をそれぞれ行う場合にあ
し、特別な調査又は研究の結果に基づき、イから二までに定める方法による計算と同等以上に建築物
る場合に応じてそれぞれ当該イから二までに定める方法によって計算を行わなければならない。ただ

ロ 地階を除く階数が四以上である建築物又は高さが二十メートルを超える建築物のいずれかの階にお
いて、当該階が支える部分の常時荷重の二十パーセント以上の荷重を支持する柱を架構の端部に設け
る場合(建築物の張り間方向及びけた行方向以外の方向に水平力が作用するものとして令第八十二条
第一号から第三号までに規定する構造計算を行い安全であることを確かめること。
ハ 地階を除く階数が四以上である建築物又は高さが二十メートルを超える建築物であって、昇降機塔
その他これに類する建築物の屋上から突出する部分(当該突出する部分の高さが二メートルを超える
ものに限る。) 又は屋外階段その他これに類する建築物の外壁から突出する部分を設ける場合
する荷重及び外力(地震力にあっては、当該部分が突出する方向と直交する方向の水平震度(令第八
十八条第一項に規定するZの数値に一・〇以上の数値を乗じて得た数値又は特別な調査若しくは研究
に基づき当該部分の高さに応じて地震動の増幅を考慮して定めた数値を乗じて得た数値とする。
基づき計算した数値とする。)に対して、当該部分及び当該部分が接続される構造耐力上主要な部分
に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行い安全であること
を確かめること。

第 三 0 う。 る層間変形角の算定に用いる層間変位は、 は 前号の規定にかかわらず、令第八十二条の六第二号イの規定に従って剛性率を計算する場 この場合において、 社とが接する部分の水平方向の変位の差の計算しようとする方向の成分として計算するものとする 地震力によって各階に生ずる水平方向の層間変位の計算方法 令第八十二条の二に規定する層間変位は、 を行い安全であることを確かめること。 構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算 得た数値とする。 っては、 る部分の長さがニメートル以下のものを除く。)を設ける場合)については、 片持ちのバルコニーその他これに類する建築物の外壁から突出する部分(建築物の外壁から突出す 当該部分の鉛直震度(令第八十八条第一項に規定するZの数値に一・〇以上の数値を乗じて 上下の床版に接する壁及び柱のすべてについて確かめなけ)に基づき計算した数値とする。 同条に規定する層間変形角(当該層間変位の当該各階の高さに対する割合を 各階において当該階が計算しようとする方向のせん断力に 地震力が作用する場合における各階の上下の床版と壁又)に対して、 当該部分及び当該部分が接続される 作用する荷重及び外力(地 れば ならな ιÌ 心震力に 合に おけ 11 あ

平力に対して耐えられなくなる状態をいう。以下同じ。)
塑性ヒンジが生じること、耐力壁がせん断破壊することその他の要因によって建築物の特定の階が水
ロ(部分崩壊形(全体崩壊形以外の状態であって、建築物の特定の階においてすべての柱頭及び柱脚に
同じ。)
生じることその他の要因によって建築物の全体が水平力に対して耐えられなくなる状態をいう。以下
並びに最上階の柱頭及び一階の柱脚に塑性ヒンジが生じること、一階の耐力壁の脚部に塑性ヒンジが
イ 全体崩壊形(建築物のすべてのはり(最上階のはり及び一階の床版に接するはりを除く。)の端部
さい数値以下の数値として計算するものとする。
定める崩壊形に達する時における当該各階の構造耐力上主要な部分に生じる水平力の和のうち最も小
一 令第八十二条の三第一号に規定する保有水平耐力は、建築物の地上部分の各階ごとに、架構が次に
第四(保有水平耐力の計算方法)
別な調査又は研究によって建築物の層間変位を計算した場合にあっては、この限りでない。
対して一様に変形するものとして計算した水平剛性の数値に基づき計算するものとする。ただし、特

れ、かつ、崩壊する階(部分崩壊形にあっては水平力に対して不安定になる階を、局部崩壊形にあっ
ロ A を用いて増分解析を行い、架構の崩壊状態が部分崩壊形又は局部崩壊形となることが確かめら
イ (A)を用いて増分解析を行い、架構の崩壊状態が全体崩壊形となることが確かめられた場合
いう。) 及び F(以下単に「 F」という。) を乗じた数値を Α に替えて用いることができる。
次のイから八までのいずれかに該当する場合にあっては、 A に同項に規定する D (以下単に「 D 」と
、令第八十八条第一項に規定する A(以下単に「 A」という。)を用いなければならない。ただし、
て作用させるものとする。この場合において、当該地震層せん断力係数を計算する場合に用いる A は
せ、これに応じた地震層せん断力係数に当該各階が支える部分の常時荷重を乗じた数値を水平力とし
標準せん断力係数(令第八十八条に規定する地震力の計算時に用いる係数をいう。)の数値を漸増さ
二 各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合にあっては、建築物の地上部分の各階について
ΰ°)
き耐えられる状態であっても、常時荷重に対して架構の一部が耐えられなくなる状態をいう。以下同
ハ 局部崩壊形(建築物の構造耐力上主要な部分のいずれかが破壊し、架構が水平力に対しては引き続

イ(木造の架構にあっては、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部がその部)
果に基づき適切であることが確かめられた方法によるものとする。
の低下が生ずるおそれのないことを、次のイから二までに掲げる方法その他特別な調査又は研究の結
構の崩壊状態の確認に当たっては、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力
ニ 構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、第一号における架
られた場合
断力の高さ方向の分布について Ds 及び Fs を考慮して計算した数値とすることができることが確かめ
ハ 建築物の振動特性に関する特別な調査又は研究によって地震力に耐えている建築物の各階の層せん
に対して耐えられなくなる状態となることが確かめられた場合
及び最下階の柱脚に塑性ヒンジが生じることその他の要因によって当該建築物の部分の全体が水平力
該建築物の部分の最上階のはり及び最下階の床版に接するはりを除く。)の端部並びに最上階の柱頭
る場合にあっては、当該階の上方及び下方のそれぞれの建築物の部分)について、すべてのはり(当
ては局部的な崩壊が生じる階をいう。)以外の階である建築物の部分(崩壊する階が架構の中間であ

_

分	分の存在応力を伝えることができるものであること。
	鉄骨造の架構において冷間成形により加工した角形鋼管(厚さ六ミリメートル以上のものに限る。
以	以下口において単に「角形鋼管」という。)を構造耐力上主要な部分である柱に用いる場合にあって
ц	次に定める構造計算を行うこと。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造
耐	耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあっては、この
限	限りでない。
(1)	構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱が日本工業規格(以下「JIS」という。)
_	G三四六六(一般構造用角形鋼管)(二〇〇六に適合する場合にあっては、構造耐力上主要な部分
	である柱及びはりの接合部(最上階の柱の柱頭部及び一階の柱の脚部である接合部を除く。)につ
	いて、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第二第三号イに適合することを確かめるほか、当
<u></u>	該柱が一階の柱である場合にあっては、地震時に柱の脚部に生ずる力に一・四(柱及びはりの接合
	部の構造方法を内ダイアフラム形式(ダイアフラムを落とし込む形式としたものを除く。)とした
	場合は一・三)以上の数値を乗じて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をして

Mpc	١				係				_		(2)	
各階の柱及びはりの接合部において柱の材端に生じうるものとした最大の曲げモーメント(この式において、 №、 №及び №は、それぞれ次の数値を表すものとする。	$\sum Mpc \sum \min\{1.5Mpb, 1.3Mpp\}$	する構造計算を行い安全であることを確かめた場合にあっては、この限りでない。	う。以下 ()において同じ。) において塑性ヒンジを生じないものとして令第八十二条の三に規定	数を乗じて低減し、かつ、当該耐力を低減した柱に接着するはりの材端(柱に接着する部分をい	鋼管の柱脚部の耐力を、鋼材の種別並びに柱及びはりの接合部の構造方法に応じて次の表に掲げる	材に接着する部分をいう。以下 ()において同じ。) 、最上階の角形鋼管の柱頭部及び一階の角形	を確かめること。ただし、次の式に適合しない階に設けた角形鋼管の柱の材端(はりその他の横架	柱及びはりの接合部(最上階の柱頭部及び一階の柱脚部を除く。)について次の式に適合すること	二〇〇六に適合する角形鋼管以外の角形鋼管である場合にあっては、当該柱の存する階ごとに、	構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱がJIS(G三四六六(一般構造用角形鋼管)	当該建築物が安全であることを確かめること。

	〇·八五	プレス成形その他断面の
		したもの
		べてを冷間成形により加工
八O - 七五	0.	ロール成形その他断面のす
	のを除く。)	
たも	ラムを落とし込む形式としたも	
アフ い 欄に掲 げる 形 式 以 外 の 形 式	内ダイアフラム形式(ダイアフ	
(3)	(61)	
りの接合部の構造方法	柱及びはりの接合	鋼材の種別
		、 メートル)
への曲げモーメント (単位 ニュートン	各階の柱及びはりの接合部に生じうるものとした最大の曲げ	Mp 各階の柱及びはりの接合
	ル	(単位 ニュートンメートル)
しうるものとした最大の曲げモー メント	各階の柱及びはりの接合部においてはりの材端に生じうるも	Mp 各階の柱及びはりの接<
		単位 ニュートンメートル)

Q _w 1.25Q _M		耐力壁
Q _c 1.25Q _M	Q _c 1.1Q _M	柱
$Q_{\rm b} = Q_0 + 1.2Q_{\rm M}$	$Q_{b} = Q_{0} + 1.1Q_{M}$	はり
()欄に掲げる状態以外の状態	部材の両端にヒンジが生ずる状態	
(3)	(61)	使用する部分
一号の計算を行う場合における部材の状態	第一号の計算を行う場合	
れた場合にあっては、この限りでない	構造耐力上主要な部分にせん断破壊を生じないことが確かめられた場合にあっては、	構造耐力上主要な部分
特別な調査又は研究の結果に基づき、	な部分にせん断破壊を生じないことを確かめること。ただし、	な部分にせん断破壊を
、次の表の式によって構造耐力上主要	せん断破壊を生じないものとした部材に限る。)の状態に応じ、	せん断破壊を生じない
一号の計算を行う場合における部材(lの架構にあっては、使用する部分及び第一	ハ 鉄筋コンクリート造の架構にあっては、
		たもの

													Q_{b}	Qb
b はりの幅 (単位 ミリメートル)	◎ せん断補強筋の材料強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	p せん断補強筋比 (小数とする。)	d はりの有効せい (単位 ミリメートル)	位 ミリメートル)	dに三を乗じて得た数値を超える場合にあっては dに三を乗じて得た数値とする。)(単	ント ≥と最大のせん断力 ♀の比とし、 ♀の数値がd未満となる場合にあってはdとし、	№ はりのシアスパン(はりの有効長さ内における当該はりに作用する最大の曲げモーメ	単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	F。 コンクリートの設計基準強度 (設計に際し採用する圧縮強度をいう。以下同じ。) (p 引張鉄筋比 (単位 パーセント)	のとする。	この式において、 p、 F、 M、 d 、 p、 、 b 及び jは、それぞれ次の数値を表すも	${}_{b} = \left\{ \frac{0.068 p_{t}^{0.23} \cdot (Fc + 18)}{M/(Q \cdot d) + 0.12} + 0.85 \sqrt{p_{w} \cdot \sigma_{wy}} \right\} \cdot b \cdot j$	次の式によって計算したはりのせん断耐力(単位(ニュートン)

	Qw									Qc		
$Q_{w} = \left\{ \frac{0.068p_{te}^{0.23} \cdot (F_{c} + 18)}{\sqrt{M/(Q \cdot D) + 0.12}} + 0.85\sqrt{p_{wh} \cdot \sigma_{wh}} + 0.1\sigma_{0} \right\} \cdot t_{e} \cdot j$	次の式によって計算した耐力壁のせん断耐力(単位 ニュートン)	トル)	j 応力中心距離(柱の有効せいに7/8を乗じて計算した数値とする。)(単位 ミリメー	b 柱の幅 (単位 ミリメートル)	する。)(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	。 平均軸応力度 (Fc に〇・四を乗じた数値を超える場合は、 Fc に〇・四を乗じた数値と	♀ 当該柱をはりとみなして計算した場合における部材のせん断耐力(単位 ニュートン	、この式において、ω、 ο、 ο 及び j は、それぞれ次の数値を表すものとする。	$Q_c = Q_b + 0.1\sigma_0 \cdot b \cdot j$	、次の式によって計算した柱のせん断耐力(単位 ニュートン)	ー ト や)	〕 応力中心距離(はりの有効せいに7/8を乗じて計算した数値とする。)(単位 ミリメ

のせん断力 ♀の比とし、 ♀の数値がD未満となる場合にあってはDとし、Dに三を乗じ
☆ 耐力壁のシアスパン (当該耐力壁の高さの内における最大の曲げモーメント ≥ と最大
F° コンクリートの設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
数値とする。)(単位 ミリメートル)
数値とし、耐力壁の厚さの一・五倍を超える場合にあっては、耐力壁の厚さの一・五倍の
関して長さと断面積とがそれぞれ等しくなるように長方形の断面に置き換えたときの幅の
te 耐力壁の厚さ(I形断面の場合にあっては、端部の柱を含む水平方向の断面の形状に
場合は端部の曲げ補強筋の断面積(単位(平方ミリメートル)
a I形断面の場合は引張側柱内の主筋断面積、耐力壁の水平方向の断面が長方形断面の
。)にあっては0.95Dとする。)(単位 パーセント)
柱のせい)、耐力壁の水平方向の断面が長方形の場合(以下「長方形断面の場合」という
I形とみなせる場合(以下「Ⅰ形断面の場合」という。)にあってはP Dc/2(Dc は圧縮側
dは耐力壁の有効長さとして、周囲の柱及びはりと緊結された耐力壁で水平方向の断面が
p 等価引張鉄筋比 (100at/ (te・d) によって計算した数値とする。この場合において、
を表すものとする。
CO式において、 pt、 at、 ct、 Ct、 Q、 D、 pt、 bt、 ct、 C

平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イ ()の規定によること。この場合において、式	Q 第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地震力によって生ずるせん断力 (ュートン)	Q 第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち長期に生ずるせん断力(単位 二	メートル)	j 応力中心距離(耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算した数値とする。)(単位 ミリ	ートン)	。 耐力壁の全断面積に対する平均軸方向応力度(単位) 一平方ミリメートルにつきニュ	☆ せん断補強筋の材料強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	pw teを厚さと考えた場合の耐力壁のせん断補強筋比(小数とする。)	位 ミリメートル)	D 耐力壁の全長(I形断面の場合にあっては端部の柱のせいを加えた数値とする。)(単	トル)	て得た数値を超える場合にあってはDに三を乗じて得た数値とする。) (単位 ミリメー
		第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地	第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地ュートン)	第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地ュートン) 第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち長	第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地ュートン) 第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち長く	第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地スートン) 第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち長く メートル) 」 応力中心距離 (耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算した	第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地スートン) 「「応力中心距離(耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算した」」「応力中心距離(耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算した	第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地 「応力中心距離(耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算した メートル) の力中心距離(耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算した ートン)	第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地 「「「「「「」」」の力中心距離(耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算した 「「「「」」」の力中心距離(耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算した 「「」」「「」」」の力中心距離(耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算した 「」」」の力中心距離(耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算した 「」」」。 「」」」、 「」」」、 「」、 「	 第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地 耐力壁の全断面積に対する平均軸方向応力度(単位 ーートン) 「「応力中心距離(耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算したメートル) 「「「」「「」」 「」「」」 「」「」」 「」」 「」 「」」 「」」<	第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地 ^{wh} te を厚さと考えた場合の耐力壁のせん断補強筋比(小数と 	D 耐力壁の全長(I形断面の場合にあっては端部の柱のせい D 耐力壁の全断面積に対する平均軸方向応力度(単位 $-$ + + + + + + + +	「第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち地 い。一時の一部での全断面積に対する平均軸方向応力度(単位 一 ートン) の力型の全断面積に対する平均軸方向応力度(単位 一 ートン) 第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち長 第一号の計算において部材に作用するものとした力のうち長 ・ ボカ中心距離(耐力壁の有効長さに7/8を乗じて計算した メートル) ・ トル)

	し書の規定により特定行		て想定する状態	
備考		一般の場合	っい	
	合する部材と同等以上であることが確認された場合にあっては、この限りでな	あることが確	合する部材と同等以上で	
能が当該構造部分に関する規定に適	況に応じた加力実験によって耐力、靭性及び付着に関する性能が当該構想	によって耐力	の実況に応じた加力実験	<u>م</u>
。ただし、当該構造部分	よって計算した当該構造部分の耐力を超えないことを確かめるものとする。	造部分の耐力	によって計算した当該構	1-
第八節第四款の規定による材料強度	それぞれ令第三章	造部分に生ず	によって計算し、当該構造部分に生ずる力が、	1-
部分に生ずる力を次の表に掲げる式	当該構造	に適合しない	の二第一項第三号の規定に適合しないものについては、	Ť
第七十八条又は第七十八条	第七十七条の二第二項、	第六号までの	、第七十七条第二号から第六号までのいずれか、	`
の構造部分であって、令第七十三条	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物の構造部分で	は鉄骨鉄筋コ	鉄筋コンクリート 造又	四
		この限りでない。	合にあっては、この限	
確かめることができる場	筋コンクリート造である構造耐力上主要な部分に損傷を生じないことを別に確かめることができる場	る構造耐力上	筋コンクリー ト造であ	
特別な調査又は研究の結果に基づき鉄	以上の数値」と読み替えるものとする。ただし、特別な調査又	値」と読み替	ては一・〇) 以上の数	
一・五(耐力壁にあっ	・五(耐力壁にあっては二・〇)以上の数値」とあるのは、「 n	壁にあっては	中「n 一・五 (耐力	

	て生ずる力	令第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力	P 令第八十五条に
	て生ずる力	令第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力	G 令第八十四条に
		せん断力等をいう。)を表すものとする。	せん断力等をいう。
カ、曲げモーメント、	、それぞれ次の力(軸方向力、	G、P、S、W及びKは、	この表において、
	G+P+0. 35S+K	G+P+K	地震時
によるものとする。			
荷重を減らした数値			
の実況に応じて積載			
については、建築物			
場合においては、P			
引抜き等を検討する	G+P+0. 35S+1. 6W		
建築物の転倒、柱の	G+P+1. 6W	G+P+1. 6W	暴風時
	G+P+1. 4S	G+P+1. 4S	積雪時
	における場合		
	政庁が指定する多雪区域		

	S 令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力
	W 令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力
	K 令第八十八条に規定する地震力によって生ずる力(標準せん断力係数を一・〇以上とする)
	。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該部材を含む階の靭性を適切に評価して
	計算をすることができる場合においては、標準せん断力係数を当該計算により得られた数値
	(当該数値が〇・三未満のときは〇・三)とすることができる。)
五	建築物の地上部分の塔状比(計算しようとする方向における架構の幅に対する高さの比をいう。)
が	四を超える場合にあっては、次のイ又は口に掲げる層せん断力のいずれかが作用するものとした場
合	合に建築物の地盤、基礎ぐい及び地盤アンカーに生ずる力を計算し、当該力が地盤にあっては平成十
Ξ	三年国土交通省告示第千百十三号第一に規定する方法による地盤調査(以下この号において単に「地
盤	調査」という。) によって求めた極限応力度に基づき計算した極限支持力の数値を、基礎ぐい及び
地	盤アンカーにあっては令第三章第八節第四款の規定による材料強度に基づき計算した当該基礎ぐい
及	及び地盤アンカーの耐力並びに地盤調査によって求めた圧縮方向及び引抜き方向の極限支持力の数値

「この式において、 ㎏、 ㎏、 Y、 ㎏及び Xは、それぞれ次の数値を表すものとする。
$\mathbf{K}_{R} = \sum \left(\mathbf{k}_{x} \cdot \overline{\mathbf{Y}}^{2} \right) + \sum \left(\mathbf{k}_{y} \cdot \overline{\mathbf{X}}^{2} \right)$
あっては、この限りでない。
値とする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき各階の剛心周りのねじり剛性を計算した場合に
断力に対して一様に変形するものとして計算した水平剛性の数値に基づき、次の式によって計算した数
令第八十二条の六第二号ロの各階の剛心周りのねじり剛性は、当該階が計算しようとする方向のせん
第五(各階の剛心周りのねじり剛性の計算方法)
ものとした層せん断力
ロ 第一号の規定によって計算した保有水平耐力に相当する層せん断力が生ずる場合に各階に作用する
ん断力
イ 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を〇・三以上として計算した層せ
する建築物の全体の転倒が生じないことを確かめた場合にあっては、この限りでない。
をそれぞれ超えないことを確かめるものとする。ただし、特別な調査又は研究によって地震力が作用

する。

附									
則		X		ky		Y		kx	Kr
	せた線の長さ(単位 メートル)	剛心と各部材をそれぞれ同一水平面上に投影させて結ぶ線を張り間方向の平面に投影さ	単位 ーメートルにつきニュートン)	令第八十二条の二に規定する構造計算を行う場合における各部材のけた行方向の剛性(せた線の長さ(単位 メートル)	剛心と各部材をそれぞれ同一水平面上に投影させて結ぶ線をけた行方向の平面に投影さ	単位 ーメートルにつきニュートン)	令第八十二条の二に規定する構造計算を行う場合における各部材の張り間方向の剛性(剛心周りのねじり剛性 (単位(ニュートンメートル)

- この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。
- 2 平成十三年国土交通省告示第千三百七十一号及び平成十五年国土交通省告示第九百九十五号は、 廃 止

・ (略)	三 冷間成形により加工した角形鋼管(厚さ六ミリメートル以上のものに限る一・二 (略)
次の各号に定める構造計算を行うこと。	次の各号に定める構造計算を行うこと。
鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物については、	鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物については、
第二 鉄骨造の建築物等に関する基準	第二鉄骨造の建築物等に関する基準
を確かめること。	
によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないこと	る急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。
な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が、割裂き、せん断破壊等	又はこれらの接合部が、割裂き、せん断破壊等によつて構造耐力上支障のあ
四(前三号に掲げるもののほか、必要がある場合においては、構造耐力上主要)	五)前各号に掲げるもののほか、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり
	する高さの比をいう。)が四を超えないことを確かめること。
	四 建築物の地上部分の塔状比 (計算しようとする方向における架構の幅に対
各号に定める構造計算を行うこと。	各号に定める構造計算を行うこと。
木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物については、次の	木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物については、次の
第一 木造の建築物等に関する基準	第一木造の建築物等に関する基準
	の基準を次のように定める。
の規定に基づき、構造計算の基準を次のように定める。	の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の三第三号	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の六第三号
	準を定める件
特定建築物の地震に対する安全上必要な構造計算の基準を定める件	建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基
現 行 告 示	改 正 案
(傍線部分は改正部分)	昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号改正案新旧対照条文

四 柱及びはりに炭素鋼(平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規
た場合に当該建築物が安全であることを確かめること。
数値を乗じて令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算をし
ラムを落とし込む形式としたものを除く。) とした場合は一・三) 以上の
一・四(柱及びはりの接合部の構造方法を内ダイアフラム形式(ダイアフ
る場合にあつては、イに掲げるほか、地震時に当該柱の脚部に生ずる力に
つ、日本工業規格G三四六六(一般構造用角形鋼管)(二〇〇六に適合す)
ロ 構造耐力上主要な部分である角形鋼管を用いた柱が一階の柱であり、か
生じうるものとして計算した最大の曲げモーメント(単位) ニュート
単位 ニュートンメートル)
分をいう。) に生じうるものとして計算した最大の曲げモーメント (
Me 当該接合部における柱の材端(はりその他の横架材に接着する部
この式において、 艸及び 艸は、それぞれ次の数値を表すものとする。
∑Mpc 1.5∑Mpb
ことを確かめること。
及び一階の柱の脚部である接合部を除く。)について、次の式に適合する
イ(構造耐力上主要な部分である柱及びはりの接合部(最上階の柱の柱頭部)
つては、この限りでない。
ある急激な耐力の低下を生ずるおそれのないことが確かめられた場合にあ
だし、特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造耐力上支障の
分である柱に用いる場合にあつては、次に定める構造計算を行うこと。た
。以下この号において単に「角形鋼管」という。)を構造耐力上主要な部

(値以下の数値となることを、そ角形鉔管の幅厚比及び円形鉔管	の径厚比にあつてはそれぞれ同欄に掲げる数値以下の数値となることを、そよつて計算した数値が一以下になることを、角形鋼管の幅厚比及び円形鋼管	の径厚比にあつて	
は 同表の (3) 欄に 掲げる 式に 		げる柱及びはりの	
っては、次の表のい欄に掲	柱及びはりにステンレス鋼を用いる場合にあつては、次の表の (1)欄に掲	五柱及びはりにス	푀
		ものとする。	
一平方ミリメートルにつきニュートン)を表す		規定する基準強度(単位	
名二千四百六十四号第一に	、Fは平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に	この表において、	
60√235/F	^{ウェ} ブ		
9√235/F	フランジ	は り 日 形鋼	
50(235/F)	I	円形鋼管	
33√235/F		角形鋼管	
43√235/F	ウェブ		
9.5√235/F	フランジ	柱 H形鋼	
	部位	部材断面形状	
数値		柱及びはりの区分	
(3)	(L1)		
		の限りでない。	
られた場合にあつては、こ	力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられた場合にあつては、こ	力上支障のある局	
至づき、鋼材の断面に構造耐	特別な調査又は研究の結果に基づき、鋼材の断面に構造耐	ること。ただし、	
の数値となることを確かめ	厚比とする。) が同表の (3)欄に掲げる数値以下の数値となることを確かめ	厚比とする。)が	
幅厚比(円形鋼管にあつては、径	い欄に掲げる柱及びはりの区分に応じ、幅厚比	い欄に掲げる柱及	
)を用いる場合にあつては、次の表の	五ニュートン以下であるものに限る。) を用いる	五ニュートン以下	
日エーートン以上三百七十	定する基準強度が一平方ミリメートルにつき二百五ニュートン以上三百七十	定する基準強度が	

それぞれ次の数値を表すもの	b、d、tf及びtwは、	この表において、
四四	三百二十五ニュートン級	
セニ	百三十五ニュー トン級鋼	円形鋼管
	三百二十五ニュートン級鋼	
	二百三十五ニュー トン級鋼	角形鋼管
$\left(\frac{b/t_{\rm f}}{9}\right)^2 + \left(\frac{d/t_{\rm w}}{47}\right)^2$	三百二十五ニュー トン級鋼	
$\frac{\left(\frac{b/t_{f}}{9}\right)^{2} + \left(\frac{d/t_{w}}{67}\right)^{2}}{\cancel[b]{5}}$	二百三十五ニュートン級鋼	は <u>り</u> H 新鋼
四 四	三百二十五ニュートン級鋼	
セニ	二百三十五ニュートン級鋼	円形鋼管
二 五	三百二十五ニュートン級鋼	
二五	二百三十五ニュートン級鋼	角形鋼管
$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{31}\right)^2$	三百二十五ニュー トン級鋼	
$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{43}\right)^2$	二百三十五ニュー トン級鋼	柱 H 形鋼
	鋼種	部材断面形状
数値	ונג	柱及びはりの区分
(3)	(11)	
	この限りでない。	あつては、この四
が確かめられた場合に	断面に構造耐力上支障のある局部座屈を生じないことが確かめられた場合に	断面に構造耐力と
結果に基づき、鋼材の	こと。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、	れぞれ確かめること。

分な靭性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。	耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、又は十	構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、実験によつて耐力壁並びに構造	クリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める	を併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コン	鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造と	第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準	のないことを確かめること。	によつて、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれ	分である柱の脚部の基礎との接合部がアンカー ボルトの破断、基礎の破壊等	又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によつて、又は構造耐力上主要な部	七(前各号に掲げるもののほか、構造耐力上主要な部分である柱若しくははり	六第一第四号の規定によること。	tw ウェブの厚さ (単位 ミリメートル)	tr フランジの厚さ (単位 ミリメートル)	d ウェブのせい (単位 ミリメートル)	<u> </u>	b フランジの半幅(フランジの半分の幅をいう。)(単位 ミリメー	とする。
な靭性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。	耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し又は十分	構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、実験によつて耐力壁並びに構造	クリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める	を併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コン	鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造と	第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準	な耐力の低下を生ずるおそれのないことを確かめること。	ボルトの破断、基礎の破壊等によつて、それぞれ構造耐力上支障のある急激	て、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部の基礎との接合部がアンカー	な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等によつ	三 前二号に掲げるもののほか、必要がある場合においては、構造耐力上主要							

_
0
~
L`_
لح
C
あ
Z
ູ
σ
るのは
1+
ъ
•
<u>→</u>
•
0
L
۲
<u> </u>
す
2
ス
2
v

7上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁 (上端)	各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリ	助われた「「「「「」」」である「「「」」」では「「「」」」では「「「」」」では「「「」」」では「「」」」では「「」」」では「「」」」では「「」」」では「「」」」では「「」」」では「「」」」では「「」」
	力上主要な部分である柱及び耐力壁以外の壁(上端及び下端が構造耐力上主	「「「各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁、構造耐口」」というない。「「「各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁、構造耐な靭性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。

こと。ただし、鉄骨鉄筋コンクリート造の柱及びこれに緊結された耐力壁に
耐力上主要な部分である柱の水平断面積が次の式に適合することを確かめる
二 各階の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の耐力壁及び構造
二分の一の平方根の数値未満のときは、二分の一の平方根の数値))
は十八を使用するコンクリートの設計基準強度(単位)一平方ミリメ
・〇、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあって
が一平方ミリメート ルにつき十八ニュートン未満の場合にあっては一
コンクリートの設計基準強度による低減係数として、設計基準強度
A 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る A の数値
更に積雪荷重を加えるものとする。) (単位 ニュートン)
ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、
該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(令第八十六条第二項
W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当
Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値
位 平方ミリメートル)
限る。)のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積 (単
以外の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに
A(当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁
断面積(単位(平方ミリメートル))
A 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平
を表すものとする。
この式において、A、A、Z、W、A及び は、それぞれ次の数値
$\Sigma 2.5 A_w + \Sigma 0.7 A_c = 0.75 ZW A_i \beta$

「次のイから八までに掲げる基準に適合することを確かめること。
 「次のイから八までに掲げる基準に適合することを確かめること。

あ
<u>フミリメートル)</u> ゴII記障の構造而ナユヨ要た音をである村のカ平断面利(単位
三 構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリー
ト造のはり (最上階のはり又は一階の床版に接着するはりを除く。) の材端
(柱又は壁に接着する部分をいう。)に生ずる曲げモーメントが、当該部分
に生じ得るものとして計算した最大の曲げモーメントと等しくなる場合にお
いて、構造耐力上主要な部分である鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンク
リート造の柱及び壁の材端(はりその他の横架材又は垂れ壁若しくは腰壁に
接着する部分をいい、最上階のはりその他の横架材若しくは垂れ壁に接着す
る部分又は一階の床版に接着するはりその他の横架材若しくは腰壁に接着す
る部分を除く。) に生ずる曲げモーメントが当該部分に生じ得るものとして
計算した最大の曲げモー メントを超えず、かつ、当該はり、柱及び壁にせん
断破壊が生じないことを確かめること。

	A 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る A の数値に積雪荷重を加えるものとする。) (単位 ニュートン)
更	ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、
<u>_</u> る 項 当	該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(令第八十六条第二項(
	位 平方ミリメートル)
(単	限る。)のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面積(単
のに	以外の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結されたものに
力 壁	A 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁
	断面積 (単位)平方ミリメートル)
水平	A 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平
	値が二の平方根の数値を超えるときは、二の平方根の数値)
該数	トルにつきニュートン)を十八で除した数値の平方根の数値(当該数
メ 	つては使用するコンクリートの設計基準強度(単位)一平方ミリメー
にあ	は一・〇、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあ
って	強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあつて
基準	コンクリートの設計基準強度による割り増し係数として、設計基準
	値を表すものとする。
の 数	この式において、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
	$\sum 2.5 \alpha A_w + \sum 0.7 \alpha A_c = 0.75 ZWA_{I}$
<u>é</u> 「 <u>1.0</u>	鉄骨鉄筋コンクリート造の柱にあつては、同式中「0.7」とあるのは「1.0

 「1.8」とあるのは「2.0」とする。 「1.8」とあるのは「2.0」とする。
--

て計算したせん断力とする。ただし、最上階の柱の場合にあつてはオーオー・ディー・ディーディーン・ディー・ディー・
和に相当する曲げモーメントがそれぞれ当該部分に生ずるものとし柱にあつては柱頭部及び柱脚部に接続するはりの端部の曲げ耐力の
断力(はりにあつては両端が曲げ耐力に達した時のせん断力とし、
Q イの状態において柱及びはりに生じうるものとして計算したせん
する一階の柱にあつては、一・〇)以上の数値
n 一・一(柱頭部が曲げ降伏する最上階の柱及び柱脚部が曲げ降伏
柱の場合には零とすることができる。(単位 ニュートン)
Q0 単純支持とした時の常時荷重によつて生ずるせん断力。ただし、
Q 設計用せん断力 (単位 ニュートン)
すものとする。
この式において、 ロ、 ロ、 ゠及び ロ は、それぞれ次の数値を表
$Q_{\rm D} = Q_0 + nQ_{\rm u}$
(1) 柱及びはりの設計用せん断力は、次の式によつて計算すること。
三号までに規定する構造計算をした場合に当該建築物が安全であること。
設計用せん断力に限る。)をそれぞれ用いて、令第八十二条第一号から第
び設計用曲げモーメント(曲げ破壊を生ずるものとした部分にあつては、
ん断力を、耐力壁にあつては (2)の規定により計算した設計用せん断力及
ずる力として、柱及びはりにあつては (1)の規定により計算した設計用せ
ロ 前号に規定するもののほか、地震力によつて構造耐力上主要な部分に生
はり、柱及び壁にせん断破壊が生じないこと。
生じ得るものとして計算した最大の曲げモー メントを超えず、かつ、当該
くは腰壁に接着する部分を除く。) に生ずる曲げモーメントが当該部分に
垂れ壁に接着する部分又は一階の床版に接着するはりその他の横架材若し

ハ第一第匹号の規定によること。
五百九十四号第四第一号イに規定する全体崩壊形に達する場合に耐
─────────────────────────────────────
n2 一・五以上の数値
№ 設計用曲げモーメント (単位 ニュートンミリメートル)
力壁に作用するせん断力 (単位 ニュートン)
五百九十四号第四第一号イに規定する全体崩壊形に達する場合に耐
Q 当該耐力壁を含む建築物の架構が平成十九年国土交通省告示第
11 一・五以上の数値
ℚ 設計用せん断力 (単位 ニュートン)
の数値を表すものとする。
$\overline{Q_{D}} = n_{1}Q_{W}$ 及び $M_{D} = n_{2}M_{W}$
算すること。
(2) 耐力壁の設計用せん断力及び曲げモーメントは、次の式によつて計)(単位 ニュートン)
 柱頭部が、一階の柱の場合にあつては柱脚部が、それぞれ曲げ耐力

国土交通大臣 冬柴 鐵三西京第千七百九十二号)の一部を次のように改正する。 年示第千七百九十二号)の一部を次のように改正する。 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する国土交通省告示第五百九十六号
国土交通大臣冬柴
前文中「第八十二条の四第二号」を「第八十二条の三第二号」に改める。
第一中「次の表一、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあつては次の表二、その他の階にあつては次の表
三の数値以上の数値を用いる」を「第二に、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては第三に、柱及びは
りの大部分が鉄筋コンクリート造である階にあっては第四に、柱及びはりの大部分が鉄骨鉄筋コンクリートであ
る階にあっては第五に、その他の階にあっては第六に、それぞれ定める方法による」に改め、「 ただし、」 の下
に「特別な調査又は研究の結果に基づき」を加え、第一の表一から表三までを削る。
第二中「建築基準法施行令第八十二条の三第一号」を「令第八十二条の六第二号イ」に、「同条第二号」を「

接合部の種別	接合部の構造方法
	二 接合部の種別を、次の表に掲げる接合部の構造方法に応じて定めること。
	の二以下である場合にあってはFAとし、それ以外の場合にあってはFcとすること。
部材の耐力の三分	に当該部材に生ずる力が令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって計算した当該部材の耐力の三分
し。)に達する時	他の要因によって当該階が水平力に対して耐えられなくなる状態をいう。第二において同じ。) に達する時
はりの曲げ破壊その	柱及びはりの種別は、建築物の架構が崩壊形(当該階の柱及びはりの接合部の破壊、は
	次の各号に定める方法により ps を算出するものとする。
)にあっては、	維方向と直行する断面の面積が三百平方センチメートル以上である部材を用いるものに限る。)にあっては、
かつ、木材の繊	一号イ及びロに掲げる基準に適合するもの(柱及びはりの小径が十五センチメートル以上で、かつ、木材の繊
四十六条第二項第	柱及びはりの大部分が木造である階のうち、建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第二項第
	第二 柱及びはりの大部分が木造である階について Ds を算出する方法
	第一の次に次のように加える。
	同号口」に改め、第二を第七とする。

Ξ]
)s を 計	(四)		(三)			(=	.)			(—)	
18 を計算する階における柱及びはり並びに接合部について、異なる種別が混在する場合の部材群として	()から 三までに掲げるもの以外の接合部	せん断等による損傷が生じないものに限る。)	ボルト等の径の八倍以上である接合部(ボルト等の降伏時に木材部分に割裂き、	()及び()に掲げるもの以外のもので、接合する木材の厚さが当該接合に用いる	る損傷が生じないものに限る。)	十二倍以上である接合部 (ボルト等の降伏時に木材部分に割裂き、せん断等によ	その他これに類する接合具(以下この表において「ボルト等」という。)の径の	()に掲げるもの以外のもので、接合する木材の厚さが当該接合に用いるボルト	が生じないものに限る。)	当する応力が作用する場合において、当該接合部に割裂き、せん断等による破壊	木材のめりこみにより破壊する接合部(接合部に木材のめりこみの材料強度に相
として	S D		S C			Ē	5			S A	

- D て 言 厚 て そのしるしる本力でし 「」てし オイトロショー ļ それ方フン /1 t î (127 ŧ
- の種別は、次のイ及び口によって定めること。
- イ

 FA及びFCの種別の柱及びはりが存在する場合にあってはFCとする。
- ロ 接合部にあっては、次に定めるところによること。

0 • 五	O · 回 托	0 · 団	柱及びはりの部材群とし	柱及びはり	(四)
O · 四 石	回・O	O・Ⅲ扫	S C		(三)
0 · 囙	王 王 王 の	0.11	S B	F A	(二)
O · ⊟H∃	0 · III	0 : 一 五	S A		(-)
		た場合		の 種 別	
	外の架構の場合	設けない構造とし	の種別	群として	
Rm 07D易合	(3 欄及びに)(5 欄及びに)欄に掲げる架構以	チ架構で筋かいを	材群として	りの部材	
		剛節架構又はアー	接合部の部	柱及びは	
	架構の形式		部材群としての種別	部材群と	
(に)	(は)	(3)	(61)		
	する。	次の表に従って定めた数値以上の数値とする。	に従って定め		形式に応じ、
ごに掲げる架構の	次の表の い 欄に掲げる部材群としての種別及び同表の の 欄から に 欄までに掲げる架構の	掲げる部材群としての	の表のい欄に見	各階のDSは、次の	四各階
	0	SDの種別が存在する場合にあってはSDとする。	日在する場合に	Dの種別が存	(3) S
	SDの種別が存在せず、SCの種別が存在する場合にあってはSCとする。	の種別が存在する場	さ在せず、SC	Dの種別が存	(2) S
	SBとする。	SC及びSDの種別が存在しない場合にあってはSBとする。)種別が存在し	C及びSDの	(1) S

O · 三五	О • <u>=</u>	低下する破壊が著しく生じ難いこと等のて割裂き、せん断破壊等の耐力が急激に架構を構成する部材に生ずる応力に対し	(-)(-)て割裂き、せん架構を構成する
て負担する形式の架構 分を当該階の筋かいによっ (3)	の架構 (3) 欄に掲げる架構以外	架構の形式	架 構 の 性 状
	っ () て 降 は、	/r ()	、次の表に掲げる数値以上五以上の数値とする。ただ
は、当該階の s は、つ・五した数値を表すものとする	こある階のうち、前頃に現定する以外の階にあっては、当該階の s は、〇・〒5ある階のうち、前頃に現定する以外の階にあっては、当該階の s は、〇・〒6.5500000000000000000000000000000000000	ッ木造である階のうち、前項には u は、筋かいの水平耐力の和を	柱及びはりの大部分が木造である階のうち、。 この表において、 2 は、筋かいの水平耐
		う D で あ る る	」 の の か が 立 の

同じ。)	
の数値に応じて定めること。	

柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、次に定める方法により DS を算出するものとする。

第三 柱及びはりの大部分が鉄骨造である階について DS を算出する方法

筋かいの種別を、次の表に従い、有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。以下

〇 • 五	〇・団石	()から (三までに掲げるもの以外のもの	(四)
		急激に低下しないもの	
		破壊等が生じないこと等のため、耐力が	
〇・四五	O · 四	応力に対して当該部材に割裂き、せん断	(三)
		を構成する部材に塑性変形を生じさせる	
)及び ()に掲げるもの以外のもので架構	
		度が高いもの	
		壊が生じ難いこと等のため、塑性変形の	
〇 ・ 四	○ · 三 石	せん断破壊等の耐力が急激に低下する破	(二)
		する部材に生ずる応力に対して割裂き、	
		()に掲げるもの以外のもので架構を構成	
		ため、塑性変形の度が特に高いもの	

	別として定めること。
うて計算した数値以下の数値となる種	鋼管にあつては、径厚比とする。)の数値が、同表に掲げる式によ
及びはりの区分に応じて幅厚比(円形	る。)の場合にあっては、柱及びはりの種別は、次の表に従い、柱
七十五ニュートン以下であるものに限	き二百五ニュートン以上で、かつ、一平方ミリメートルにつき三百
る基準強度が一平方ミリメートルにつ	イ 炭素鋼(平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定す
めること。	一 柱及びはりの種別を、次のイから八までに掲げるところによって定
	きニュートン)
強度(単位 一平方ミリメートルにつ	F 平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第一に規定する基準強度(単位)
	筋かいの有効細長比
°,	この表において、 及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。
B C	$iii 890/\sqrt{F} < \lambda < 1980/\sqrt{F}$
BB	$\begin{array}{ c c c c c }\hline \hline 1 & 495/\sqrt{F} < \lambda & 890/\sqrt{F} \times 1980/\sqrt{F} & \lambda \end{array}$
B A	$\begin{array}{c c} \hline \\ \hline \\ \lambda & 495/\sqrt{F} \end{array}$
筋かいの種別	有効細長比

公開								<u> </u>				
剄の幅	ステ	平方	IJе		厚 比	は 径	北幅又厚	部 位	形 状	断 面	部 材	
鋼の幅厚比にあつては、同表に掲げる式によつて計算した数値が一以下となる種別として、角形鋼管の幅	ステンレス鋼の場合にあっては、	平方ミリメートルにつきニュートン)を表すものとする。	この表において、F	FA、FB及びFCのいずれにも該当しない場合	$15.5\sqrt{235/F}$	$12\sqrt{235/F}$	9.5√235/F	フランジ		H 形 鋼	柱	
同表に掲げる		きニュートン	は平成十二年	FCのいずれ	$48\sqrt{235/F}$	45√235/F	43√235/F	ウェブ				
式によつて計	柱及びはりの種別は、)を表すもの	建設省告示第一	にも該当しない	$48\sqrt{235/F}$	$37\sqrt{235/F}$	33√235/F			角形鋼管		柱及びはりの区分
算した数値が一	別は、次の表に従	とする。	Fは平成十二年建設省告示第二千四百六十四号第	場合	100(235/F)	70(235/F)	50(235/F)			円形鋼管		の区分
以下となる種別	ίŢ			-	$15.5\sqrt{235/F}$	11√235/F	9√235/F	フランジ		H 形鋼	はり	
として、角形鋼	柱及びはりの区分に応じてH形		に規定する基準強度(単位	-	$71\sqrt{235/F}$	65√235/F	60√235/F	ウェブ				
記 管の 幅	う て H 形		位 一	F D	F C	F B	F A		種 別	はりの	柱及び	

厚比及び円形鋼管の径厚比にあつては、それぞれ同表に掲げる数値以下の数値となる種別として定めるこ

比厚幅					種	鋼	状	形	面	断	材	部
$\frac{\left(\frac{b/t_{f}}{11}\right)^{2}}{+\left(\frac{d/t_{w}}{43}\right)^{2}}$				級鋼	ニュートン	二百三十五三百二十				H 形鋼		柱
$\left(\frac{b/t_f}{11}\right)^2 + \left(\frac{d/t_w}{31}\right)^2$				トン級鋼	五ニュー	三百二十						
三五五	級 鋼	トン	ユ 	五二	三 十	<u>一</u> 百				角形鋼管		
二五五	級鋼	トン	ユ 	五二	二 + 三 +	三百二百				 判管		
セー	級 鋼	トン	ב ו	五二	Ξ +	一百				円形鋼管		
四四	級鋼	トン	ユ 	五二	<u>-</u> +	三百				 們管		
$\left(\frac{b/t_{\rm f}}{13}\right)^2 + \left(\frac{d/t_{\rm w}}{67}\right)^2$				トン級鋼	五ニュー	十二日一日二				H 形鋼		はり
$\frac{\left(\frac{b/t_{f}}{9}\right)^{2}}{+\left(\frac{d/t_{w}}{47}\right)^{2}}$				級鋼	ニュートン	三百二十五						
Ē	級鋼	トン	ב ו	五二	ト <u>ン</u> 三十	百				角形鋼管		
Ē	級鋼	トン	ユ 	五二	<u>-</u> +	三百				 ぞ		
セニ	級鋼	トン	ユ 	五二	三 十	一百				円形鋼管		
四四	級鋼	トン	ユ 	五二	_ +	三百				 們管		
F A									種 別	り の	びは	柱 及

と

b	Ξ								比	厚	径	は	X
	この表において、b、d、	F A F B	$(d/t_w)/48$	及 び	$+ \left(\frac{d/t_w}{67}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2$	$(d/t_{w})/47$	及 び	$+\left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$	(13)	$\left(\frac{b/t_{f}}{b}\right)^{2}$		
フランジの半幅(フランジの半分の幅をいう。)(単位 ミリメートル)	ر م ط	FA、FB及びFCのいずれにも該当しない場合	$(d/t_w)/41$	及 び	$+ \left(\frac{d/t_w}{51}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^{\!\!\!2}$			$+\left(rac{d/t_w}{38} ight)^2$	(13)	$\left(\frac{b/t_{f}}{b}\right)^{2}$		
シジ	t f ፔዓ	いずれ				三四					<u>一</u> 八		
の 半 分	ズ び tw	にも				三四					_ 八		
	は、	該当し									八三		
をいう	それぞ	ない提				六八					五		
。)(単位	tr及び tvは、それぞれ次の数値を表すものとする。	场合口	$(d/t_w)/71$	及 び	$+ \left(\frac{d/t_w}{153}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2$	$(d/t_w)/68$	及 び	$+ \left(\frac{d/t_w}{90}\right)^2$	(12)	$\left(\frac{b/t_{f}}{b}\right)^{2}$	(d/t _w)/65	及 び
ミリメー	を表すものと		$(d/t_w)/61$	及 び	$+ \left(\frac{d/t_w}{101}\right)^2$	$\left(\frac{b/t_f}{18}\right)^2$	$(d/t_w)/58$	及 び	$+ \left(\frac{d/t_w}{66}\right)^2$	(12)	$\left(\frac{b/t_{f}}{b}\right)^{2}$	$(d/t_w)/58$	及 び
トル)	とする					五一					三八		
	0					五一					三八		
											八 八		
						八 O					五三		
		F D				F C					F B		

接合される部材(崩壊形(当該階の柱に接着するすべてのはりの端部に塑性ヒンジが生じることその他のる場合に塑性ヒンジを生じないことが明らかな柱の種別を含む。)は、当該柱及びはりの接合部においての種別によることとし、種別の異なる柱及びはりが接合されている場合における柱の種別(崩壊形に達すて及てに定めるほか、崩壊刑に運する場合に塑性ヒンシを生したことか明らかた村の種別に「にい		要因によって当該階が水平力に対して耐えられなくなる状態をいう。以下同業	別	万川	FC及びFDの種別が存在しない場合にあってはFBとする。 崩壊形に達する場合に塑性ヒンジが生じる部材に限る。) の種別 匃によって当該階が水平力に対して耐えられなくなる状態をいう。	FDの種別が存在せず、FCの種別が存在する場合にあってはF。 、崩壊形に達する場合に塑性ヒンジが生じる部材に限る。)の種別因によって当該階が水平力に対して耐えられなくなる状態をいう。
- じないことが明らかな柱の種別を含む。) は、当該柱及びはりの接合部において種別の異なる柱及びはりが接合されている場合における柱の種別(崩壊形に達す、「崩壊刑に運する場合に塑性とンシを生したしことカ明らカた村の種別に にり	るすべてのはりの端部に塑性ヒンジが生じることその他	なくなる状態をいう。以下同じ。)が明確な場合にあってるすべてのはりの端部に塑性ヒンジが生じることその他の	別 部	別 部3	<u>「」</u>	ト 別 部

Ξ ること。 1 (3) (2) (1) (三) (_) А (-)1 DS を計算する階における筋かい並びに柱及びはりの部材群としての種別は、次のイ及びロによって定め この表におい 次の(1)から(3)までに掲げる場合に該当する場合にあっては、 次の表に従って定めること。 筋かいの部材群としての種別を定める場合にあっては種別BAである筋かいの耐力の和をすべての筋 筋かい端部の接合部が昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第二第二号に適合する場合 はりの横補剛が十分であって急激な耐力の低下のおそれがない場合 柱及びはりの接合部が昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第二第七号に適合する場合 $\gamma_{\rm C} < 0.5$ Υc ΥA 0.5 0.5) かつ Yc (部材群としての種別がAの場合を除く。) Ţ △及び °は、それぞれ次の数値を表すものとする。 0.2 部材の耐力の割合 当該階の部材の耐力の割合の数値に応じ 部材群としての種別 С В A

俼	竻			、 次	四各	は	該				С		
3 	筋 かいの			の表に	各 階 の Ds	Dとした	部材を取	イ の (1)	である柱	かいの水	筋 か い	である柱	かいの水
	A又はβ _u = 0 の場合			次の表に掲げる数値以上の数値とすること。	は、前号の規定に従って求めた当該階の筋かい並びに柱及びはりの部材群としての種別に応じ	はDとしなければならない。	該部材を取り除いた建築物の架構に局部崩壊が生ずる場合にあっては、	イの ()から (3)までに掲げる場合に該当しない場合又は部材の種別がFDである柱及びはりについて当	である柱の耐力の和を種別FDである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値	いの水平耐力の和で除した数値、柱	かいの部材群としての種別を定める場合にあっては種別BC	である柱の耐力の和を種別FDである柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値	かいの水平耐力の和で除した数値、柱1
	〇 - 三 五	A		ىدر	た当該階の筋かい		:崩壊が生ずる場合	当しない場合又は	柱を除くすべての	及びはりの部材群	る場合にあってけ	柱を除くすべての	及びはりの部材群
	0 .≡	В	柱及びはりの部材		並びに柱及びはい			部材の種別がFD	い柱の水平耐力の知	柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあっては種別FC		3柱の水平耐力の約	柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあっては種別FA
	○ : 三 五	C	の部材群としての種別		の部材群として		柱及びはりの部材群としての種別	しである柱及びは	和で除した数値	止める場合にあっ	である筋かいの耐力の和をすべての筋	和で除した数値	止める場合にあっ
) 	〇 ・ 四	D			の種別に応じ		としての種別	りについて当		ては種別FC	をすべての筋		て は 種 別 F A

B 0<βu 0.3の場合

〇 -五

0 : Ξ

○ · 三 五

〇 ・ 四

崩壊形に達する場合に塑性ヒンジを生じないことが表によらずはりの種別によることとし、種別の異な 分に応じて定めること。ただし、崩壊形に達する場	合に塑性ヒンジ	オサーシュンサイ	ける柱の種別(崩	る柱及びはりが接合されている場合における柱の種別(崩壊形に達する場合に塑性ヒンジを生じないことが	オフでし	
とし、種別の異な朋壊形に達する場		宗教に達する場合			る注及びよ	
崩壊形に 達する場	裡別による こと:	なによらずはりの		合に塑性ヒンジを生じないことが明らかな柱の種別は、	合に塑性と	
		た応じて定める	柱及びはりの区分に応じて定めること。 ただし、	柱及びはりの種別を、次の表に従い、	一柱及びは	
					とする。	Ŀ
次に定める方法により ps を算出するもの	る方法により Ds		造である階にあっ	柱及びはりの大部分が鉄筋コンクリート造である階にあっては、	柱及びはり	
	る方法	ういて Ds を算出する方法	ト造である階につ	柱及びはりの大部分が鉄筋コンクリート造である階について ps		第 四
				のとする。	値を表すものとする。	
3値で除した数	「有水平耐力の物」	水平耐力の和を保	(耐力壁を含む。)の水平耐力の和を保有水平耐力の数値で除した数	の表において、 っは、筋かい(耐)	この表に	
0 五	〇 ・ 四五	○ ・ 団	0 • 四	β _u >0.5 の場合		
ロ ・ 四 五	0 · 四	O ·三五	O ·三五	C 0.3<βu 0.5の場合		
0 ·	〇 ・ 三 五	0 · Ξ	0 . ⊟	0<βu 0.3の場合		
0 · 五	〇 ・ 四	O ·三五	O ·三五	βu>0.7 の場合	別	
ユ 〇 ・ 四 五	O • 三五	0 ≡	0. E	0.3<βu 0.7 の場合	しての種	

ある急激な耐	耐力上支障の	その他の構造	及び圧縮破壊ニ	付着割裂破壊	せん断破壊、二		条件 破壊の形式 h ₀	部材 柱及びはり 柱			(3) FDの種別が存在する場合にあってはFDとする。	(2) FDの種別が存在せず、FCの種別が存在する場合にあってはF	(1) FC及びFDの種別が存在しない場合にあってはFBとする。	塑性ヒンジが生じる部材に限る。)の種別に応じ、
			・〇以上		二・五以上	-	h ₀ /Dの数				る場合にあ	ず、 F Cの	が存在しな	に限る。)
٦	〇・五五以	न	〇・四五以	7	〇・三五以	値	σ ₀ /Fcの数		柱及びはりの区分		ってはFDと)種別が存在す	い場合にあっ	の種別に応じ、
			一・〇以下		〇・八以下		Pt の数値		の区分		する。	る場合にあっ	てはFBとす	
न	〇 - 五以	以下	〇 - 三 五		○・一以下		゙u ^{/ Fc} の数値					てはFcとする。	శ్	次に定めるところによること。
			〇・二以下	٦	〇・一五以		゙u ^{/ Fc} の数値	はり				0		ې
	F C		F B		F A				の 種 別	柱及びはり				

この場合におい	な場合にあっては、表中の h ₀ /D に替えて 2M/(Q·D) を用いることができるものとする。この場合におい
ッることが明らか	二 柱の上端又は下端に接着するはりについて、崩壊形に達する場合に塑性ヒンジが生ずることが明らか
	単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
せん断応力度(B を算定しようとする階が崩壊形に達する場合の柱又ははりの断面に生ずる平均せん断応力度(
	FC コンクリートの設計基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
	pt 引張り鉄筋比(単位 パーセント)
	ミリメートルにつきニュートン)
(単位 一平方	0 DSを算定しようとする階が崩壊形に達する場合の柱の断面に生ずる軸方向応力度(単位)
	D 柱の幅 (単位 センチメートル)
	h 柱の内のり高さ(単位 センチメートル)
こする。	一 この表において、 №、 D、 °、 ℃、 ↑ 及び °は、それぞれ次の数値を表すものとする。
F D	FA、FB又はFCのいずれにも該当しない場合
	ເງະ
	壊を生じない
	それのある破
	カの低下のお

当該階の部	iとしての種別を、次の表に従い、	Ds を計算する階における柱及びはり並びに耐力壁の部材群としての種別を、	計算する階における	三 Ds を
こする。	する º 及び Fc の数値を表すものとする。	及び Fc は、それぞれ前号の表に規定する	この表において、。及び	この
W D		B又はWCのいずれにも該当しない場合	WA、WB又はW	
			いこと。	
			ある破壊を生じな	
			の低下のおそれの	
W C	〇・一五以下		のある急激な耐力	
W B	○・ 二 五以下	○・二五以下	の構造耐力上支障	
W A	0.一以下	○・□以下	せん断破壊その他	
	^τ u ^{/ Fc} の数値	τ _u /Fc の数値	破壊の形式	条 件
	壁式構造の耐力壁	壁式構造以外の構造の耐力壁	耐力壁	部 材
別				
耐力壁の種		耐力壁の区分		
	めること。	に従い、耐力壁の区分に応じて定めること	耐力壁の種別を、次の表に従い、	二耐力
		する。	大せん断力を表すものとする。	大せ
当該柱の最	トを、Qは崩壊形に達する場合の当該柱の最	Mは崩壊形に達する場合の当該柱の最大曲げモーメントを、	Mは崩壊形に達する	ζ

材の対	材の耐力の割合の数値に応じて定めること。ただし、部材の種別がFD	こである柱及びはり並びに部材の種別
が W	がWDである耐力壁について当該部材を取り除いた建築物の架構に局部崩壊が生ずる場合にあっては、	品崩壊が生ずる場合にあっては、部材
群と	群としての種別はそれぞれDとしなければならない。	
	部材の耐力の割合	部材群としての種別
(-)	Υ _A 0.5 かつ Υ _C 0.2	А
(二)	Yc<0.5 (部材群としての種別がAの場合を除く。)	В
(三)	$\gamma_{\rm C}$ 0.5	C
IJ	の表において、^及び。は、それぞれ次の数値を表すものとする。	°6
A	柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあっては種別FAである柱の耐力の和を種別FDで	Aである柱の耐力の和を種別FDで
あ	ある柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部	耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあ
0	っては種別WAである耐力壁の耐力の和を種別WDである耐力壁を除くすべての耐力壁の水平耐力の和	ふくすべての耐力壁の水平耐力の和
で	で除した数値	
С	柱及びはりの部材群としての種別を定める場合にあっては種別FCである柱の耐力の和を種別FDで	こである柱の耐力の和を種別FDで
あ	る柱を除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部	耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあ
2	ては種別WCである耐力壁の耐力の和を種別WDである耐力壁を除くすべての耐力壁の水平耐力の和	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

	C
	В
〇 ・ 四五	A
DS の数値	耐力壁の部材群としての種別
する。	、次の表に掲げる数値以上の数値とする。
前号の規定により定めた当該階の耐力壁の部材群としての種別に応じ	ロ 壁式構造とした場合にあっては、
O・ 団 兵	D
〇 ・ 四	с
O・ 三 石	В
0 · III	A
Ds の数値	柱及びはりの部材群としての種別
げる数値以上の数値とする。	群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。
耐力壁を設けない剛節架構とした場合にあっては、前号の規定により定めた当該階の柱及びはりの部材	イ 耐力壁を設けない剛節架構とした
各階の ps は、次のイから八までのいずれかによって定める数値とすること。	四 各階の b は、次のイから八までのい
	で除した数値

O ・ 五 五	〇 ・ 五	〇 ・ 五	О 五	β _u >0.7 の場合		
〇 ・ 五	〇 ・ 四 五	O ・ 四五	〇 · 四	0.3<βu 0.7 の場合	C	
O ・ 四 五	○ ・ 団	O・ 三日	O • 三五	0<β _u 0.3 の場合		
O ・ 五 五	〇 ・ 五	○ ・ 四 五	〇 ・ 四 五	β _u >0.7 の場合		
〇 ・ 五	〇 ・ 四 五	O · 归	0 · 匝	0.3<βu 0.7 の場合	В	
O ・ 凹 五	○ ・ 団	O・ Ⅲ扫	O・三五	0<β _u 0.3 の場合	ן ק	別
O ・ 五 五	〇 ・ 四 五	O ・ 四五	0 · 回	β _u >0.7 の場合	重し	て 郡 と
O ・ 五	〇 ・ 四五	O · 団	○ · 三 五	0.3<βu 0.7 の場合	- ぷ ノ材 A	¥の ニ部
O ・ 四 五	O ・ 四	O ・ 三 五	0. =	0<β _u 0.3 の場合)力 [·] 壁	耐
D	С	В	А			
	の部材群としての種別	柱及びはりの部材	枯			
		一の数値とする。	次の表に掲げる数値以上の数値とする。	の部材群としての種別に応じ、次の	部材群	いの
ロリ並びに筋か	前号の規定により定めた当該階の柱及びはり並びに筋か	定により定めた		剛節架構と耐力壁を併用した場合にあっては、	節架構	八剛
O ・ 五 五				D		

Dsを算出する	次に定める方法により Ds を算出する	ì	ト造である階にあ	柱及びはりの大部分が鉄骨鉄筋コンクリー ト造である階にあっては	柱及びは
	Ds を算出する方法		ート造である階に	柱及びはりの大部分が鉄骨鉄筋コンクリート造である階について	第五 柱及び
	ならない。	を用いなければならない。	項に 規定する Ai	する場合に用いる ji は、令第八十八条第一項に規定する ji を用い	する場合
断力係数を計算	おいて、当該地震層せん断力係数を計算	この場合において、		乗じた数値を水平力として作用させるものとすること。	乗じた数
のとする。)を	更に積雪荷重を加えるものとする。		る多雪区域におい	ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、	ただし書
八十六条第二項	と積載荷重との和(令第八十六条第二	回定荷重と積載荷	が支える部分の固	れに応じた地震層せん断力係数に当該各階が支える部分の固定荷重	れに応じ
を漸増させ、こ	る係数をいう。)の数値を漸増させ、		する地震力の計算	て標準せん断力係数(令第八十八条に規定する地震力の計算に用い	て標準せ
地上部分の各階につい		電認する場合にあっては、	分解析を用いて確	一号の計算において各階の崩壊形を増分解析を用いて確認する	五第一号
				値を表すものとする。	値を表
〈値で除した数	保有水平耐力の数	水平耐力の和を保	耐力壁(筋かいを含む。)の水平耐力の和を保有水平耐力の数値で除した数	この表において、 uは、耐力壁 (筋か	DC1
O ・ 五 五	O ・ 五 五	O ・ 五 五	O ・ 五 五	β _u >0.7 の場合	
〇 ・ 五	〇 ・ 五	〇 ・ 五	O ・ 四 五	D 0.3<βu 0.7 の場合	
〇 ・ 四五	〇 ・ 四 五	〇 ・ 四	〇 ・ 四	0<βu 0.3の場合	

		部材の破壊の状況	その状況
「崩境开に運ずる时に村に生するナの条件	に生するナの条件	曲げ破壊	せん断破壊
	sM ₀ /M ₀ 0.4 の場合	F	F B
	sM ₀ /M ₀ < 0.4 の場合	F B	F C
0.3 <n 0.4="" n0="" td="" の場<=""><td>sM₀/M₀ 0.4 の場合</td><td>F B</td><td>F C</td></n>	sM ₀ /M ₀ 0.4 の場合	F B	F C
合	sM ₀ /M ₀ < 0.4 の場合	F C	F D
N/N0> 0.4 の場合		F D	F D
この表において、N	N、No、SM及びMot、そ	S 及び № は、それぞれ次の数値を表すものとする。	ч Зо С
N 崩壊形に達する時	崩壊形に達する時に柱に生ずる圧縮力(単位	位 キロニュートン)	
№ 令第三章第八節筆	第四款に規定する材料強度	令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって計算した柱の圧縮耐力	?(単位 キロニュートン
<u> </u>			
ぷ 令第三章第八節筆	泉 四款に 規定する 材料強度	令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって計算した柱の鉄骨部分の曲げ耐力(単位	の曲げ耐力(単位 キロ

柱の種別を、次の表に従い、崩壊形に達する時に柱に生ずる力の条件及び部材の破壊の状況に応じて定め

ものとする。

る柱の耐力の和を種別FDである柱を	しての種別を定める場合にあっては種別FAであ
ya°	この表において、 ^ 及び 。は、それぞれ次の数値を表すものとする。
С	$\overbrace{III} \gamma_{\rm C} 0.5$
В	(二) Yc<0.5 (部材群としての種別がAの場合を除く。)
A	① YA 0.5 か γC 0.2
部材群としての種別	部材の耐力の割合
部材群としての種別はDとしなければならない。	の架構に局部崩壊が生ずる場合にあっては、部材群としての種別はc
部材の種別がFDである柱について当該部材を取り除いた建築物	割合の数値に応じて定めること。ただし、部材の種別がFDであるホ
次の表に従い、当該階の部材の耐力の	ニ DSを計算する階における柱及び耐力壁の部材群としての種別を、
	し、せん断破壊以外の破壊である場合にあってはWAとすること。
こん断破壊である場合にあってはWこと	一 耐力壁の種別は、崩壊形に達する時の当該耐力壁の破壊の状況がせん断破壊である場合にあってはWCと
1の曲げ耐力(単位(キロニュートン	メートル) ☆「キンメートル)

	、てつミニョザら女重人こう女重にし
前号の規定により定めた当該階の耐力壁の部材群としての種別に応じ	ロ 壁式構造とした場合にあっては、
	D
	С
0.11	В
	A
DS の数値	柱及びはりの部材群としての種別
次の表に掲げる数値以上の数値とする。	群としての種別に応じ、次の表に掲
場合にあっては、前号の規定により定めた当該階の柱及びはりの部材	イ(耐力壁を設けない剛節架構とした場合にあっては、
次のイから八までのいずれかによって定める数値とすること。	四の各階の bs は、次のイから八までのい
別WCである耐力壁の耐力の和をすべての耐力壁の水平耐力の和で除した数値除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあっては種	別WCである耐力壁の耐力の和をすべての耐力除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、
の部材群としての種別を定める場合にあっては種別FCである柱の耐力の和を種別FDである柱を	柱、
WAである耐力壁の耐力の和をすべての耐力壁の水平耐力の和で除した数値くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、耐力壁の部材群としての種別を定める場合にあっては種	- 別WAである耐力壁の耐力の和をすべての耐力除くすべての柱の水平耐力の和で除した数値、

、次の表に掲げる数値以上の数値とする。

			7 #	¥ ~	프+			L 1	Л					
		別 ⁻ (利	て 群 の と 種 し	¥の 二部 、材	力			の部材	剛節架					耐力度
	В			Α				群と	構と					室の
β _u >0.7 の場合	$0.3 < \beta_u$	$0 < \beta_u$	β _u >0.7 の場合	$0.3 < \beta_u$	$0 < \beta_u$			しての種	耐力壁を	D	С	В	А	部材群と-
の場合	0.7 の場合	0.3 の場合	の場合	0.7 の場合	0.3 の場合			別に応じ、次の	剛節架構と耐力壁を併用した場合にあっては、					耐力壁の部材群としての種別
〇 · 団	○ • 三五	0 · 1	 ○<三五 	0 .≡	O 二 五	A		の部材群としての種別に応じ、次の表に掲げる数値以上の数値とする。						
Щ	五	_	五	_	五		柱及びはり	い上の数	の規定に					
〇 ・ 四	○ 三 五	0 .∃	〇 ・ 四	○ 三 五	0 ≡	В	はりの部材	値とする。	より定めた					Ds の数値
O ・ 四 五	O · 四	O・ Ⅲ扫	○ ・ 団	O · 四	O ・ 三 五	C	の部材群としての種別		前号の規定により定めた当該階の柱及びはり並びに筋か					10
〇 ・ 五	〇 ・ 四五	○ ・ 団	〇 ・ 五	〇 ・ 四五	○ ・ 団	D			はり並びに筋か	〇 ・ 五	〇 ・ 五	O ・ 団 五	O・ E	

ΓΛ	第	第 六	五								
	一から第五		第四第五	値を表	IJOł						
	ユまズ	階に	ユ号の	すも	表し		D			С	
	こに掲げる	こついて	第四第五号の規定によること。	値を表すものとする。	この表において、	β _u >0.7 の場合	$0.3 < \beta_u$	$0 < \beta_u$	β _u >0.7 の場合	$0.3 < \beta_u$	$0 < \beta_u$
架構の形式	第二から第五までに掲げる階以外の階にあっては、	その他の階について bs を算出する方法	よること。		□は、耐力壁(筋かいを含む。)の水平耐力の和を保有水平耐力の数値で除した数	の場合	0.7 の場合	0.3 の場合	の場合	0.7 の場合	0.3 の場合
					いを含む。	〇 ・ 五	0	〇・三五	〇 ・ 同	〇・三五	0 ∃
こ 剛 れ 節 に 架 り す 又 る は	次の表の数値以上)の水平耐力	五	四		四五	五	Ξ
欄 (い)	上の数値を用いるものとする。				刀の和を保	〇 ・ 五	O · 四 五	○ : 三 五	〇 ・ 四 五	〇 ・ 四	0 : =
	用いるも				有水平耐		0		0		0
の 各 大 階 部 に 分 生	のとする				一力の数	〇 ・ 五	· 四 五	〇 ・ 四	・ 四 五	〇 ・ 四	・ 三 五
の大部分を当該階の (は)) 0				値で除した数	〇 ・ 五	O ・ 四五	〇 ・ 四	〇 ・ 五	O ・ 四五	〇 ・ 四

			生じないこと等のため、耐力が急激に低	
O 五	〇・四五	〇 ・ 四	応力に対して当該部材にせん断破壊等が	(三)
			を構成する部材に塑性変形を生じさせる	
)及び ()に掲げるもの以外のもので架構	
			Ø	
			いこと等のため、塑性変形の度が高いも	
〇・四五	○ ・ 四	○ · 三 五	壊等耐力が急激に低下する破壊が生じ難	(二)
			する部材に生ずる応力に対してせん断破	
			()に掲げるもの以外のもので架構を構成	
			変形の度が特に高いもの	
			壊が著しく生じ難いこと等のため、塑性	(-
) • ¶) • =	てせん断破壊等耐力が急激に低下する破	-)
			架構を構成する部材に生ずる応力に対し	
の架構				
よって負担する形式				
耐力壁又は筋かいに	の以外のもの	形式の架構	性状	架構の性状

附	(四)
則	()から 三までに掲げるもの以外のもの
	0 • 四五
	0 ・ 五
	〇 ・ 五 五

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

昭和五十五年建設省告示第千七百九十三号改正案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

	-
T (略) NUた数値	T (咯)
する。以下同じ。)を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で	っては る。以下同じ。)を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除
特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものと	定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとす
載荷重との和(建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定によつて	載荷重との和(建築基準法施行令第八十六条第二項ただし書の規定により特
i 建築物の A を算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積	i 建築物の Ai を算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積
この式において、 「及び T は、それぞれ次の数値を表すものとする。	この式において、 ̄ 及び T は、それぞれ次の数値を表すものとする。
$Ai = 1 + \left(\frac{1}{\sqrt{\alpha_i}} - \alpha_i\right) \frac{2T}{1 + 3T}$	$Ai = 1 + \left(\frac{1}{\sqrt{\alpha_i}} - \alpha_i\right) \frac{2T}{1 + 3T}$
	出する場合においては、当該算出によることができるものとする。
によることができるものとする。	て算出した建築物の振動特性についての特別な調査又は研究の結果に基づいて算
いての特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合においては、当該算出	び基礎ぐいの変形が生じないものとして構造耐力上主要な部分の初期剛性を用い
Aiは、次の式によつて算出するものとする。ただし、建築物の振動特性につ	Ai は、次の式によつて算出するものとする。ただし、地震時における基礎及
第三 Aiを算出する方法	第三 A を算出する方法

平成十二年建設省告示第千四百五十七号改正案新旧対照条文	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現 行 告 示
及び GS を計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力損傷限界変位、 H、 bi 、層間変位、安全限界変位、 Ts 、 bi 、 Fh	びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるためのTd 、 bd 、安全限界変位、 Ts 、 Bi 、 Fh 及び G を計算する方法並
上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件	構造計算の基準を定める件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の五第三号	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の六第三号
	び八、
根ふき材等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を次のように定、 Bi 、 層間変位、安全限界変位、 Ts 、 Bi 、 Fh 及び Gs を計算する方法並びに屋	全を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。 (いう) いんの ない いっぽう いんしん (いち) いまの (ないの) ない いんの (ないの) ない いんし (ないの) ない (ないの) ない (ないの) (
める。	
第一 建築基準法施行令(以下「令」という。) 第八十二条の五に規定する限界	(新規)
耐力計算(第三号及び第五号に係る部分に限る。)は、増分解析に基づき行う	
ものとし、かつ、各階が第六の規定によって計算した安全限界変位に達するま	
でに当該各階における耐力の低下がないことを確かめなければならない。	
第二 令第八十二条の五第三号イに規定する建築物の各階の損傷限界変位は、平	(新規)
成十九年国土交通省告示第五百九十四号第一の規定に従って架構を定め、各階	
の架構がそれぞれ当該階の損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用	
する力(平成十九年国土交通省告示第五百九十四号第二第三号の規定を準用し	
て計算する力を含む。)に耐えている場合における当該力に対する架構の水平	
方向の変位として計算しなければならない。	
第三 令第八十二条の五第三号ロに規定する建築物の損傷限界固有周期 せは、	第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条の六第三号ロに規定
次の式によって計算するものとする。ただし、平成十三年国土交通省告示第千	する建築物の損傷限界固有周期 Td は、次の式によって計算するものとする。

るときに、当該階の一の部材が次の式によって計算した部材の限界変形角に達	るときに、当該階の一の部材が次の式によって計算した部材の限界変形角に達
階が保有水平耐力に相当する水平力その他これに作用する力に対して耐えてい	階が保有水平耐力に相当する水平力その他これに作用する力に対して耐えてい
第三 令第八十二条の六第五号イに規定する各階の安全限界変位は、建築物の各	第六 令第八十二条の五第五号イに規定する各階の安全限界変位は、建築物の各
	層間変位とする。
	、第三第一項に規定する建築物の損傷限界時における各階に生ずる水平方向の
	第五 令第八十二条の五第三号ニに規定する各階に生ずる水平方向の層間変位は
(表略)	(表略)
より計算することができる。	きる。
げる式によって各階につき計算した biを用いて、次の表の (三項に掲げる式に	つき計算した ㎏ を用いて、次の表の ㈢項に掲げる式により計算することがで
下の階である場合においては、階の区分に応じて次の表の ()項又は ()項に掲	いては、階の区分に応じて次の表の () 項又は () 項に掲げる式によって各階に
て得た数値とする。ただし、建築物が整形かつ均質であるか、又は階数が五以	て得た数値とする。ただし、建築物が地階を除く階数が五以下である場合にお
固有周期に応じた刺激関数によって計算し、次の表に掲げる p及び gを乗じ	固有周期に応じた刺激関数によって計算し、次の表に掲げる p及び 9を乗じ
分布係数 🔤 は、建築物の損傷限界時の各階の変形の分布に基づき、損傷限界	分布係数 🔤 は、建築物の損傷限界時の各階の変形の分布に基づき、損傷限界
第二 令第八十二条の六第三号八の表に規定する建築物の各階に生ずる加速度の	第四 令第八十二条の五第三号八の表に規定する建築物の各階に生ずる加速度の
	ない。
	当該建築物の損傷限界時に地下部分に生ずる力を用いて計算しなければなら
	3 令第八十二条の五第四号に規定する建築物の地下部分の計算に当たっては、
2 (略)	2 (略)
(式略)	(式略)
る場合においては、当該計算によることができるものとする。	当該計算によることができるものとする。
部分の質量及び剛性に基づき固有値解析等の手法によって当該周期を計算でき	づき固有値解析その他の方法によって当該周期を計算できる場合においては、
定によって計算した周期調整係数を乗じることができるものとし、建築物の各	調整係数を乗じることができるものとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基
地盤調査」という。)により地盤の特性を求めた場合においては更に次項の規	より地盤の特性を求めた場合においては更に次項の規定によって計算した周期
ただし、昭和四十六年建設省告示第百十一号第一に規定する地盤調査(以下「	百十三号第一に規定する方法による地盤調査 (以下「地盤調査」という。) に

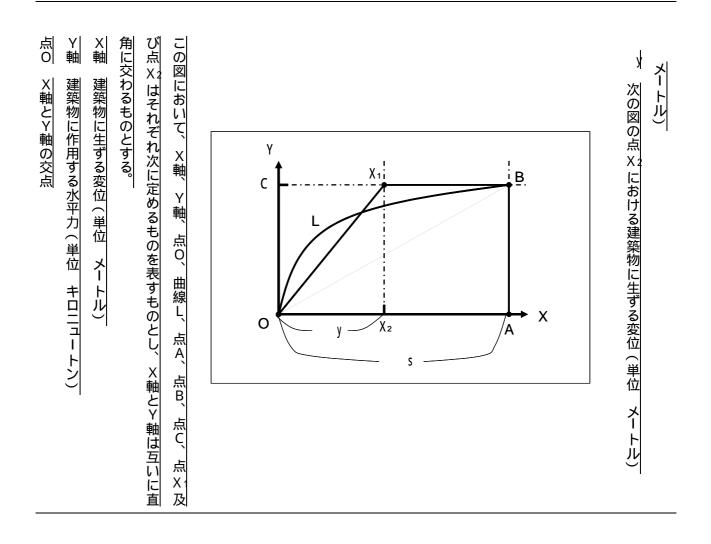
水めた場合においては、更に次項の規定によって計算した周期調整係数を乗じ 次の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を 次の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を 次の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を 次の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を 次の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を の可しを超えないものとしなければならない。ただし、特別な調査又は研究の 結果に基づき安全限界変位に相当する変位が生ずる建築物の各階が当該建築物 に作用する荷重及び外力に耐えることができることが確かめられた場合にあっ ては、この限りでない。 ては、この限りでない。 では、この限りでない。 ては、この限りでない。 ては、この限りでない。 ては、この限りでない。 ては、この限りでない。 ては、この限りでない。 ては、この限りでない。 ては、この限りでない。 ただし、地盤調査によって地盤の特性を の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を のすることができることが確かめられた場合にあっ ては、この限りでない。 とだし、特別な調査又は研究の にあっては、三十分 の一(大造である階にあっては、三十分 の一)を超えないものとしなければならない。ただし、特別な調査又は研究の にあっては、三十分 の一(大造である階の安全限界の合階が当該建築物 にあっては、三十分 の一(大造である階にあっては、三十分 の一(大造である階の安全限界の合階が当該建築物 にあっては、三十分 の一(大造であることができることができることができる によって計算した部材を取 の の」の。 ただし、地盤調査によって計算した部材を取 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	 □ 「式 略」 □ 「式 略」 □ 「式 略」 □ 「「二条の六第五号□□に規定する建築物の安全限界変位を求めることができるものとする。 (式 略) □ 「「二条の六第五号□□に規定する建築物の安全限界固有周期 T は、 第四 「「二条の六第五号□□に規定する建築物の安全限界の方第四号周期 T は、
ては、この限りでない。 に作用する荷重及び外力に耐えることができることが確かめられた場合にあっ 系界に碁にも安全国界変化に村当ても変化た台でも変異物の各国た当話変異物	
	令 第 八
ることができるものとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基づき固有値解析	ることができるものとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基づき固有値解析
等の手法によって当該周期を計算できる場合においては、当該計算によること	等の手法によって当該周期を計算できる場合においては、当該計算によること
ができるものとする。 $Ts = 2\pi \sqrt{Mu_s \frac{s}{Qs}}$	ができるものとする。 $Ts = 2\pi \sqrt{Mu_s \frac{s}{Qs}}$
する。 この式において、 F、 Mº、 S及び Gºは、それぞれ次の数値を表すものと	する。 この式において、 L、 M、 S 及び G は、それぞれ次の数値を表すものと
Ts (略)	Ts (略)
Mus (略)	Mus (略)

合において、 Td 及び Md は、それぞれ Ts 及び Msと読み替えるものとする。 │ 合において	周期調整係数 r は、第三第二項の式によって計算するものとする。この場 2 周期調整	(略) S (2) S (2)	mi (略) mi	Bi 第八の規定による第 i 階に生ずる加速度の分布係数 Bi	Fei (略)	Qui (略) Qui	qsi (略) qsi	ものとする。 ものと	この式において、 gi、 ui 、 Fi、 Bi 及び mi は、それぞれ次の数値を表す この式	(式略) (式	ること [。]	数換算値 ig のうち最小の値に、建築物の全重量を乗じた値として計算す 数換質	各階について次の式によって計算した安全限界耐力の一階層せん断力係		次に定めるところにより計算した建築物の安全限界耐力(単位(キロニ) 🛛 🖓 次に	Qs (略) Qs	Bs 第八の規定による第 i 階における加速度の分布係数 Bsi	この式において、 Bi 及び Qs は、それぞれ次の数値を表すものとする。 この	(式略) (式	si (略)	mi (略) mi	この式において、 mi 及び si は、それぞれ次の数値を表すものとする。 この式	
C、 Td 及び Md は、それぞれ Ts 及び Msと読み替えるものとする。	整係数 Γは、第一第二項の式によって計算するものとする。この場	(略)	(略)	第五の規定による第 - 階に生ずる加速度の分布係数	(略)	(略)	(略)	とする。	ユにおいて、 gi、 qi、 Fi、 Bi 及び mi は、それぞれ次の数値を表す	略)	ے پ	数換算値 ig のうち最小の値に、建築物の全重量を乗じた値として計算す	各階について次の式によって計算した安全限界耐力の一階層せん断力係	トン)	次に定めるところにより計算した建築物の安全限界耐力(単位(キロニ	(略)	第五の規定による第 - 階における加速度の分布係数	の式において、 Bi 及び Qi は、それぞれ次の数値を表すものとする。	れ 略)	(略)	(略)	式において、 mi 及び si は、それぞれ次の数値を表すものとする。	

											4										3
以上として計算した層せん断力	│ 令第八十八条第一項に規定する地震力について標準せん断力係数を○・三	倒が生じないことを確かめた場合にあっては、この限りでない。	る。ただし、特別な調査又は研究によって地震力が作用する建築物の全体の転	引抜き方向の極限支持力の数値を、それぞれ超えないことを確かめるものとす	基礎ぐい及び地盤アンカーの耐力並びに地盤調査によって求めた圧縮方向及び	一にあっては令第三章第八節第四款に規定する材料強度によって計算した当該	た極限応力度に基づき計算した極限支持力の数値を、基礎ぐい及び地盤アンカ	アンカーに生ずる力を計算し、当該力が地盤にあっては地盤調査によって求め	断力のいずれかが作用するものとした場合に建築物の地盤、基礎ぐい又は地盤	る高さの比をいう。)が四を超える場合にあっては、次の各号に掲げる層せん	建築物の地上部分の塔状比(計算しようとする方向における架構の幅に対す交通省告示第五百九十四号第四第三号の規定に準じた構造計算を行うこと。	塑性ヒンジ部材以外の構造耐力上主要な部分にあっては、平成十九年国土	て計算した限界変形角を、それぞれ超えないことを確かめること。	該層間変位における各塑性ヒンジ部材の変形角が、第六第一項の規定によっ	定する。の数値を一・五倍した場合における各階の層間変位を計算し、 当	以下この項において「塑性ヒンジ部材」という。) にあっては、第一項に規	建築物の安全限界時において塑性ヒンジを生ずる構造耐力上主要な部分(いことを次に定めるところによって確かめること。	な破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがな	らの接合部が、せん断破壊その他これに類する構造耐力上主要な部分の脆性的	建築物の安全限界時において、構造部材である柱、はり若しくは壁又はこれ

Df (略)	Df (略)
1 (略)	1 (略)
この式において、 1 及び If は、それぞれ次の数値を表すものとする。	この式において、 1及び If は、それぞれ次の数値を表すものとする。
$h = \gamma_1 \left(1 - 1/\sqrt{Df} \right) + 0.05$	$h = \gamma_1 \left(1 - 1 / \sqrt{Df} \right) + 0.05$
す数値 hは、次の式によって計算することができる。	す数値 hは、次の式によって計算することができる。
について、イに規定する ^ がすべて等しい場合には、建築物の減衰性を表	について、イに規定する「がすべて等しい場合には、建築物の減衰性を表
│ 二 前号イに規定する建築物の塑性の程度を表す数値 m が一以上である部材	二 前号イに規定する建築物の塑性の程度を表す数値 fi が一以上である部材
一 (略)	一 (略)
	値とすることができる。
	なした場合の粘性減衰定数によって表すことができる場合においては、当該数
とすることができる。	衰を表す数値とする。ただし、部材又は建築物の減衰性を、これらを弾性とみ
した場合の粘性減衰定数によって表すことができる場合においては、当該数値	とする場合にあっては、第二号を除く。)のいずれかにより求めた建築物の減
を表す数値とする。ただし、部材又は建築物の減衰性を、これらを弾性と見な	する架構において弾性状態における剛性の低下が生ずるおそれのある構造方法
2 前項の式において、 h は、次の各号のいずれかにより求めた建築物の減衰	2 前項の式において、 h は、次の各号 (鉄筋コンクリート造その他これに類
(式略)	(式略)
きる場合においては、当該計算によることができる。	きる場合においては、当該計算によることができる。
する部材又は建築物の減衰性の影響を考慮した計算手法によって F を算出で	する部材又は建築物の減衰性の影響を考慮した計算手法によって F を算出で
Fh は、次の式によって計算するものとする。ただし、建築物の地震応答に対	Fh は、次の式によって計算するものとする。ただし、建築物の地震応答に対
第六 令第八十二条の六第五号八に規定する振動の減衰による加速度の低減率	第九 令第八十二条の五第五号八に規定する振動の減衰による加速度の低減率
るものとする。	界、 Ts 、 Mu 及び Bi と読み替えるものとする。
傷限界、 Td 、 Mu 及び bi は、それぞれ安全限界、 Ts 、 Mu 及び Bi と読み替え	三号八の表、損傷限界、 d、 ㎏及び ㎏ は、それぞれ第五号八の表、安全限
係数 Biは、第二の規定によって計算するものとする。この場合において、損	係数 Bi は、第四の規定によって計算するものとする。この場合において、第
第五 令第八十二条の六第五号八に規定する建築物の各階に生ずる加速度の分布	第八 令第八十二条の五第五号八に規定する建築物の各階に生ずる加速度の分布
	二 建築物の安全限界時に各階に作用するものとした層せん断力

<u>ز</u> ر	一項に規定する建築物の安全限界耐力(単位	メートル) 第一第一項に規定する建築物の損傷限界時における代表変位(単位	20 Q 第一第一項に規定する建築物の損傷限界耐力 (単位 キロニマメートル)	s 第四第一項に規定する建築物の安全限界時における代表変位(単位とする。	この式において、 s、 ㎏、 ♂ 及び & は、それぞれ次の数値を表すもの	$Df = \frac{sQd}{dQs}$
	キロニュート	、 変位(単位	キロニュート	、変位(単位	心を表すもの	



地盤粘性減衰定数 (○・三を超える場合には、○・三とする。)	地盤粘性減衰定数(hswL <u>Tsw</u> を乗じて得た数値が〇・三を超える場合
hs 地盤調査の結果による地震時の表層地盤のせん断ひずみに応ざr 第四第二項に規定する安全限界時の周期調整係数	bs 地盤調査の結果による地震時の表層地盤のせん断ひずみに応じた水平r 第七第二項に規定する安全限界時の周期調整係数
値を表すものとする。	値を表すものとする。
この式において、r、 hw、 Tw、 Ts、 hr、 Tr 及び hb は、それぞ	この式において、r、㎏、、㎏、、s、n、n及びbは、それぞれ次の数
(式略)	(式略)
数hは、次の式によって計算することができる。	値hは、次の式によって計算することができる。
三 地盤調査によって地盤の特性を求めた場合には、建築物の等価粘	四 地盤調査によって地盤の特性を求めた場合には、建築物の減衰性を表す数
	点 X 点 X を通りX軸と直角に交わる直線とX軸の交点
	おける接線を用いることができるものとする。
	にあっては、点こと点Bを結ぶ直線に替えて、特性曲線の安全限界変位に
	向の変位を特性曲線を用いて計算し、当該変位を安全限界変位とする場合
	八十二条の五第三号八の表に規定する地震力による建築物の各階の水平方
	結ぶ直線により囲まれる図形の面積と等しくなるときの点。ただし、令第
	点とする四角形の面積が曲線L、点Bと点Aを結ぶ直線及び点Aと点Oを
	点 X 点 C と点 B を結ぶ直線上の点で、その点、点 B 、点 A 及び点 O を頂
	カのY軸上の点
	点C 建築物に作用する水平力が第七第一項に規定する建築物の安全限界耐
	点 B 点 A を 通 リ × 軸 と 直 角 に 交 わ る 直 線 と 曲 線 し の 交 点
	点A 建築物に生ずる変位が °のときの×軸上の点
	関係を示した曲線(以下この号において「特性曲線」という。)
	曲線 L 建築物に作用する水平力と当該水平力により建築物に生ずる変位の

地盤調査の結果による地震時の表層地盤のせん断ひずみに応じた水平第四第二項に規定する安全限界時の周期調整係数表すものとする。
の式において、「、」 い、 い、 、 い、 い 、 い た ひ い し 、 そ れ ぞ れ 次 の 数
地盤調査によって地盤の特性を求めた場合には、

	$\frac{G_{S}}{T} = \frac{0.007}{T}$ $\frac{G_{S}}{T} = 1.35$	0.576 T<0.64 0.64 <t< th=""></t<>
	Gs = 1.5	T<0.576
°	第二種地盤又は第三種地盤に該当する区域にあっては次の表二に	式により、第二種地盤又は第三
の増幅率を表す数値 G は、	に関する表に掲げる第一種地盤に該当する区域にあっては次の表一に掲げる	に関する表に掲げる第一種地盤
地盤をいう。以下同じ。	す数値 G は、地盤が昭和五十五年建設省告示第千七百九十三号第二の表中 Tc	す数値 GS は、地盤が昭和五十五
にあって十分な層厚と剛性も	う。以下同じ。)による加速度の増幅率を表	工学的基盤上面以浅の地盤をいう。
第七 令第八十二条の六第三	令第八十二条の五第三号の表に規定する表層地盤(次項第一号に規定する	第十 令第八十二条の五第三号の表
築物の地上部分の等価が	建築物の地上部分の等価粘性減衰定数を表すものとして読み替えた数値	建築物の地上部分の等価粘性
hb 前	前三号のいずれかにより求めた建築物の減衰性を表す数値hを、当該	hb 前三号のいずれかにより
Tro第四第二項に規定す	第七第二項に規定する安全限界時のロッキング固有周期(単位)秒)	Tro 第七第二項に規定する安全
	で除した数値とする。)	合には、 <u>〇・一日を Tro</u> で r・Ts
地盤粘性減衰定数(〇	Tro 	地盤粘性減衰定数(hroに 1
hro 地盤調査の結果に」 Ts 第四第一項に規定す	地盤調査の結果による地震時の表層地盤のせん断ひずみに応じた回転第七第一項に規定する安全限界固有周期(単位)秒)	hr 地盤調査の結果による地震時の表層地盤のせんTs 第七第一項に規定する安全限界固有周期(単位
Tswの第四第二項に規定す	第七第二項に規定する安全限界時のスウェイ固有周期(単位)秒)	Tsm 第七第二項に規定する安全
	で除した数値とする。)	には、〇・三を <mark>-Tsw</mark> で除し

hr 地盤調査の結果による地震時の表層地盤のせん断ひずみに応じた回転Ts 第四第一項に規定する安全限界固有周期(単位 秒)Ts 第四第二項に規定する安全限界時のスウェイ固有周期(単位 秒)

^地盤粘性減衰定数 ($\overline{\bigcirc \cdot \neg}$ 五を超える場合には、 $\overline{\bigcirc \cdot \neg}$ 五とする。)

次の各号のいずれかによって計算するものとする

と 同 等	査又は研究の結果に基づき傾斜した地盤における工学的基盤からの増幅と同等	査又は研究の結果に基づ
別 な 調	がけ地その他これらに類する傾斜した地盤又はその近傍にない場合(特別な調	がけ地その他これらに類
地は、	地盤が液状化を生ずるおそれのない場合で、かつ、建築物の敷地は、	数値は、地盤が液状化を
ら Gs の	iず、令第八十二条の五第五号八の表に規定する G の	2 前項の規定にかかわらず、
	<u> </u>	第三種地盤
	11・0・11	第二種地盤
	地盤種別に応じて次の表に掲げる数値	8 地盤種別に応
		$\frac{T_u = 0.64 \left \frac{\aleph_v}{1.5} \right }{1.5}$
	次の式によって計算した数値(単位 秒) 建築物の固有周期(単位 秒)	T 次の式によって計算した T 建築物の固有周期(単位
		ටිං
す	T及び いは、それぞれ次の数値を表すものとす	この表において、T、
Δ <mark>0</mark>	Gs =	T _u < T
+		
	$G_{s} = 1.5 \left(\frac{T}{0.5} \right)$	$0.64 T < T_u$
<u>1.5</u>	G S =	<u>T<0.64</u>
		する。
い と	この表において、Tは、建築物の固有周期(単位)秒)を表すものと	この表において、T

(一) (略) (略)	(L1) (3)				れる相互作用に関する係数を乗じることができるものとする。	のとし、更に、建築物と表層地盤との相互作用を考慮して八によって計算さ	て、建築物の安全限界時の ß が一・二三を下回るときは一・二三とするも	用いて、次の表の (3)欄に掲げる式によって計算すること。この場合におい	よって計算した地盤の卓越周期及び口によって計算した表層地盤の増幅率を	二 G は、次の表のい欄に掲げる建築物の安全限界固有周期に応じて、イに	等以上の増幅を計算できる場合にあっては、この限りでない。	調査又は研究の結果に基づき傾斜する工学的基盤からの地震動の増幅と同	盤の深さが一様なものとして五度以下の傾斜であること。ただし、特別な	八 建築物の直下を中心とし、表層地盤の厚さの五倍程度の範囲において地	ロ 地盤の厚さが五メートル以上であること。	イ 地盤のせん断波速度が約四百メートル毎秒以上であること。	ျ	から八までに掲げる基準に適合する工学的基盤を有することを確かめること	地盤調査によって地下深所に至る十分な層厚と剛性を有し、かつ、次のイ	定めるところにより計算することができるものとする。	以上の増幅を計算できる場合を除く。)においては、第一号から第三号までに
(-) (略) 一・五 一・二	(い) (ろ) (は)	計算によることができる。	に伝わる弾性波の速度の実測に基づき ß を計算する場合にあっては、当該	互作用に関する係数(を乗じることができるものとする。 ただし、表層地盤	、更に、建築物と表層地盤との相互作用を考慮して八によって計算される相	の表のは、欄又は、に欄の数値を下回るときは当該各欄の数値とするものとし	この場合において、建築物の損傷限界時及び安全限界時の ß がそれぞれ次	地盤の増幅率を用いて、次の表の ③欄に掲げる式によって計算すること。	に応じて、イによって計算した地盤の卓越周期及び口によって計算した表層	一次の表のい欄に掲げる建築物の損傷限界固有周期又は安全限界固有周期											

1を下回る場合	つる値が一・五	し、 ஞ について、建築物の損傷限界時における値が一・五を下回る場合	し、 ₲について、建築物の安全限界時における値が一・二を下回る場合 │
らとする。 ただ	て計算するもの	増幅率 G2 は、それぞれ次に掲げる式によって計算するものとする。	増幅率 ß は、それぞれ次に掲げる式によって計算するものとする。ただ
同期に対する	う及び二次卓越	ロ 表層地盤の一次卓越周期に対する増幅率 G 及び二次卓越周期に対する	ロ 表層地盤の一次卓越周期に対する増幅率 G 及び二次卓越周期に対する
		; (略)	"(略)
1	9ものとする。	せん断波速度(単位 メートル毎秒)を表すものとする。	
地盤の各層の	て求められた#	この式において、 Vº は、地盤調査によって求められた地盤の各層の	
		$G_{\Theta_i} = \rho_i V s_i^2$	(式 削除)
1旦	乗じて得た数値	低減係数を次の式によって計算した ω に乗じて得た数値	
一に示される	見ごとに別表第	に生じる地盤のせん断ひずみに応じて土質ごとに別表第一に示される	地盤のせん断ひずみに応じて計算した数値
して、地震時	はを表すものと	Gi 地震時における地盤の各層のせん断剛性を表すものとして、	G 地盤調査の結果による地盤の各層のせん断剛性で、地震時に生ずる
		Hi (略)	Hi (略)
		T2 (略)	T2 (略)
		T1 (略)	T1 (略)
		表すものとする。	表すものとする。
ぞれ次の値を	びは、それ	これらの式において、 11、 12、 11、 G 及び 「は、それぞれ次の値を	これらの式において、 11、 12、 11、 G 及び 「は、それぞれ次の値を
		(2) (式略)	(2) (式略)
		(1) (式略)	(1) (式略)
		よって計算する。	よって計算する
へに掲げる式に	は、それぞれ次	イ 表層地盤の一次卓越周期及び二次卓越周期は、それぞれ次に掲げる式に	イ 表層地盤の一次卓越周期及び二次卓越周期は、それぞれ次に掲げる式に
		(略)	(略)
- 0	ー ・ 三 五	四 (略) (略)	(四) (略) (略)
	一 • 五	(三) (略) (略)	(三) (略) (略)
- -	一 ・ 五	(二) (略) (略)	(二) (略) (略)

五とする。	五とする。
するものとする。ただし、 が〇・七五を下回る場	するものとする。ただし、 が〇・七五を下回る場合にあっては、〇・七
八 建築物と表層地盤との相互作用に関する係数 は	ハ 建築物と表層地盤との相互作用に関する係数 は、次の式によって計算
	wi (略)
wi (略)	
示される数値	生ずる表層地盤のせん断ひずみに応じて計算した数値
震時に生ずる表層地盤のせん断ひずみ及び十	h 地盤調査の結果による表層地盤の各層の減衰定数で、地震時に
hi 地震時における表層地盤の各層の減衰定数	•
表すものとする。	この式において、 hi 及び wi は、それぞれ次の数値を表すものとする
<u>h = 0.8 ^{∑ h}i^{wi}</u> この式において、 hi 及び wi t	$\frac{\mathbf{h} = \frac{\sum \mathbf{h}_i \mathbf{w}_i}{\sum \mathbf{w}_i}}{\sum \mathbf{w}_i}$
3°)	し、 の ゆ ら 、)
式によって計算した数値(〇・〇五未満となる場	の式によって計算した数値(〇・〇五未満となる場合には、〇・〇五
h 地震時の表層地盤によるエネルギー 吸収の程度	h 地震時の表層地盤によるエネルギー吸収の程度を表すものとして次
(略)	(略)
వ్	వె
これらの式において、 及びhは、それぞれ次の	これらの式において、 及びトは、それぞれ次の数値を表すものとす
(2) (略)	(2) (略)
(1) (略) 一・二と、それぞれするものとする。	(1) (略)
には一・五と、建築物の安全限界時における値が一	にはー・ニとするものとする。

五とする。
するものとする。ただし、「が〇・七五を下回る場合にあっては、〇・七
八 建築物と表層地盤との相互作用に関する係数 は、次の式によって計算
wi (略)
示される数値
震時に生ずる表層地盤のせん断ひずみ及び土質に応じて別表第二に
h 地震時における表層地盤の各層の減衰定数を表すものとして地
表すものとする。
$h = 0.8 \frac{\sum h_i w_i}{\sum w_i}$ この式において、 hi 及び wi は、それぞれ次の数値を
ବ <u>୍</u> ତୁ
式によって計算した数値(〇・〇五未満となる場合には、〇・〇五とす
h 地震時の表層地盤によるエネルギー吸収の程度を表すものとして次の
(略)
రెం
これらの式において、 及びトは、それぞれ次の数値を表すものとす
(2) (略)
(1) (略)
ー・ニと、それぞれするものとする。
には一・五と、建築物の安全限界時における値が一・二を下回る場合には

(削る。)	(式削除)	(式 削除)	$ \begin{array}{c} \displaystyle \underset{\beta=\underbrace{K_{hb}\left\{ 1-\left(1-\frac{1}{G_{s}}\right) \underbrace{D_{e}}{\sum H_{i}} + K_{he}}{F_{hb}} \end{array}}{\beta=\underbrace{K_{hb}\left\{ 1-\left(1-\frac{1}{G_{s}}\right) \underbrace{D_{e}}{\sum H_{i}} + K_{he}}{F_{hb}} \end{array}} \\ \hline \\ \displaystyle \underset{\sigma_{s}}{\beta=\underbrace{K_{hb}\left\{ 1-\left(1-\frac{1}{G_{s}}\right) \underbrace{D_{e}}{\sum H_{i}} + K_{he}}{F_{he}} \end{array}} \\ \hline \\ \displaystyle \underset{\sigma_{s}}{southarrow}{southa$
-------------------------	-------	--------	---

β || Hi De を表すものとする。 この式において、 kh、 G、 De、 Gs Khb Khe この式において、hは、次に掲げる式によって計算した数値とする。 式により計算した数値(安全限界固有周期に関する計算を行う場合にあ h = ___ る式によって計算した数値とする。 この式において、 第一号に規定する G の数値 \mathbf{K}_{hb} 損傷限界固有周期における連成効果による加速度の低減率で、次の (略) (略) (略) (略) (式略) $\left\{1 - \left(1 - \frac{1}{G_S}\right) \frac{D_e}{\sum H_i}\right\}$ $\frac{hsw\left(\frac{Tsw}{Td}\right)^{3} + hro\left(\frac{Tro}{Td}\right)^{3} + hb}{Td}$ $\mathbf{K}_{\mathrm{hb}} + \mathbf{K}_{\mathrm{he}}$ hsv hro $+ \mathbf{K}_{he}$ hb Ηi Tsv Khe 及び Trd Td 及び r は、 は、それぞれ次の数値 次に掲げ

(削る°)
(削る°)
(削る°)
(削る°)
(削る°)
(削る°)
(削る°)

(削る。)

$G_{S} = 1.5$	T<0.64
	表二
	<u>ୁ</u>
r周期(単位 秒)を表すものとする	この表において、Tは、建築物の固有周期(単位
<u>Gs = 1.35</u>	0.64 < T
$\frac{G_{S}}{T} = \frac{0.864}{T}$	0.576 T < 0.64
<u>Gs = 1.5</u>	T < 0.576
] 表
	により計算すること。
第二種地盤又は第三種地盤に該当する区域にあっては次の表二に掲げる式	、第二種地盤又は第三種地盤に該当
表に掲げる第一種地盤に該当する区域にあっては次の表一に掲げる式により	表に掲げる第一種地盤に該当する区
地盤が昭和五十五年建設省告示第千七百九十三号第二の表中 T に関する	二 地盤が昭和五十五年建設省告示第
「期調整係数	r 第一第二項に規定する周期調整係数
第一第一項に規定する建築物の損傷限界固有周期(単位)	Td 第一第一項に規定する建
第一第二項に規定するロッキング固有周期 (単位) 秒)	Trの第一第二項に規定するロ
(ウェイ固有周期(単位)秒)	TS 第一第二項に規定するスウェイ固有周期(単位
)価粘性減衰定数	b 建築物の損傷限界時の等価粘性減衰定数
、〇・一五とする。)	〇・一五を超える場合には、〇・一五とする。
地盤調査によって求められた地震時の回転地盤粘性減衰定数(hr 地盤調査によって求めこ
〇・三とする。)	〇・三を超える場合には、〇・三とする。
地盤調査によって求められた地震時の水平地盤粘性減衰定数(hw 地盤調査によって求め に

	第三種地盤	
三(敷地内の表層地盤の各層について、当該層の上層においてせん断波速度に		
地盤密度を乗じて得た数値が二倍程度変化する場合にあっては、当該層を工		
学的基盤とみなして前号の規定により G を計算し、当該数値と前号の規定		
による数値のいずれか大きな数値を当該地盤の G とすること。		
第十一 令第八十二条の五第七号に規定する屋根ふき材、外装材及び屋外に面す	第八 令第八十二条の六第七号に規	八十二条の六第七号に規定する屋根ふき材、外装材及び屋外に面する
る帳壁の構造計算の基準は、次のとおりとする。	帳壁の構造計算の基準は、次のとおりとする。	のりとする。
~三 (略)	~三 (略)	
第十二 (略)	第九(略)	

第三種地盤	第二種地盤	g 地盤種別に応じて次の表に掲げる数値	$\frac{T_u = 0.64 \left(\frac{g_v}{1.5}\right)}{1.5}$	T 次の式によって計算した数値(単位 秒) T 建築物の固有周期(単位 秒)	η この表において、Τ、Τ 及び gは、	$\frac{T_u}{T_u} < T$	0.64 T < T_u
<u>⊥-</u> ⊥	<u> 刊 I O · I I</u>	げる数値		(単位 秒)	ᡨ この表において、T、 Ⅰ 及び gは、それぞれ次の数値を表すものとする	$G_S = g_V$	$\frac{G_S = 1.5 \left(\frac{T}{0.64}\right)}$

0.00000	0.00100	0.00-00	<u>0.00040</u>	0/000.0	0+000+0	<u>0・000六0</u>	<u>0・000五0</u>	<u>0・000四0</u>	<u>0:000:0</u>	0.000-0	0.000-0	<u>0・0000九</u>	<u>\\0000.0</u>	<u>70000.0</u>	<u>0・0000</u> 六	<u> </u>	<u>団0000・0</u>	<u>≡0000 • 0</u>	0.0000-0	0.0000-0		せん断ひずみ	別表第一
	<u>O・三七七</u>	<u>〇・五一一</u>	<u> 〇・五三三</u>	<u>〇・五五八</u>	<u> 0・五八七</u>	<u>0・六二0</u>	〇・六五九	<u>0・七0六</u>	<u> 0・七六三</u>	0・//三四	<u> の・れニの</u>	<u> の・ れ 三 の</u>	<u> 〇・九三九</u>	<u> 〇・九四八</u>	<u> 〇・九五七</u>	<u>O・九六六</u>	<u> 〇・九七五</u>	<u> </u>	<u> 0・れれ0</u>	000	粘性土	低減低	
<u>0/</u>	<u>0:100</u>	$\underline{\circ \cdot \exists \exists \exists}$	<u>〇・三五一</u>	<u>0・三七三</u>	<u> O・三九八</u>	<u> 〇・四二九</u>	〇・四六八	<u> 〇・五一七</u>	<u>〇・五八三</u>	<u> 0・六七八</u>	<u>O · //_=</u>	<u>〇・八四二</u>	$\overline{O \cdot / \lambda}$	$\overline{O \cdot / / / -}$	<u> 0・れ0-</u>	<u> O・九二二</u>	<u> 〇・九四二</u>	<u> O・九六二</u>	<u> </u>	000	砂質土	釵	

	0.010	
0.0_0	0.0_0	<u>0・0000</u> 四
0.010	0.010	<u>=00000</u>
<u>0.010</u>	0.010	0.0000
<u>0-0-0</u>	0.010	0.0000-
砂質土	粘性土	
が数	減衰係数	せん断ひずみ
		別表第二
<u>0.01</u>	〇・〇四六	00000
<u> 〇・〇二四</u>	<u> 〇・〇四九</u>	<u>0.04000</u>
<u> 0・0ニ</u>	<u> 〇・〇五二</u>	0.00/000
<u>//=0 • 0</u>	〇・〇五六	0.04000
<u>−≡0 • 0</u>	<u> 0・0六二</u>	<u>0・0六000</u>
<u> ひ・O</u> 三五		<u>0・0五000</u>
<u> 〇・〇四〇</u>	<u>0.0tt</u>	<u>0・0四000</u>
<u>0・0四</u> 七	<u>0・0れー</u>	<u>0.0≡000</u>
	<u>〇・一一四</u>	0.01000
<u> 0・0れ</u> -	<u> 0・</u>	0.0-000
<u>0・0れ</u> t	<u> 0・七六</u>	<u>0.00700</u>
<u> 0 · - 0</u>	$\overline{O \cdot - / V / V}$	0.00//00
<u></u>	<u> </u>	0.00700
0 ·	<u>・ニール</u>	<u>0・00六00</u>
0=+	<u>0・二四0</u>	<u>0.00至00</u>
$\overline{O \cdot - \overline{\Xi}}$	<u> 〇・二六九</u>	<u>0・00四00</u>

		ľ
<u>0・二六六</u>	<u>0.111</u>	0.01000
<u> 〇・二五七</u>	<u>V</u>	0.0000
<u>〇・二五六</u>	<u> 0・ニー六</u>	<u>0・00九00</u>
<u>〇・二五四</u>	<u>0.1-=</u>	0.00//00
<u>〇・二五一</u>	<u> 0・二0九</u>	0.00400
	<u> 0・二0</u> 五	<u>0・00六00</u>
<u>〇・二四四</u>	<u> O・ー九九</u>	<u>00±000</u>
<u> 0・ニミル</u>	<u> O・ー九二</u>	<u> 00四00・0</u>
<u>0.1=</u> -	<u>_// 0</u>	<u>0.00≡00</u>
<u></u>	<u> 0・- 六三</u>	0.00_00
<u> 0・ーハル</u>	<u>V</u> V	0.00-00
<u>〇・一/四</u>	<u>0</u>	<u>0,00010</u>
<u>0tt</u>	<u> 〇・--</u> 六	0/000/0
<u>0t0</u>	<u>V/O-·O</u>	0.00010
<u> 0・- 六二</u>	000	<u>0・000汁0</u>
<u>〇・一五一</u>	<u> ルハロ・ロ</u>	<u>0・000五0</u>
0=t	<u>0.0tt</u>	<u>0・000四0</u>
<u>VN</u>		<u>0:000≡0</u>
0・0九-	<u> 〇・〇四四</u>	0.000_0
<u>0・0五0</u>	0.01-	0.000-0
O·O四五	0.010	0.00001
<u> 0・0三九</u>	0.010	<u>\\0000\\</u>
O·O三四	0.010	0.0000t
<u>0.011</u>	0.010	0・0000六

0・二四二 0・二四二 0・二四二 0・二四二 0・二四二 0・二四二 0・二四二 0・二七二 0・二七二	
	00000
	<u>0・0九000</u>
	0.01/000
	00000
	<u>0・0六000</u>
	<u>0・0五000</u>
	<u>0・0四000</u>
	<u>0•0≡000</u>

<u>~~</u>
æ
ᅏ
-

材料

ける当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合にお	国土交通大臣を柴づ遺三	平成十九年五月十八日	六条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。	下同じ。)を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、及び同令第三十	レーブ養生した軽量気泡コンクリートによる製品のうち、鉄筋その他の補強材で補強したパネルをいう。以	ある床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネル(石灰質原料及びけい酸質原料を主原料とし、オートク	鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分として、特殊の構造方法によるものとして、構造耐力上主要な部分で	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の規定に基づき、木造又は	国土交通省告示第王百ナ十ナ号
--------------------------------------	--	-------------	------------	--	--	--	--	--	--	----------------

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルの材料は、次に定める
ところによらなければならない。
一 軽量気泡コンクリートの密度及び圧縮強度は、それぞれ次に定めるところによること。
イ 密度 一立方メートルにつき四百五十キログラム以上五百五十キログラム未満
ロ 圧縮強度 一平方ミリメートルにつき三ニュートン以上
二 軽量気泡コンクリートは、構造耐力上有害な亀裂、気泡のむら、欠け、反りその他の欠陥がないも
のとすること。
第二床版又は屋根版
構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルは、次に定めるところ
によらなければならない。
一 軽量気泡コンクリートパネルは、建築物に作用する水平力を負担しない構造方法としなければなら
ない。ただし、最下階の床版であって一体の鉄筋コンクリート造(二以上の部材を組み合わせたもの
で、これらの部材相互を緊結したものを含む。)の基礎ばり(べた基礎及び布基礎の立上り部分を含

置する鉄筋をいう。以下同じ。)と溶接により接合しなければならない。ただし、日本工業規格A五
ンチメートルにつき三本以上を、それぞれ釣合い良く配置するものとし、横筋(主筋と直交方向に配
メートルにつき圧縮側に二本以上及び引張り側に三本以上を、屋根版にあってはパネルの幅六十一セ
点間の距離の方向に配置する鉄筋をいう。以下同じ。)は、床版にあってはパネルの幅六十一センチ
三 軽量気泡コンクリートパネルに用いる補強材は鉄筋とし、軽量気泡コンクリートパネルの主筋 (支
この表において、』は、支点間の距離(単位(センチメートル)を表すものとする。
屋根版 1
床版 1 25 25
建築物の部分 厚さ(単位 センチメートル)
ければならない。
二(床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルの厚さは、次の表に掲げる数値以上の数値としな
よって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっては、この限りでない。
む。)に緊結する場合、又は建築基準法施行令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算に

って性能に支障を生じるおそれのある部分に使用する軽量	一吸水、吸湿又は変質その他使用環境によって性能に支障を生
	第三 防食措置等
ター又は金物によって構造耐力上有効に接合すること。	泡コンクリー トパネル相互の接合部をコッター 又は金物によっ
リートパネルを並べて配置する場合にあっては、当該軽量気	二 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリー
	ること。
平面形状及び立面形状を長方形その他これらに類する形状とす	一 地階を除く階数を五以下とし、かつ、平面
	のとしなければならない。
版に軽量気泡コンクリートを用いた建築物は、次に定めるも	2 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に
ばならない。	の構造耐力上主要な部分に取り付けなければ
リートパネルは、金物、モルタル等で構造耐力上有効に周囲	四 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリー
	られた場合にあっては、この限りでない。
当該主筋及び横筋を配置した場合と同等以上であることが確かめ	リー トパネルの曲げに対する性能が当該主欲
一九九七に規定された曲げ試験によって、軽量気泡コンク	四一六(軽量気泡コンクリートパネル)

気泡コンクリートパネルにあっては、防水、防湿又は変質その他使用環境によって性能に支障を生じ
ることを防止するための措置を講じなければならない。
二 鉄筋その他の補強材は、耐久性上支障のないよう防錆又は防食に関する措置を講じなければならない。
第四(耐久性等関係規定の指定)
令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一及び第三に定める安全上必要な技術的基
準を 指定する。
附則
この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

昭和五十八年建設省告示第千三百二十号改正案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

三(略)	三(略)
保持しなければならない。	持しなければならない。
緊張材の接合は、接合具によつて行い、当該緊張材の引つ張り力を有効に	緊張材の接合は、接合具によつて行い、当該緊張材の引張り力を有効に保
認められるとき	とが確かめられた場合
ハ プレテンション法による場合で、載荷試験等の結果により安全であると	ハ プレテンション法による場合で、載荷試験等の結果により安全であるこ
口 (略)	ロ (略)
合	
イ 緊張材の一端をコンクリート又はグラウトとの付着によつて定着する場	イ 緊張材をコンクリート又はグラウトとの付着によつて定着する場合
あつては、定着装置の設置を省略することができる。	定着装置の設置を省略することができる。
保持しなければならない。ただし、次のイから八までの一に該当する場合に	持しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、
緊張材の端部は、定着装置によつて固定し、緊張材の引つ張り力を有効に	緊張材の端部は、定着装置によつて固定し、緊張材の引張り力を有効に保
第三 緊張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手	第二 緊張材の定着及び接合並びに鉄筋の定着及び継手
板」と読み替えるものとする。	緊張材及び鉄筋の間並びにこれらとせき板」と読み替えるものとする。
間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「緊張材及び鉄筋の間並びにこれらとせき	場合において、同条第二号中「鉄筋相互間及び鉄筋とせき板」とあるのは、「
	建築基準法施行令(以下「令」という。)第七十二条の規定を準用する。この
プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの材料については、	プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの材料については、
第二 コンクリートの材料	第一 コンクリートの材料
ならない。	
鋼棒)に適合するもの又はこれらと同等以上の品質を有するものとしなければ	
(PC鋼線及びPC鋼より線)もしくはJIS G三一〇九 一九八八(PC	
緊張材は、日本工業規格(以下「JIS」という。)G三五三六 一九八八	
第一緊張材の品質	(削る。)
	に安全性を確かめることができるものと認める。
	る場合においては、当該構造計算は、同号ロに規定する限界耐力計算と同等以上
	づき、プレストレストコンクリート造の建築物等の構造計算が、第十八に適合す

第三 グラウト	第四 緊張材の防錆及びグラウト
ポストテンション法による場合にあつては、次のいずれかに該当する場合を	ポストテンション法による場合にあつては、緊張材と緊張材配置孔との間に
除き、緊張材と緊張材配置孔との間に、緊張材と緊張材配置孔との付着が良好	、緊張材の防錆に有効であり、かつ、緊張材と緊張材配置孔との付着が良好な
なグラウトで充填されなければならない。この場合において、当該グラウトは	グラウトを注入しなければならない。ただし、耐力壁以外の壁、床又は小ばり
、緊張材の防錆に有効であり、かつ、高温下においても付着力の著しい低下の	をプレストレストコンクリート造とする場合で、あらかじめ有効な防錆材で被
ないものとしなければならない。	覆された緊張材を配置し、コンクリートを打ち込むときにあつては、この限り
	でない。
一 耐力壁以外の壁、床又は小ばりをプレストレストコンクリート造とする場	
合で、 あらかじめ有効な防錆材で被覆された緊張材を配置し、 コンクリート	
を打ち込む場合	
柱、はり又は耐力壁にあらかじめ有効な防錆材で被覆された付着のない緊	
張材を配置する場合(付着が良好な鉄筋又は緊張材との併用その他当該緊張	
材が破断した場合に柱、はり又は耐力壁の崩壊を防止するための有効な措置	
が講じられ、かつ、第十八に定める構造計算によつて構造耐力上安全である	
ことが確かめられた場合に限る。)	
第四 コンクリートの強度	第五 コンクリートの強度
一プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの強度は、設計基	一 プレストレストコンクリート造に使用するコンクリートの強度は、設計基
準強度との関係において昭和五十六年建設省告示第千百二号第一の規定に適	準強度との関係において昭和五十六年建設省告示第千百二号第一の規定に適
合するものでなければならない。この場合において、設計基準強度は、プレ	合するものでなければならない。この場合において、設計基準強度は、プレ
テンション法によるときにあっては一平方ミリメートルにつき三十五ニュー	テンション法によるときにあっては一平方センチメートルにつき三百五十キ
トン以上、ポストテンション法によるときにあつては一平方ミリメートルに	ログラム以上、ポストテンション法によるときにあつては一平方センチメー
つき三十ニュー トン (プレストレスト鉄筋コンクリート造 (緊張材及び鉄筋	トルにつき三百キログラム(構造計算又は実験によって構造耐力上安全であ

-

ハ 帯筋比は〇・ニパーセント以上とすること。	四 帯 筋 比 (柱 の 軸 を 含 む コ ン ク リ ー ト の 断 面 の 面 積 に 対 す る 帯 筋 の 断 面 積 の
細い主筋の径の十五倍以下とすること。	い主筋の径の十五倍以下とすること。
以内の距離にある部分においては、十センチメートル)以下で、かつ、最も	以内の距離にある部分においては、十センチメートル)以下、かつ、最も細
(柱に接着する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の二倍	(柱に接著する壁、はりその他の横架材から上方又は下方に柱の小径の二倍
ロ 帯筋の径は、六ミリメートル以上とし、その間隔は、十五センチメートル	三 帯筋の径は、六ミリメートル以上とし、その間隔は、十五センチメートル
	二 主筋は、帯筋と緊結すること。
イ 主筋は、四本以上とし、帯筋と緊結すること。	一 主筋は、四本以上とすること。
が確かめられた場合においては、この限りでない。	
ればならない。ただし、構造計算又は実験によって構造耐力上安全であること	ない。
構造耐力上主要な部分である柱は、次のイからへまでに定める構造としなけ	構造耐力上主要な部分である柱は、次の各号に定める構造としなければなら
第九柱の構造	第八柱の構造
第八 (略)	第七 (略)
Д	
、ポストテンション法にあっては一平方センチメートルにつき二百キログラ	ポストテンション法にあつては一平方ミリメートルにつき二十ニュートン
ロ プレテンション法にあっては一平方センチメートルにつき三百キログラム	二 プレテンション法にあつては一平方ミリメートルにつき三十ニュートン、
イープレストレス導入直後の最大圧縮応力度の一・七倍	プレストレス導入直後の最大圧縮応力度の一・七倍
千百二号第二第一号に掲げるJISによる強度試験によるものとする。	二号第二第一号に掲げる強度試験によるものとする。
おいて、当該コンクリートの強度を求めるときは、昭和五十六年建設省告示第	て、当該コンクリートの強度を求めるときは、昭和五十六年建設省告示第千百
、次のイ及び口に規定する強度に達するまでに行つてはならない。この場合に	、次の各号に規定する強度に達するまでに行つてはならない。この場合におい
プレストレスの導入は、プレストレスを受ける部分のコンクリートの強度が	プレストレスの導入は、プレストレスを受ける部分のコンクリートの強度が
第七 プレストレスの導入	第六 プレストレスの導入
第六 (略)	第五 (略)
ニ・三(略)	ニ・三(略)
ばならない。	メートルにつき二十一ニュートン)以上としなければならない。
ることが確かめられたときにあっては、二百十キログラム)以上としなけれ	を併用したプレストレストコンクリート造をいう。)にあっては一平方ミリ

第十一はりの構造	第十はりの構造
	Show a state of the state of th
	二 二以上の部材を組み合わせるものにあつては、これらの部材相互を緊結す
	のとすること。
	周囲のはり等との接合部は、その部分の存在応力を伝えることができるも
	、同項の規定によるほか、次に定める構造としなければならない。
	2 前項の床版のうちプレキャストプレストレスコンクリートで造られた床版は
	で、かつ、床版の厚さの三倍以下とすること。
	おいて二十センチメートル以下、長辺方向において三十センチメートル以下
	二 最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔は、短辺方向に
	長さの四十分の一以上とすること。
	厚さは、ハセンチメートル以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間
	りでない。
	による使用上の支障が起こらないことが確かめられた場合にあつては、この限
定を準用する。	。ただし、第十三第二号ニ及び第三号に定める構造計算によつて変形又は振動
構造耐力上主要な部分である床版の構造については、令第七十七条の二の規	構造耐力上主要な部分である床版は、次に定める構造としなければならない
第十床版の構造	第九床版の構造
て、主筋の断面積として算入することができるものとする。	て、主筋の断面積として算入することができるものとする。
ること。この場合において、緊張材の断面積は、その応力分担の実況に応じ	ること。この場合において、緊張材の断面積は、その応力分担の実況に応じ
へ 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の〇 · ハパーセント以上とす	七 主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の〇・ハパーセント以上とす
ホ 緊張材は、主筋と帯筋によつて囲まれた部分に有効に配置すること。	六 緊張材は、主筋と帯筋によつて囲まれた部分に有効に配置すること。
ىد ر. مى ر.	مركدرا
二 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とする	五 柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の十五分の一以上とする
	した数値をいう。)は、〇・二パーセント以上とすること。
	和の割合として昭和五十六年建設省告示第千百六号に定める方法により算出

) にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としなけメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分を除く。 一 緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあ 第十二 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ 	壁式構造の耐力壁については、令第七十八条の二第二項の規定を準用する。「「「「イ以外の建築物」三十センチメートル」以下の間隔「「イ以外の建築物」三十センチメートル(複配筋として配置する場合にお「「るものとすること。」	イ 地階を除く階数が一の建築物 三十五センチメートル(複配筋として配り径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に配置すること。開口部周囲に径十二ミリメートル以上の補強筋を配置すること。 厚さは、十二センチメートル以上とすること。 「「「「」」「」」「」」」」」」」		ればならない。わりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなけりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなけり構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばりとして、これにあばら筋をは
) にあつては捨コンクリートの部分を除いて八センチメートル以上としなけメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分を除く。つては三・五センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては五センチー 緊張材に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあ第十三 緊張材及び鉄筋のかぶり厚さ		而ナ昼の構造にていてに、そ第七十ノ务の二の共気を準月する	「唐)構造については、永舟で上へ系のこり見Eを専用する。	ればならない。ただし、プレキャストプレストレスコンクリートで造られたはりの丈の四分の三以下、かつ、四十五センチメートル以下の間隔で配置しなけ構造耐力上主要な部分であるはりは、複筋ばりとして、これにあばら筋をは

は、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に
れかの構造計算によつて安全であることが確かめられた場合において
(ii) 緊張材に対するコンクリートの付着割裂について次に定めるいず
あること。
(1) 耐力壁以外の壁又は床にあつては、二・五センチメートル以上で
(4) 緊張材に対するかぶり厚さが次に定める基準に適合していること。
(3) 耐久性上支障のあるひび割れその他の損傷がないものであること。
ラム以上であること。
適合するものとし、単位セメント量が一立方メートルにつき三百キログ
トの品質をJIS R五二一 (ポルトランドセメント) 二 三に
(2) プレキャストコンクリートに用いるコンクリートに使用するセメン
ミリメートルにつき三十ニュートン以上であること。
十五ニュートン以上、ポストテンション法によるときにあつては一平方
、プレテンション法によるときにあつては一平方ミリメートルにつき三
(1) プレキャストコンクリートに用いるコンクリートの設計基準強度が
タル塗りその他の措置が講じられた場合にあつては、この限りでない。
、当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モル
に掲げる基準に適合している場合。ただし、次の () から (3 までの規定は
ロ プレキャストコンクリートで造られた部材に緊張材を配置する構造で次
場合
を多数分散配置する場合で当該かぶり厚さをニセンチメートル以上とした
イ 交換可能な部材で、単一鋼線、二本より線その他これらに類する緊張材
は、この限りでない。
ればならない。ただし、次に定める基準のいずれかに適合する場合にあつて

れらに類する緊張材を多数分散配置する場合にあつては、ニセンチメートルればならない。 ただし、交換可能な部材で、単一鋼線、二本より線その他こ

以上とすることができる。

、第十八の規定による長期の応力に対する許容応力度を超えないことを確	期の応力度が、令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力に対す
とを組み合わせた長期の応力によって部材の断面に生ずる長期の応力度が	生ずる力とを組み合わせた長期に生ずる力によって部材の断面に生ずる長
イ 令第八十二条第二号の表に掲げる長期の応力とプレストレスによる応力	イ 令第八十二条第二号の表に掲げる長期に生ずる力とプレストレスにより
、次のイから八までに定める構造計算を行わなければならない。	、次に定める構造計算を行わなければならない。
二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については	二 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分については
	五百九十四号第二の規定に従つて計算しなければならない。
て建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる応力を計算しなければならない。	て建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を平成十九年国土交通省告示第
一令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによっ	一令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力並びにプレストレスによっ
第十四 応力度等	第十三 応力度等
二 (略)	二 (略)
	示第千三百七十二号第二項第一号本文」と読み替えるものとする。
	おいて準用する場合を含む。)」とあるのは、「平成十三年国土交通省告
	第七十九条の三第一項(令第百三十九条から令第百四十一条までの規定に
	条から令第百四十二条までの規定において準用する場合を含む。)又は令
	。この場合において、同項第五号中「令第七十九条第一項(令第百三十九
	ンクリート以外の材料を用いて緊張材に対するかぶり厚さを確保した場合
	ハ 平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の規定を準用してコ
	造方法
	三、法第二十条第一号の規定により国土交通大臣の認定を受けた構
	に、第十八に定める構造計算
	「第十三第二号及び第十五第二号又は第十六に定める構造計算
	できる。
	は捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上とすることが
	センチメートル以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く。)にあって
	接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては五

条件式 变形增大係数		建築物の部分
	ものとする。	を引いて計算するものとする。
固定荷重及び積載荷重からプレストレスによる吊り上げ荷重分	重及び積載荷重から	ものとし、固定荷
同告示第二第二号に規定する変形増大係数は次表に掲げるものを用いる	号に規定する変形増	、同告示第二第二
五十九号第二に定める構造計算によつて確かめること。この場合において	める構造計算によつ	五十九号第二に定
建築物の使用上の支障が起こらないことを平成十二年建設省告示第千四百	支障が起こらないこ	建築物の使用上の
構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によつて	力上主要な部分であ	おいては、構造耐
建築物の部分に応じて次の表に掲げる条件式を満たす場合以外の場合に	応じて次の表に掲げ	二 建築物の部分に
	二号の表に掲げる力を表すものとする。	二号の表に掲げる力
W及びKは、それぞれ令第八十二条第	G、P、S、W及	この表において、
<u>G</u> + P + 0.35 S + 1.5 K	G + P +1.5K	地震時
<u>G + P + 0.35 S + 1.6W</u>	-	j. F
<u>G + P + 1.6W</u>	M9	暴虱侍
<u>G + P + 1.4S</u>	<u>G + P +1.4S</u>	積雪時
1.7 (G + P) +0.7S	1.7 (G + P)	Ť
1.2G+2P+0.7S	1.2G + 2 P	常寺
する多雪区域における場合		してた穴でる北倉
規定によって特定行政庁が指定	一般の場合	右重及てタナにつ
令第八十六条第二項ただし書の		苛重シバトコニン
_ل ک	計の数値以上であることを確かめること。	計の数値以上であ
破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各力の合	面耐力の数値が、次	八 破壊に対する断
	ح	ことを確かめること。
プレストレス導入時に部材の断面に生ずる力に対して安全上支障がない	入時に部材の断面に	ロ プレストレス導
いる い と い	る許容応力度を超えないことを確かめること。	る許容応力度を超

かめること。

いことを確かめること。ロープレストレス導入時に部材の断面に生ずる応力に対して安全上支障がな

合計の数値以上であることを確かめること。 ハ 破壊に対する断面耐力の数値が、次の表に掲げる組合せによる各応力の

この表において、G	地震時		と 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見 見	積雪時		常時 1.	いて想定する状態					
、 P、 S、 W 及び	G + P +1.5K		G + D + 1 አW	G + P +1.5S	1.7 (G + P)	1.2G +2P		般の場合				
この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ令第八十二条第	<u>G + P + S +1.5K</u>	<u>G + P + S + 1.5W</u>	<u>G + P +1.5W</u>	<u>G + P +1.5S</u>	<u>1.7 (G+P+S)</u>	<u>1.2G+2(P+S)</u>	する多雪区域における場合	規定によって特定行政庁が指定	令第八十六条第二項ただし書の			

二号の表に掲げる応力を表すものとする。

各号に定める構造計算を行わなければならない。 三 プレストレストコンクリート造以外の構造部:		る曲げ強度の一般の一般に定める材料強度に基づく緊張材による。	」の式において、 呼及び ∬は、	$\frac{\lambda = \frac{M_p}{M_p + M_r}}{M_p + M_r}$	し た 数 値	部材の曲げ強度に及ぼすPC鋼材の寄与率として次の式により計算 - 「反別の短辺方向の有交号で(単位・ミーン・トー)	x 床反の豆豆豆豆豆豆豆豆しました。 て 床版の厚さ(単位 ミリメートル)	1 はりの有効長さ(単位 ミリメートル)	D はりのせい (単位 ミリメートル)	ものとする。	この表において、D、1、t、	床版(片持ちの場合)	床版(片持ち以外の場合)	はり
なければならない。	款に定める材料強度	款に定める材料強度				- C鋼材の寄与率と- さ(単位)ミーン		「リメートル)	イートル)		Ix 及び は、	$\frac{t}{tx} > \frac{1}{15 - 5\sqrt{1 - \lambda}}$	$\frac{t}{tx} > \frac{1}{40 - 10\sqrt{1 - \lambda}}$	$\frac{D}{l} > \frac{1}{18 - 8\sqrt{1 - \lambda}}$
ういては、令第八十二条	に基づく鉄筋による	に基づく緊張材によ	それぞれ次の数値を表すものと			して次の式により計算					それぞれ次の数値を表す		16 – 87 ²	$8 - 4\lambda^{2}$

第二号及び第三号に定める構造計算を行わなければならない。 ヨープレストレストコンクリート造以外の構造部分については、令第八十二条

四 必要がある場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形
又は振動によって建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめなければ
ならない。
第十五 層間変形角
次のイ及び口に掲げる建築物以外の建築物の構造計算をするにあたつては、
第十四の規定によるほか、建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に
規定する地震力(以下「地震力」という。)によって各階に生ずる水平方向の
層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(地震力による構造耐力
上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない
場合にあっては、百二十分の一)以内であることを確かめなければならない。
イ プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート
造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築
物で次の (1)及び (2)に該当するもの
(1) 高さが二十メートル以下であるもの
(2) 地上部分の各階の耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及び耐
力壁以外のプレストレストコンクリー ト造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨
鉄筋コンクリート造の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊結さ
れたものに限る。)の水平断面積が次の式に適合するもの。ただし、鉄骨
鉄筋コンクリート造の柱にあっては、同式中「7」とあるのは「10」とす
ୠୄ
$\Sigma 25 Aw + \Sigma 7 Ac \geq Z W Ai$

該当するもの に該当するもの	上とを併用する建築物 (前号に掲げる建築物を除く。)で、次のイ及びロに 上とを併用す	鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一以 ク造、鉄骨造、	プレストレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロッ ロ プレストレ	A 令第八十八条第一項に規定する当該階に係る A の数値 A 令が	らに積雪荷重を加えるものとする。) (単位 ニュートン) さらに	ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、さ	該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(令第八十六条第二項 該階が	W 令第八十八条第一項の規定により地震力を計算する場合における当 W 令第	Z 令第八十八条第一項に規定するZの数値 Z 令第	水平断面積 (単位 平方ミリメートル) 水平断	結されたものに限る。) のうち計算しようとする方向に設けたものの 結され	鉄筋コンクリート造の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊鉄筋コ	以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨以外の	A 当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁 A 当	断面積 (単位 平方ミリメートル)	☆ 当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平 ☆ 当	値が二の平方根の数値を超えるときは、二の平方根の数値)	トルにつきニュートン)を十八で除した数値の平方根の数値(当該数	つては使用するコンクリートの設計基準強度(単位)一平方ミリメー	は一・〇、一平方ミリメートルにつき十八ニュートン以上の場合にあ	強度が一平方ミリメートルにつき十八ニュートン未満の場合にあつて	コンクリートの設計基準強度による割り増し係数として、設計基準	を表すものとする。すものと	この式において、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
るもの	上とを併用する建築物(前号に掲げる建築物を除く。)で、次の(1)及び(2)	造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造のうち一以	トレストコンクリート造と木造、組積造、補強コンクリートブロッ	令第八十八条第一項に規定する当該階に係る A の数値	さらに積雪荷重を加えるものとする。) (単位 キログラム)	ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域においては、	該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(令第八十六条第二項	令第八十八条第一項に規定により地震力を計算する場合における当	令第八十八条第一項に規定するこの数値	水平断面積(単位)平方センチメートル)	結されたものに限る。)のうち計算しようとする方向に設けたものの	鉄筋コンクリート造の壁(上端及び下端が構造耐力上主要な部分に緊	以外のプレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨	当該階の構造耐力上主要な部分である柱の水平断面積及び耐力壁	面積 (単位) 平方センチメートル)	当該階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平							のとする。	この式において、A、A、Z、W及びAは、それぞれ次の数値を表

くははりにプレストレストコンクリート造の構造部分を有する建築物の地上	レストレストコンクリート 造の構造部分を有する建築物の地上部分について
造計算を行った場合又は耐力壁若しくは構造耐力上主要な部分である柱若し	た場合又は耐力壁若しくは構造耐力上主要な部分である柱若しくははりにプ
二 前号の規定は、建築物の地上部分について第十七イから八までに定める構	二 前号の規定は、建築物の地上部分について第十六に定める構造計算を行っ
ΓĴ	は、この限りでない。
十一号第二各号に定める構造計算を行った場合においては、この限りでな	省告示第千七百九十一号第二各号に定める構造計算を行った場合において
と鉄骨造とを併用する建築物について昭和五十五年建設省告示第千七百九	トコンクリート造と鉄骨造とを併用する建築物について昭和五十五年建設
な靱性をもつことが確かめられた場合又はプレストレストコンクリート造	し、若しくは十分な靱性をもつことが確かめられた場合又はプレストレス
な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、若しくは十分	に構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有
クリート造」とする。ただし、実験によって耐力壁並びに構造耐力上主要	クリート造」と読み替えるものとする。ただし、実験によって耐力壁並び
「 プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コン	「 プレストレストコンクリー ト造、鉄筋コンクリー ト造又は鉄骨鉄筋コン
三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、	三号中「鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造」とあるのは、
準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第	準じた構造計算のうちいずれかを行うこと。この場合において、同告示第
ロ昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第三各号に定める構造計算に	ロ昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第三各号に定める構造計算に
に定める構造計算を行うこと。	定める構造計算を行うこと。
イ 各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の三第一号及び第二号	イ 各階の剛性率及び偏心率について、令第八十二条の六第二号イ及び口に
ならない。	ない。
、建築物の地上部分について、次のイ及び口に定めるところによらなければ	築物の地上部分について、次のイ及び口に定めるところによらなければなら
のものの構造計算をするにあたっては、第十四及び第十五の規定によるほか	のの構造計算をするにあたっては、第十三及び第十四の規定によるほか、建
一第十五イ及びロに掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下	一第十四各号に掲げる建築物以外の建築物で高さが三十一メートル以下のも
第十六 剛性率、偏心率等	第十五)剛性率、偏心率等
ンクリート造の構造部分を有する階がイ(2)に適合するもの	クリート造の構造部分を有する階が前号ロに適合するもの
(2) プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コ	ロ プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コン
るもの	るもの
(1) 昭和五十五年建設省告示第千七百九十号第六号イからニまでに該当す	イ 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第三号イからニまでに該当す

		外装材及び屋外に面する帳壁については、平成十二年建設省告	屋根ふき材、外装材及び
			第十七(屋根ふき材等の構造計算)
要保有水平耐力以上であることを確かめること。	要保有水平耐力以上であ		
イの規定によつて計算した保有水平耐力が、ロの規定によって計算した必	八 イの規定によつて計算		
	によつて計算すること。		
に対する各階の必要保有水平耐力を令第八十二条の四第二号の規定	ロ 地震力に対する各階の		
)を計算すること。	有水平耐力」という。)		
に規定する材料強度によって各階の水平力に対する耐力(以下「保	イ第十九に規定する材料		
	らない。		ばならない。
建築物の地上部分について、次のイから八に定めるところによらなければな	、建築物の地上部分につい	築物の地上部分について、令第八十二条の三に規定する構造計算を行わなけれ	築物の地上部分について、
えるものの構造計算をするに当たつては、第十四及び第十五の規定によるほか	えるものの構造計算をする	ものの構造計算をするに当たつては、第十三及び第十四の規定によるほか、建	ものの構造計算をするに当
及び口に掲げる建築物以外の建築物で、高さが三十一メートルを超	第十五イ及び口に掲げる	第十四各号に掲げる建築物以外の建築物で、高さが三十一メートルを超える	第十四各号に掲げる建筑
	第十七(保有水平耐力		第十六(保有水平耐力
てせん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。	てせん断破壊が生ずる	せん断破壊が生ずるおそれのないことを確かめること。	せん断破壊が生ずるお
構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の応力に対し	ロ構造耐力上主要な部	構造耐力上主要な部分に生じうるものとして計算した最大の力に対して	ロ構造耐力上主要な部
応力を計算する場合にあっては、一・〇)を表すものとする。	応力を計算する場合に	を計算する場合にあっては、一・〇)を表すものとする。	を計算する場合にあっ
F は令第八十二条の四第二号に掲げる数値 (軸方向	表に 掲 げ る 応 力 を、 Fes	F®は令第八十二条の三第二号に掲げる数値(軸方向力)	表に掲げる力を、Fit
、P、K及びSはそれぞれ令第八十二条第二号の	この表において、G、	P、 K及びSはそれぞれ令第八十二条第二号の	この表において、G、
<u>G + P + S + 1.5 F es K</u>	G + P + 1.5F esK	<u>G + P +0.35 S +1.5 F es K</u>	G + P + 1.5Fes K
特定行政庁が指定する多雪区域における場合	一舟のせ音	特定行政庁が指定する多雪区域における場合	一舟〇七音
令第八十六条第二項ただし書の規定によって	一段の易会	令第八十六条第二項ただし書の規定によって	一 役 D 昜 An
掲げる組合せによる各応力の合計の数値以上であることを確かめること。	掲げる組合せによる名	掲げる組合せによる各力の合計の数値以上であることを確かめること。	掲げる組合せによる各
構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力の数値が次の表に	イ構造耐力上主要な部	構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力の数値が次の表に	イ構造耐力上主要な部
	しない。		
いて次のイ及びロに定める構造計算を行った場合においては、適用	部分について次のイ及び	次のイ及び口に定める構造計算を行った場合においては、適用しない。	次のイ及び口に定める構

第二号八の表に掲げる式によつて計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ず二(積雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を第十三)	確かめること。)に掲げる短期に生ずる力とプレストレスにより生ずる力とを組み合わせた	ところによるとともに、令第八十二条第二号の表(地震に係る部分を除く。一一 地震時を除き、第十三(地震に係る部分及び第二号八を除く。)に定める	第十八(限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算							(削る。)							(削る。)	あることを確かめること。	示第千四百五十八号に定める構造計算によつて風圧に対して構造耐力上安全で
					っては、六百三十キログラム)を上限とする。	センチメートルにつき五百四十キログラム (プレキャストコンクリートにあ	ればならない。この場合において、コンクリートの設計基準強度は、一平方	緊張材以外の材料の材料強度は、令第三章第八節第四款の規定によらなけ	なければならない。	緊張材の材料強度は、第十八第一号に規定する降伏点応力度の数値によら	第十九 材料強度	あっては、六百三十キログラム)を上限とする。	方センチメー トルにつき五百四十キログラム (プレキャストコンクリートに	ければならない。この場合において、コンクリートの設計基準強度は、一平	緊張材以外の材料の許容応力度は、令第三章第八節第三款の規定によらな	(表略)	緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。	第十八 許容応力度		

四百五十七号第五に定める方法により計算すること。
いる時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を平成十二年建設省告示第千
二 各階が、ハによつて計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えて
の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。
て令第八十二条の五第三号八の表に掲げる式によつて計算した当該階以上
八 地震により建築物の各階に作用する地震力を、損傷限界固有周期に応じ
五十七号第三に定める方法によつて計算すること。
おいて「損傷限界固有周期」という。)を平成十二年建設省告示第千四百
当する変位が生じている時の建築物の固有周期(以下この号及び第六号に
ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した損傷限界変位に相
に定める方法により計算すること。
損傷限界変位」という。)を平成十二年建設省告示第千四百五十七号第二
えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位(以下この号において「
イ 各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐
十分の一)を超えないことを確かめること。
つて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二
に対する割合が二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によ
て同じ。)を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該各階の高さ
達する場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号におい
が令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に
損傷限界耐力(建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度
各階に生ずる層間変位を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が、
三 地震による加速度によつて建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び
した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。
る力が、それぞれ令第三章第八節第四款の規定による材料強度によつて計算

技術的基準 技術的基準
レスによつて圧着接合し一体の柱、はり若しくは耐力壁とした場合又は柱及
前号に規定するほか、二以上のプレキャストコンクリート部材をプレスト
に第十一第一項第三号
造られたはりで、二以上の部材を組み合わせるものの接合部に限る。)並び
第八、第九第二項及び第十(プレキャストプレストレストコンクリートで
として、次に定める技術的基準を指定する。
十七に定める構造計算を行つた場合に適用を除外することができる技術的基準
及び第十七に定める構造計算を行つた場合又は第十三、第十四、第十六及び第
令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第十三、第十四、第十五第二号
第二十 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定
七まで及び第十二に定める安全上必要な技術的基準を指定する。
令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一、第三から第
第十九 耐久性等関係規定の指定
低下がないことを確かめなければならない。
基づき行うものとし、かつ、安全限界変位に達するまでに各階における耐力の
2 前項第三号及び第五号に規定する構造計算を行うに当たつては、増分解析に
とを確かめること。
より風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であるこ
考慮して平成十二年建設省告示第千四百五十七号第十一に定める構造計算に
計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を
算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によつて
六 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号二の規定によつて計

- 시 미 시 柱にあつては第八第一号、第二号、第六号及び第七号
 - はりにあつては第十 (複筋ばりの部分に限る。)
- 耐力壁にあっては第十一第一項第三号及び第四号

平成十二年建設省告示第二千九号改正案新旧対照条文	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現 行 告 示
免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等	免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等
の件	の件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十八条第三項の規	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十八条第三項の規
定に基づき、免震建築物の基礎の構造方法を第三に、及び同令第八十条の二第二	定に基づき、免震建築物の基礎の構造方法を第三に、及び同令第八十条の二第二
号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第	号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第
四に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、免震建築物の耐久性等関係規	四に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、免震建築物の耐久性等
定を第五に指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、限界	関係規定を第五に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき
耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算を第	、限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全さを確かめることのできる構造計
六のように定める。	算を第六のように定める。
第一 (略)	第一 (略)
第二 免震建築物(高さが六十メートルを超える建築物を除く。)の構造方法は	第二 免震建築物(高さが六十メートルを超える建築物を除く。)の構造方法は
次の各号(建築基準法(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「法」という	次の各号(建築基準法(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「法」という
。)第二十条第二号及び第三号に掲げる建築物にあっては、第二号又は第三号	。) 第二十条第二号に掲げる建築物にあっては、第二号又は第三号) のいずれ
)のいずれかに、高さが六十メートルを超える免震建築物の構造方法は第三号	かに、高さが六十メートルを超える免震建築物の構造方法は第三号に該当する
に該当するものとしなければならない。	ものとしなければならない。
一 (略)	一 (略)
二 令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定(以下単に「耐久性等関	二 令第三十六条第二項第二号に規定する耐久性等関係規定(以下単に「耐久
係規定」という。)に適合し、かつ、第六に規定する構造計算によって安全	性等関係規定」という。)に適合し、かつ、第六に規定する構造計算によつ
性が確認された構造方法	て安全性が確認された構造方法

三 耐久性等関係規定に適合し、かつ、法第二十条第一号の規定により国土交	三 耐久性等関係規定に適合し、かつ、令第八十一条の二の規定により国土交
通大臣の認定を受けた構造方法	通大臣が定める基準に従つた構造計算によって安全性が確かめられたものと
	して国土交通大臣の認定を受けた構造方法
2 (略)	2 (略)
第三(略)	第三(略)
第四 令第八十条の二第二号に掲げる建築物である免震建築物の構造方法に関す	第四 令第八十条の二第二号に掲げる建築物である免震建築物の構造方法に関す
る安全上必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。	る安全上必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。
一 (略)	一 (略)
二 上部構造にあっては、次に掲げる基準に適合するものとすること。	二 上部構造にあっては、次に掲げる基準に適合するものとすること。
イ(令第三章第三節から第七節の二までの規定(令第四十二条第一項本文及	イ(令第三章第三節から第七節の二までの規定(令第四十二条第一項本文及)
び第二項、第五十七条第五項(基礎に関する部分に限る。)、第六十二条の	び第二項、第五十七条第五項(基礎に関する部分に限る。)、第六十二条の
四第五項 (基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)、第六十六条及び第	四第五項 (基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)、第六十六条及び第
七十八条の二第二項第三号(基礎及び基礎ばりに関する部分に限り、令第	七十八条の二第二項第三号(基礎及び基礎ばりに関する部分に限り、令第
七十九条の四及び昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十一第二項に	七十九条の四及び昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十二において
おいて準用する場合を含む。)、昭和五十七年建設省告示第五十六号第三	準用する場合を含む。)、昭和五十七年建設省告示第五十六号第三第二号
第二号、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号第五(基礎及び基礎ばり	、昭和五十八年建設省告示第千三百十九号第五(基礎及び基礎ばりに関す
に関する部分に限る。)、昭和六十一年建設省告示第八百五十九号第三(る部分に限る。)、昭和六十一年建設省告示第八百五十九号第三(基礎に
基礎に関する部分に限る。)並びに昭和六十二年建設省告示第千五百九十	関する部分に限る。)並びに昭和六十二年建設省告示第千五百九十八号第
八号第六第二号(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)を除く。)に	六第二号(基礎及び基礎ばりに関する部分に限る。)を除く。)に適合す
適合すること。	support of the second
ロ~ト (略)	ロ~ト (略)
三了九(略)	三个九(略)
第五(令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第四第一号イ、	第五第四に定める免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のう
ロ及び八 ⑴、第四号、第五号並びに第七号から第九号まで(第六に規定する	ち、耐久性等関係規定として指定する基準は、第四第一号イ、ロ及び八 ()、

(1) {3) (略)	(1) {3) (略)
すること。	すること。
ロ 地震により免震層に作用する地震力を、次に定めるところによって計算	ロ 地震により免震層に作用する地震力を、次に定めるところによって計算
イ (略)	イ (略)
答変位が、免震層の設計限界変位を超えないことを確かめること。	答変位が、免震層の設計限界変位を超えないことを確かめること。
震応答変位」という。)を、次に定めるところによって計算し、当該地震応	震応答変位」という。)を、次に定めるところによって計算し、当該地震応
五 地震により免震層に生ずる水平方向の最大の層間変位 (以下「免震層の地	五 地震により免震層に生ずる水平方向の最大の層間変位(以下「免震層の地
四 (略)	四 (略)
この限りでない。	、この限りでない。
形の割増を考慮して安全上支障のないことが確かめられた場合においては、	変形の割増を考慮して安全上支障のないことが確かめられた場合においては
の三以内であることを確かめること。ただし、免震建築物のねじれによる変	分の三以内であることを確かめること。ただし、免震建築物のねじれによる
三(令第八十二条の三第二号の規定の例により計算した免震層の偏心率が百分	三 令第八十二条の六第二号ロの規定の例により計算した免震層の偏心率が百
に定めるところによるものとする。	に定めるところによるものとする。
めるところによること。この場合において、免震材料の材料強度は、第七項	めるところによること。この場合において、免震材料の材料強度は、第七項
ニー 暴風時を除き、令第八十二条の六第二号 (暴風に係る部分を除く。) に定	二 暴風時を除き、令第八十二条の五第二号 (暴風に係る部分を除く。)に定
一 (略)	一 (略)
2 免震層について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。	2 免震層について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。
基準に従った構造計算とする。	る基準に従った構造計算とする。
物の安全さを確かめることができる構造計算は、次項から第五項までに定める	築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次項から第五項までに定め
第六 令第八十一条第一項第二号に規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築	第六 令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に免震建
を含むものとする。)とする。	する。 する。
場合にあっては、更に第三第二号並びに第四第一号八 (3)及び第三号八の規定	第三号八の規定を含むものとする。) に定める安全上必要な技術的基準を指定
第四号、第五号並びに第七号から第九号まで(第六に規定する構造計算を行う	構造計算を行う場合にあっては、更に第三第二号並びに第四第一号八 (3) 及び

(略) (略) (略) (略) (略) (略)		(略) (略) (略) (略) (略) (略)	(略) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
この表において、Ts、Q、M、Fb	Fh、Z及びGは、それぞれ次の数値を	この表において、 「S、 Q、 M、 Fh、	Z 及び G は、それぞれ次の数値を
表すものとする。		表すものとする。	
Ts (略)		Ts (略)	
Q (略)		Q (略)	
M (略)		▲ (略)	
Fh (略)		Fh (略)	
Z (略)		Z (略)	
G 令第八十二条の五第五号の表に規定するGBの数値	1規定するのの数値	G 令第八十二条の六第三号の表に規定するGの数値	定するのの数値
八 (略)		八 (略)	
六~十 (略)		六~十 (略)	
3 上部構造について、次に定めるとこ	上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、	3 上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、	っにより構造計算を行うこと。 たむ
法第二十条第四号に掲げる建築物であ	法第二十条第四号に掲げる建築物である免震建築物において、上部構造が第四	法第二十条第二号に掲げる建築物以外の免震建築物において、上部構造が第四	3 免震建築物において、上部構造
第二号イ及び口の規定に適合し、かつ	第二号イ及び口の規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上	第二号イ及び口の規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上	第一号の規定の式によって計算-
部構造の最下階における地震層せん断	部構造の最下階における地震層せん断力係数が〇・二以下の数値となっている	部構造の最下階における地震層せん断力係数が〇・二以下の数値となっている	フ係数が〇・二以下の数値となって
場合にあっては、第一号から第三号ま	第一号から第三号まで、第六号及び第七号の規定については	場合にあっては、第一号から第三号まで、第六号及び第七号の規定については	こ、第六号及び第七号の規定につ
、適用しない。		、適用しない。	
(略)		一 (略)	
二 令第八十二条の五第二号に定めるところによること。ただし、	るところによること。ただし、上部構造が	令第八十二条の六第二号こ定めるところこよること。 ただし、上部溝造が	

5~9 (略)	١ĵ	第三及び第四号第三号の規定に適合している場合にあっては、この限りでな	二 令第八十二条の五第二号に定めるところによること。ただし、下部構造が	一 (略)	4 下部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。	七 令第八十二条の四の規定によること。	三~六(略)	第四第二号イ及びロの規定に適合する場合にあっては、この限りでない。
5~9 (略)	۱ĵ	第三及び第四号第三号の規定に適合している場合にあっては、この限りでな	二 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。ただし、下部構造が	一 (略)	4 下部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。	七 令第八十二条の五の規定によること。	三~六 (略)	第四第二号イ及びロの規定に適合する場合にあっては、この限りでない。

改 正 案	現 行 告 示
壁式ラー メン鉄筋コンクリー ト造の建築物又は建築物の構造部分の	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の
構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件	構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の
規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分	規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分
の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二までに定め、同令	の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十二に定め、同令第三
第三十六条第一項の規定に基づき、 壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又	十六条第二項第二号の規定に基づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物
は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等	又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性
関係規定を第十三に指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号イの規定に基づ	等関係規定を第十三に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基
き、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算	づき、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計
が、第八から第十二までに適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二	算が、次の第八から第十二までに適合する場合においては、当該構造計算は、許
項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることがで	容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができるものと認
きるものと認める。	める。
第一~第八 (略)	第一~第八 (略)
第九剛性率及び偏心率	第九 剛性率及び偏心率
壁式ラー メン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算を	壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造計算を
するに当たっては、第八の規定によるほか、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の	するに当たっては、第八の規定によるほか、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の
建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の六第二号イ及	建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の三第一号及び
び口に定めるところによる各階(最上階を除く。)の剛性率及び偏心率の計算を	第二号に定めるところによる各階 (最上階を除く。)の剛性率及び偏心率の計算
行わなければならない。この場合において、同条第二号ロ中「百分の十五」とあ	を行わなければならない。この場合において、同条第二号中「百分の十五」とあ
るのは、「百分の四十五」と読み替えて計算を行うものとする。	るのは、「百分の四十五」と読み替えて計算を行うものとする。

平成十三年国土交通省告示第千二十五号改正案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

第十・第十一 (略)	第十・第十一 (略)
第十二 その他の計算	第十二 その他の計算
令第八十二条各号及び第八十二条の四に定める計算を行うこと。	令第八十二条各号及び第八十二条の五に定める計算を行うこと。
第十三 耐久性等関係規定の指定	第十三 耐久性等関係規定の指定
令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第三	第二第一号及び第三の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規
に定める安全上必要な技術的基準を指定する。	定として指定する。

しない。算した必		ンクリーレンに定めるところによる。	という。) 第三章第六節に定めるところによるほか	壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築 壁式	適用の範囲等 第一適日	る技術的基準を第十に、それぞれ指定する。	る保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができ	同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定す 指定する。	部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九 分の構造	六条第一項の規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造 項第二号の	法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十 法に関する	規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方 規定に基づ	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の 建築基準	に関する安全上必要な技術的基準を定める件 に	壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法 壁1	改 正 案	平成十三年国土交通省告示第千二十六号改正案新旧対照条文
しない。 算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、適用	四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の	「造の建築物又は建	、次に官りるこころによる。ここく、商工品及び商工品の見旨は、産代失伤コ基準法施行令(以下「令」という。)第三章第六節に定めるところによるほか	壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、建築	適用の範囲等				分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に	項第二号の規定に基づき、 壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は 建築物の構造部	法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第八に定め、同令第三十六条第二	規定に基づき、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の	に関する安全上必要な技術的基準を定める件	壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	現 行 告 示	(傍線部分は改正部分)

一 (略)	第六前力壁				造としなければならない。	の床版にあっては、基礎ばり)に伝えることができる剛性及び耐力をもった構	かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり(最下階	構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、	第五床版及び屋根版の構造	第三・第四(略)	二 (略)					(削る。)	一 (略)	第二 コンクリート及びモルタルの強度	四 (略)		حي	三平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イを満たすものであるこ	・二 (略)
— (略)	第六 耐力壁	上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。	算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以	物の構造部分の地上部分について、令第八十二条の四第一号の規定によって計	造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築	の床版にあっては、基礎ばり)に伝えることができる剛性及び耐力をもった構	かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁及び壁ばり(最下階	構造耐力上主要な部分である床版及び屋根版は、鉄筋コンクリート造とし、	第五床版及び屋根版の構造	第三・第四 (略)	三 (略)	٢ĵ	必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合においては、適用しな	の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二号の規定によって計算した	定する層間変形角が二千分の一以内であること及び令第八十二条の四第一号	二 前号の規定は、軽量骨材を使用する場合であって、令第八十二条の二に規	一 (略)	第二 コンクリート及びモルタルの強度		四 (略)	0	三昭和五十五年建設省告示第千七百九十号第五号ロを満たすものであること	ー・二(略)

- 了四 (略)	- 了四 (略)
	かめられた場合においては、この限りでない。
	号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確
	ト造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条第一
一 丈は四十五センチメートル以上とすること。	一 丈は四十五センチメートル以上とすること。ただし、壁式鉄筋コンクリー
定をそれぞれ適用しない。	
水平耐力以上であることが確かめられた場合については第二号及び第三号の規	
よって計算した保有水平耐力が、同条第二号の規定によって計算した必要保有	
かめられた場合については第一号の規定を、令第八十二条の四第一号の規定に	
一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確	
リート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分について、令第八十二条第	
壁ばりは、次に定める構造としなければならない。ただし、壁式鉄筋コンク	壁ばりは、次に定める構造としなければならない。
第七 壁ばりの構造	第七 壁ばりの構造
三~五 (略)	三了五(略)
(表一・表二 略)	
場合においては、この限りでない。	
号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であることが確かめられた	
び令第八十二条の四第一号の規定によって計算した保有水平耐力が同条第二	
て、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分の一以内であること及	
、壁式鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の地上部分につい	(表一・表二 略)
構造部分にあっては表二) に掲げる数値以上としなければならない。ただし	構造部分にあっては表二)に掲げる数値以上としなければならない。
は、次の表一 (壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の	は、次の表一(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の
ぞれの方向につき、その階の床面積で除した数値(以下「壁量」という。)	ぞれの方向につき、その階の床面積で除した数値(以下「壁量」という。)
二 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、それ	二 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁の長さの合計を、それ

第三号に定める技術的基準を指定する。	する層間変形角が二千分の一以内である場合に限る。)並びに第七第二号及び	の一以内である場合に限る。)、第五、第六第二号(令第八十二条の二に規定	材を使用する場合であって、令第八十二条の二に規定する層間変形角が二千分	する層間変形角が二千分の一以内である場合に限る。)、第二第一号(軽量骨	ができる技術的基準として、第一第二号及び第三号(令第八十二条の二に規定	掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外すること	令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに	第十(令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定	三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。	令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第	第九 耐久性等関係規定の指定	第八 (略)	
									て指定する。	第二第一号及び第三で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定とし	第九 耐久性等関係規定の指定	第八 (略)	

	一号の規定に基づき、同令第八十 条第二項第 号イに規定する保有水平耐力計
法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十に指定する。	する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十一に、同条第二項第
第三号に定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、建築物等の構造方	第三号に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建築物等の構造方法に関
第二第一号及び第二号に掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二	第二第一号及び第二号に掲げるもの以外の木材の許容応力度及び材料強度を第二
十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。) 並びに	十六号第一第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。以下同じ。) 並びに
いう。以下同じ。)及び木質接着複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四	いう。以下同じ。)及び木質接着複合パネル(平成十二年建設省告示第千四百四
二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルを	二年建設省告示第千四百四十六号第一第十二号に規定する木質断熱複合パネルを
に規定する木質複合軸材料をいう。以下同じ。)、木質断熱複合パネル (平成十	に規定する木質複合軸材料をいう。以下同じ。)、木質断熱複合パネル (平成十
し。)、木質複合軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号)	じ。)、木質複合軸材料(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第十一号
告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同	告示第千四百四十六号第一第十号に規定する木質接着成形軸材料をいう。以下同
十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料(平成十二年建設省)	十四条及び第九十九条の規定に基づき、木質接着成形軸材料(平成十二年建設省
)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに、同令第九)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十までに、同令第九
法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。	法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「建築物等」という。
れに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工	れに類するものをあらかじめ工場で接着することにより、壁及び床版を設ける工
法をいう。) 又は木質プレハブ工法 (木材を使用した枠組に構造用合板その他こ	法をいう。) 又は木質プレハブ工法 (木材を使用した枠組に構造用合板その他こ
用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工	用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工
規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法(木材を使用した枠組に構造	規定に基づき、構造耐力上主要な部分に枠組壁工法(木材を使用した枠組に構造
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の
部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件	部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件
枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造	枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造
現 行 告 示	改 正 案

平成十三年国土交通省告示第千五百四十号改正案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

構造部材の種類 規格の表に掲げる規格に適合するものとしなければならない。	構造部材の種類	、	構造部材の種類 規格 規格	、次の表に掲げる規格に	
構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ	構造耐力上主要な部分に		構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質は、構造部材の種類に応じ	一 構造耐力上主要な部分	
	材料	第二		二材料	第
	(略)	第一		一 (略)	第
				ことができるものと認める。	Ę
			構造計算は、同号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめる	造計算は、同号イに規定す	構
			ハプ工法を用いた建築物等の構造計算が、第九に適合する場合においては、当該	ブエ法を用いた建築物等の	ハ
			十二にそれぞれ指定し、並びに同号イの規定に基づき、枠組壁工法又は木質プレ	二にそれぞれ指定し、並び	\pm
			算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的基準を第	によって安全性を確かめる	算

ſĊ	材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に	及び材料の種類に	造部材及び	造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力に係る規定に	材及び材料の種	造 部
構	壁材又は屋根下地材の品質は、	構造耐力上主要な部分に使用する床材、	二構造	構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構	造耐力上主要な	二構
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	集成材の規格					
	下「構造用集成材規格」という。)に規定する					
	規格(平成八年農林水産省告示第百十一号。以					
	構造用製材の規格又は構造用集成材の日本農林)に規定する集成材の規格		
	機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法			百十一号。以下「構造用集成材規格」という。		
	成三年農林水産省告示第七百二号)に規定する			材の日本農林規格(平成八年農林水産省告示第		
	行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(平			ぎ材の特級、一級若しくは二級又は構造用集成		
	若しくは二級、機械による曲げ応力等級区分を			継ぎ材規格」という。)に規定する甲種たて継		
	う。)に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級	t, te		告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて	たき	
	以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」とい	はき たるき ひてす		てむ て継ぎ材の日本農林規格(平成三年農林水産省		
	林規格(平成三年農林水産省告示第七百一号。	、こるき及びつ	(-)	びっ 特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用た	、 こるき及びつ	(-)
	は二級、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農	則良大、まごさ		ジャー の 四百四十三号)に規定する構造用単板積層材の	則良大、長いさ	
	規定する構造用単板積層材の特級、一級若しく	上合、湍良大、		太、 本農林規格(昭和六十三年農林水産省告示第千	上台、耑艮大、	
	六十三年農林水産省告示第千四百四十三号)に			り構造用集成柱の規格、構造用単板積層材の日		
	規格、構造用単板積層材の日本農林規格(昭和			農林水産省告示第六百一号)に規定する化粧ば		
	六百一号)に規定する化粧ばり構造用集成柱の			の規格、集成材の日本農林規格(昭和四十九年		
	日本農林規格(昭和四十九年農林水産省告示第			法構造用製材規格第六条に規定するMSR製材		
	種枠組材の特級、一級若しくは二級、集成材の			種枠組材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工		
	工法構造用製材規格」という。) に規定する甲			工法構造用製材規格」という。)に規定する甲		
	十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁			十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁		
	枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四			枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和四		

「一(略) (略) (略) (略) (一) (略) (一)
(略) (略) (略) (略) (略) (市) (市) (略) (略) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (略) (略) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市) (市)<
□ 地階を除く階数が三の建築物のアンカーボルトは、イに定める部分のほ □ 地階を除く階数が三の建築物のアンカーボルトは、イに定める部分のほ □ 地階を除く階数が三の建築物のアンカーボルトレは、イに定める部分のほ □ 地階を除く階数が三の建築物のアンカーボルトレは、イに定める部分のほ □ 1 (㎡) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略
イ (略) (略) (略) (略) (略) (市) (市) ・四 (略) ・四 (略) ・回 (略) ・回 (市) ・回 (市)
を有するアンカーボルトで緊結しなければならない。 (略) (略) (略) (一) (1) </td
三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力 三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力 三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力 三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力 三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力 三十五センチメートル以上のアンカーボルト又はこれと同等以上の引張耐力 三十五七 (略) (略) (略) (略) (略) (市)
土台は、次に定めるところにより、基礎に径十二ミリメートル以上で長さ 土台 ・四 (略) ・四 (略) ・四 (略) ・四 (略) ・四 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (国) (国) (国) (B)
(略) ・四 (日) (日) (日) (日) (日) ·四 (略) (略) (日) (日) (日) (日) (日) ·四 (略) (略) (日) (日) (日) (日) (日) ·四 (略) (日) (日) (日) (日) (日) (日) ·四 (略) (日) (日) (日) (日) (日) (日) ·四 (B) (日) (日) (日) (日) (日) (日) ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ ·□ <td< td=""></td<>
・四 (中) (中) (中) ・四 (略) (日) (日) (日) (日) (日) ・四 (略) (日) (日) (日) (日) (日) (日) ・四 (略) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) ・四 (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日)<
四(略) (略) (略) (略) (略) (本れのある部分及び()) せっこうボード 「時湿潤状態となるお(略) (略) (略) (中っこうボード 「コニラボード製品) 「コニラボード 「(略) (略) (略) (略) (一一 「(略) (略) (略) 「四〇五に規定するせっこ うボード、構造用せっこ うボード、構造用せっこ ブに強化せっこうボード 「四〇五に規定するせっこ ブに強化せっこうボード 「二」 「三」 (二)
(略) (略) (略) (略) (略) (本) (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 (市 </td
・ ・
ホード 一 (株) (株) 市場調状態となるお (株) (株) (株) 「市山る壁材 ビー つごうボード (株) 「市山る壁材 「 ビー つごうボード 「「」 「 (株) (株) 「「」 「 「 「「」 「 (「)
分に用いる壁材 (略) (略) (本 方に用いる壁材 (略) (本 (本 方に用いる壁材 (本 (本 (本 うごうボード JIS A (本) 〇〇五に規定するせっこ 〇〇五に規定するせっこ 〇〇五に規定するせっこ (本) (本) (本) (本) (本) (-) (二) (-) (-)
分に用いる壁材 (略) (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
に掲げる部分以外の部 ・ <t< td=""></t<>
それのある部分及び() せっこうボード JIS A六九〇一(せ) 常時湿潤状態となるお (略) (略) (略) (略) (略) (略) (●) (中) (中) (●) (●) (中) (●) (●) (●) (中) (●) (●) (●) (□) (□) (□) (□)
常時湿潤状態となるお (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (中) (中) (中)
(略) (略) (略) 構造部材の種類 材料の種類 規
材料の種類 規格

	本数	種類			くきの間隔	^頬 本数	種類	
くぎ の 間 高	くぎのくご	くぎの	緊結する部分	新航力		の くぎの	くぎの	緊結する部分
許容せん	緊結の方法			許容せん	法	緊結の方法		
		この限りでない。	合においては、この限				この限りでない。	合においては、この限
れ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場	1る数値以上であ	力の欄に掲げ	れ同表の許容せん断耐	確かめられた場	Lであることが [.]	こ掲げる数値以上	一力の欄に	れ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場
る許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞ	っる部分の欄に掲	同表の緊結す	る許容せん断耐力が、一	に応じ、それぞ	佩に掲げる区分	^{条結する部分の問}	同表の竪	る許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞ
るとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対す	ただし、接合部	はならない。	るとおり緊結しなけれ	生ずる力に対す	投合部の短期に	ない。ただし、培	ればならな	るとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対す
結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げ	0、それぞれ同表	る区分に応じ	結する部分の欄に掲げ	万法の欄に掲げ	に同表の緊結の	に応じ、それぞれ	る区分に	結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げ
つなぎとは、次の表の緊	温材と土台又は頭	び床版の枠組	七 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊	は、次の表の緊	くは頭つなぎと	の枠組材と土台日	び床版の	七 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊
			ニ〜六 (略)					二~六 (略)
	ເງິ	ければならな	支障がないものとしなければならない。		V	なければならない	しのとしな	の緊結に支障がないものとしなければならない。
、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に	こ土台、頭つなぎ	くは側根太と	、床根太、端根太若し	右しくは床材と	→台、頭つなぎ:	しくは側根太と土	観太若し	て、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材と
三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上のものであって、かつ	-ミリメートル以	上で幅百四十	三十八ミリメートル以	上のものであっ	ゴリメートル以	い上で幅百四十日	イトル以	又は厚さ三十八ミリメー トル以上で幅百四十ミリメー トル以上のものであっ
る寸法型式二〇六、二〇八、二一〇若しくは二一二に適合するもの又は厚さ)若しくはニーニ		る寸法型式二〇六、二	に適合するもの	自しくは三〇六	0,	〇 八 一	る寸法型式二〇六、二〇八、二一〇、二二二若しくは三〇六に適合するもの
床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定す	公は、枠組壁工法	側根太の寸法	一 床根太、端根太及び	材規格に規定す	至工法構造用製	の寸法は、枠組留	し側根太の	一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定す
			第四 床版					第四床版
			としなければならない。		່ເາ	しなければならな	ものとし	との緊結に支障がないものとしなければならない。
台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太との緊結に支障がないもの	もくは側根太と	太、端根太若	台と基礎若しくは床根	若しくは側根太	休根太、 端根太:	こ基礎若しくはた	、土台と	のものであって、かつ、土台と基礎若しくは床根太、端根太若しくは側根太
ものであって、かつ、土	・メートル以上の	幅八十九ミリ	八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、	リメートル以上	「で幅八十九ミ	シリメートル いし	ミナハミ	適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上
二〇八、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十	しくは四〇八に適	四〇六若し	の六、二〇八、四〇四、	しくは四〇八に)四、四〇六若	110六 四(<u>〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に</u>
土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二	「製材規格に規定	壁工法構造用	三土台の寸法は、枠組	型式二〇四、二	に規定する寸法	価造用製材規格	壁工法構	三 土台の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二
			ရ					
部分」とあるのは、「基礎及び土台」と読み替えて計算を行うものとする	台」と読み替え	「基礎及び土	部分」とあるのは、					
この限りでない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な	とおいて、同条各	この場合に	は、この限りでない。					

		(三)			()			()	
		と 型 床 床 枠 版 材 材 の		なは ぎ 頭 つ				は頭つなぎ	
の そ 部 の 分 他	分 外 周 部	床 材 の	の 階	そ の 他	階 物 の の 建 一 築	数 除 地 が く 階 三 階 を		iぎ - モ - - - - - - - - - - - - -	1
OICIC NN Z五O	B N石O	〇 C C N N N N N N N N N N N N N N N N N	BN 七五	五 C N N Z 七 五	B N 七五	五 C N Z 七 五	B N 六五	B 五 C C N N N 七 Z 六 五 六 五	五 C C N N Z 七五
							四本	三本	二本
下メニ+センチ リートルメチ	- トル以下	ト ト ト レ レ レ レ レ レ レ ノ ー ト ル 以	三十 ナメートル レトレ	下 メート レ い い り	下メ+ - 八 レ レン い レンチ	ジャッシュ ジェン ション ション ション ション ション ション ション ション ション ショ		I	
ニルー 千当メ 百 リト	ン コ ニ ト 日	ル当たり ト	十百ニュ	ル 当たり ト		コルー インション インション インション インション ト		ー 千 た ト 百 リ ン ニ ュ	— 箇 所 当
		(=)			(()	
	ع	(王) 型床		なは	(二) 土根又	端		(-) は店	
	と 床 材	ー 枠 版 材の		な ぎ 辺 つ	台太は又と側	根太		頭 根 つ 太	
の ぞ の の 他	分		の 階	そ の 他	階 物 の の 建 一 築	数 除 地 が く 階 三 階 を		頭つなぎ	
C Z 五〇	BNHO	U Z H O	BN 七五	CN N 七五	BN 七五	CN 七五	B N 六五	B C N N 七 五	C N 七五
	I				I	I	曰本	三本	二本
	トル以下	十五センチメ	三十六センチ	- トル以下	- トル以下	ニ+五セン リトレ			
- トル以下	トル以下	トル以下	ルレンチ	デチメ	下 チメ	ルン			

定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六若しくは四〇八に	定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四
四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規	四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規
~ 三 (略)	~ 三 (略)
第五 壁等	第五 壁等
+ (略)	十 (略)
ホ 床根太に薄板軽量形鋼を使用する場合	へ 床根太に薄板軽量形鋼を使用する場合
使用する場合	使用する場合
ニ 床根太、端根太又は側根太に木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を	ホ 床根太、端根太又は側根太に木質接着成形軸材料又は木質複合軸材料を
	二 床版に木質接着複合パネルを使用する場合
イハ(略)	イ-ハ (略)
」と読み替えて計算を行うものとする。	」と読み替えて計算を行うものとする。
の場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版	の場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版
められたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。こ	められたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。こ
から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確か	から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確か
九(前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号)	九(前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号
確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。	ことを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。
う令第八十二条の三に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを	う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全である
第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行	第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行
八 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条	八 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条
号第十五号及び第七第九号の表において同様とする。	十五号及び第七第九号の表において同様とする。
八(くぎ) 一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第五	八(くぎ) 二〇〇五に規定する規格を表すものとする。以下第五号第
この表において、くぎの種類の欄に掲げる記号は、JIS(A五五)	この表において、くぎの種類の欄に掲げる記号は、JIS A五五
BZ五〇 十五センチメ ニ千百二	BZ五〇 十五センチ 「「「」」」」 「」」」」

幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で	のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つな適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上
及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければなら枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結	て枠との緊結に支障がないものとしなければならない。ぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とた
ない。	
五 (略)	五 (略)
六 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲ま	六 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲ま
れた部分の水平投影面積は四十平方メートル以下としなければならない。た	れた部分の水平投影面積は四十平方メートル(床版の枠組材と床材とを緊結
だし、床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場	する部分を構造耐力上有効に補強した場合には六十平方メートル)以下とし
合にあっては、当該水平投影面積を六十平方メートル (耐力壁線により囲ま	なければならない。
れた部分の長辺の長さに対する短辺の長さの比が二分の一を超える場合にあ	
っては七十二平方メートル)以下とすることができることとする。	
七 外壁の耐力壁線相互の交さする部分(以下この号において「交さ部」とい	七 外壁の耐力壁線相互の交さする部分(以下この号において「交さ部」とい
う。)には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければな	う。)には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければな
らない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部	らない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部
に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメー トル未満の開口部で	に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で
、幅(交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場	、幅(交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場
合は、それらの幅の合計とする。) が四メートル以下のものを設けるときは	合は、それらの幅の合計とする。) が四メートル以下のものを設けるときは
、この限りでない。	、この限りでない。
八 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下 (たて枠に枠組壁	八 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下 (たて枠に枠組壁
工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、三〇六又は四〇六に適合す	工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合する製材を
る製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル (当該耐力壁を三	使用する耐力壁については、五十センチメートル(当該耐力壁を三階建ての
階建ての建築物の三階、 二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に 用	建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合
いる場合については、六十五センチメートル)以下、たて枠に枠組壁工法構	については、六十五センチメートル)以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材

(1・(2)(略) ハ イ及び口以外の場合にあっては、次に定めるところによる。	(1・(2) (略) イ及びロ以外の場合にあっては、次に定めるところによる。
	以上 〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本 (
ては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっ	合にあっては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二たて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場
、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相	、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁の
ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八	ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八
	る製材を三本以上
材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を三本以上	枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合す
る数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、枠組壁工法構造用製	隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっては、
る製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げ	又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間
イ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四に適合す	イ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五
ものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。	ものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。
九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いる	九を耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いる
(表略)	(表略)
する。	な部分」とあるのは、「 耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。
耐力上主要な部分」とあるのは、「 耐力壁」と読み替えて計算を行うものと	ル)とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要
ンチメートル)とすることができる。この場合において、同条各号中「構造	き、当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメート
に用いた数値(当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五セ	当該計算に用いた数値(当該耐力壁に木質断熱複合パネルを用いる場合を除
であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算	力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、
第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全	だし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐
については六十五センチメートル以下)としなければならない。ただし、令	る耐力壁については六十五センチメートル以下)としなければならない。た
規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁	造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用す

9

	1									t		_			+	+
(二)			(—)							められ	じ、そ	る力に	の欄に	次の表	五壁	+
枠 床 下 組 版 枠 と	2		たて枠と上枠又					緊結する部分		た場合に	れぞれ同	対する許	掲げると	の緊結す	の各部材	(略)
ー 築 て 三 階 物 の 階 の 建 建			こ上枠又					る部分		こおいては	回表の許容	一容せん断	こおり緊対	る部分の	の相互及び	
OI CI C N N Z 九 九〇	BN 六五	B N N 七 乙 六 五 六 五	B 五 N九O	C N Z 七	CN 七五	OICIC NN Z九 C	種類	くぎの		められた場合においては、この限りでない。	合せん断耐力	町村力が、同	船しなければ	の欄に掲げる	い壁の各部材	
	四本		三本			<u>二</u> 本	本数	くぎの	緊結の方法	でない。	の欄に掲げる	こ表の緊結する	ならない。	区分に応じ、	こと床版、頭(
以下 イン トルン			I				くきの冒険	、その同同	74		る数値以上であ	る部分の欄に提	ただし、接合部	それぞれ同志	十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、	
ニヨルー ユ千当メ IニたI ト百 ^リ ト		トン	千 た ニ り I	一箇所当				新动力	許容せん		それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確か	る力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応	の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ず	次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法	、さ受けとは、	
										ז אס	Ľ	5	თ	次	十 五	+
(二)			(-)							られた	、それ	力に対	欄に埋	の表の	丘壁の	+~ +四
枠 床 下 組 版 枠 と	2		でたややと					緊結する部分		に場合に	それ同	パする許	背げると)緊結す	6各部材	(略)
ー 築 て 三 階 物 の 階 の 建 建			は 下枠と上枠又					る 部 分		おいては	1表の許容	容せん断	おり緊結	る部分の	相互及び	
C N 九 〇	B N 六五		B C N N 七 五	B N 九	C N 七五	C N 九 C	種類	くぎの		められた場合においては、この限りでない。	古せん断耐力	副耐力が、同	の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。	の欄に掲げる	D壁の各部材	
	四本		三本			二本	本数	くぎの	緊結の方法	でない。	の欄に掲げ	1表の緊結す	ならない。	区分に応じ	と床版、頭	
ニキ五セン							ting the second	くぎの間隔			じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確か	る力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応	ただし、接合部の短期に生ず	次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法	壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、	
ヨルー		トン	千 二 り	_				¥⊂	許	Ī	のる	拘げる	部の気	衣の	くさ	
三 ル ー メ ニ リ ト ー ト		ン	千 た ニ り ー	一箇所当				新訂	許容 せん		ことが確実	る区分に	短期に生	緊結の方法	受けとは、	

(四)	(三)				
又はまぐさ受け	上枠と頭つなぎ		の 階	その他	
五 C C N N Z 七五 七五	B N 九〇	〇 C C N N Z 九 八	B N 九〇	OIC N Z 九O	B N九〇
下メ = + トセ ルン チ	以下 ド ト レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ	下 メー ト レン チ	三十四 チメートル レン	下メート レンチ レンチ	下メ+ トレセ トレンチ
ニール ーメー チニリト	ユ 千 ル ー 六 当 ト コ ニ リ		キ六百二	ル当たり ト	ン
L					
(四)	(三)				
たて枠とたて枠	上 枠 と 頭 つ な ぎ		の 階	その他	
C N 七 五	B N 九〇	CZ九O	B N九 O	C Z 九O	B N 九〇
	l	I		l	l
下 メ ートセ ル 以 チ	三十四セン チメートル	下 トレンチ	三十四センチ 千六百二	ー トル以下	トル以下
ー メー ト 日 日 日 日 日	ユ 千 ル 当 た ン ニ リ		コートン	ル当たり	フレート

- 第第十 〇 型 六 六 〇 江 た 小 近 二 広 (五) (五) (五)	
〇六に適合するもの又は厚き三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメート 〇六に適合するもの又は厚き三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメート	
は 二 の 厚 〇 寸 B 五 C C E さ 六 法 NN NN 三 、 は 六 Z 六 1 十 二 、 五 八五 六五 3	
ミ 八 組 リ 二 工上て下 枠枠枠 人 二 人 三 二上て下 枠枠枠 人 一 人 本上て下 や枠枠 内へ、 へ 本	
ル 造 以 二 用 上 ー 製 で 二 材 幅 ` 規 八 三 格	メニ 十 セ リン 以チ
- 0 に 九 四 規 - 1 千 た 一 ミ 若 定 - 1 千 た 一 リ し す - 1 千 た 一 メ く る - 1 千 た 一 - 1 千 た 一 - 1 前 - 2 古 丁 - 1 前 - 4 寸 - 1 前 - 5 吉 法 - 1 前	ソニュート
第第 一七六 _十	
・ ・ ・ </td <td></td>	
・六 (昭) ・小 (昭) ・小 (昭) ・小 (昭) ・小 (昭) ・小 (昭) ・小 (昭) ・ (昭) ・ (昭) ・ (昭) ・ (日)	
以二の 川 上〇寸 B C で八法 N N 幅、は 六 六 八二、 五 五	B N 七 五
九 〇 祖 上て下 上て下 ミ 若 壁 枠枠枠 枠枠枠 リ し 工 ア フ メ く 法 本 びた 本 びた	
ト 二 造 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	メートル い メート
でる規 すのす て又る 、は寸 か厚法	ン

ſ							
(キ七百二		四本	B N 七五	たるきとむなぎ	(二)	
)	た リ 箇 所 当	l	三本	五 C N N 七 五 七)	
	ン		五本	B N N 七 五			
()	二 二 た ユ 千 リ 四 ト 百	l	四本	五 C N Z 七 五	たるきと天井根	()	
	 箇 		三本	OICC NN Z 九O			
	断両ナ	くぎの間隔	本数	種類			
	前 割 打 り イ		くぎの	くぎの	緊結する部分		
	午済ナル	法	緊結の方法				
5 1			ない。	この限りでない。	られた場合においては、	られた	
、 そ	ことが確かめ	数値以上である)欄に掲げる	せん断耐力の	それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめ	、それ	
力に	2る区分に応じ	部分の欄に掲げ	の緊結する	力が、同表	力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ	力に対	
欄に	>短期に生ずる	だし、接合部の	らない。 た	しなければな	欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる	欄に坦	
の表)緊結の方法の	それぞれ同表の	一分に応じ、	傾に掲げる区	の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の	の表の	
九 小	-地材とは、次	なぎ又は屋根下)部材と頭つ	及び小屋組の	小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次	九	-
_ 了 八					(略)	<u>-</u> 了 八	_
結に	らない。	としなければな	tがないもの	の緊結に支障	若しくは屋根下地材との緊結に支障がないものとしなければならない。	若しく	
ン 、	ぎ、頭つなぎ	天井根太とむな	き若しくは	かつ、たる	ル以上のものであって、かつ、たるき若しくは天井根太とむなぎ、頭つなぎ	ル以上	

、 、 系、 結れていたのとしなければならない。 おんかいものとしなければならない。 うっ、たるき若しくは天井根太とむなぎ、頭つなぎ若しくは屋根下地材との緊

- て八 (略)

られた場合においては、この限りでない。 、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめ 力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ 欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の 几 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎ又は屋根下地材とは、次

(()				
たるきとむなぎ			太るきと天井根			緊結する部分	
B N 七五	C Z 七五	B N N 七 五	CN 七五	C N九O	種類	くぎの	
四本	三本	五本	四本	三本	本数	くぎの	緊結の方法
			I		くきの晶斑	、その間原	74
エートン	た リ 箇 所 当	ン	二 二 た ユ 千 リ 日 百	一箇所当	迷而ブ	新 討 り	許容せん

。)を除き、小屋の屋根又は外壁(以下「屋根等」という。)に設ける開口上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えるものとするであることが確かめられた場合(この場合において、同条各号中「構造耐力十 令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全

	(四	믜)		(三)	
	地 屋 材 根 <i>〕</i> 下 。	ラ 又 た ス は る と ト き		頭 立 な さ 、 天 井 根	
の 部 分	そ の 他	分 外 周 部	地 屋 材 根 の 下	- ラ 天 ス井 と 根	
ОЫ∠я	O N N N N N N N N N N N N N N N N N N N	видо	OI CIN NZ N N N N N N N N N N N N N N N N N	B B 五 C C 五 N N N 六五 五 六 五	C C N Z 七五
_	Ι	I	I	三本	二本
」 マントレン マントーン	山 スー ト ナ ユ スー ト ナ ン チ	<u> オンナメ</u>	ト ト ト レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ		
キ ヨ モ ト ン	ル 当たり ト		コルー ド当メ ト リト	I 千 た 一 F 百 リ 箇 ン 二 所 コ 当	

。)を除き、小屋の屋根又は外壁(以下「屋根等」という。)に設ける開口上主要な部分」とあるのは、「小屋組又は屋根版」と読み替えるものとするであることが確かめられた場合(この場合において、同条各号中「構造耐力十 令第八十二条第一号から第三号に定める構造計算によって構造耐力上安全

	(四)		(三)	
地 屋 材 根 下	ラ 又 た ス は る と ト		頭つなぎ、天井根	
の そ 階 の 他	分 外 周 部	地 屋 材 根 の 下	し ラ 天 ス井 と 根	
B C N 五 〇 〇	B N 石〇	C N五 O	B B C N N 六 五 五	C N 七五
			三十	二 本
下 メート トル以 ド メート ル以	ートル以下	トレッチ トレリ		
ー メー ト ン ト	ソニュート	二千六百	ー 千 た ト 百 り ン ニ ュ	一 箇 所 当

力(以下「風圧力」という。)によって各階に生ずる水平方向の層間変	変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっ
(3) 建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧	階の高さに対する割合が 二百分の一 (風圧力による構造耐力上主要な部分の
の存在応力を伝えることができるものであることを確かめること。	下「風圧力」という。)によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各
(2) 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分	三建築物等の地上部分について、令第八十七条第一項に規定する風圧力(以
(1) 令第八十二条各号に定めるところによること。	応力を伝えることができるものであることを確かめること。
力上安全であることが確かめられたもの	二 構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部がその部分の存在
イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐	一 令第八十二条各号に定めるところによること。
の規定(第五第一号の規定を除く。)は適用しない。	性を確かめることができる構造計算を次の各号に定める。
次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第三から第七まで	令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全
第九 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等	第九(保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算)
四・五(略)	五・六 (略)
	しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。
	チメートル以内の外周の部分、鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他腐朽及び
	四)構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十セン
	~三 (略)
第八 防腐措置等	第八 防腐措置等
+ ~ + 二 (略)	+ ~ + 二 (略)
ハ 他の開口部からの距離が <u> メートル</u> 以上であること。	ハ 他の開口部からの距離が 百八十センチメート ル以上であること。
ロ屋根の端部からの距離が一メートル以上であること。	ロ 屋根の端部からの距離が 九十センチメート ル以上であること。
イ(略)	イ(略)
ル以下とすることができる。	ル以下とすることができる。
った開口部であって次のイから八までに該当するものは、その幅を三メート	った開口部であって次のイから八までに該当するものは、その幅を三メート
の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行	の二分の一以下としなければならない。ただし、構造耐力上有効な補強を行
部の幅はニメートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅	部の幅はニメートル以下とし、かつ、その幅の合計は当該屋根等の下端の幅

ンチメートル以内の外周の部分が、鉄筋コンクリート造、鉄骨造その他腐	
ロ 構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十セ	
た数値によることができる。」と読み替えるものとする。	
性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出し	
以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靭	
の靭性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五	
特定建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階	替えるものとする。
る場合にあっては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、	ができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み
ろによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用い	築物の振動に関する減衰性及び当該階の靭性を適切に評価して算出すること
(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるとこ	通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建
	力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交
れのない場合にあっては、百二十分の一)以内であることを確かめるこ	っては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐
上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそ	ること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあ
位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(地震力による構造耐力	建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによ
力(以下「地震力」という。)によって各階に生じる水平方向の層間変	ては、百二十分の一)以内であることを確かめること。
(4) 建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震	変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっ
	階の高さに対する割合が 二百分の 一(地震力による 構造 耐力上主要な 部分の 一
れのない場合にあっては、百二十分の一)以内であることを確かめるこ	下「地震力」という。)によって各階に生じる水平方向の層間変位の当該各
上主要な部分の変形によって建築物等の部分に著しい損傷が生ずるおそ	建築物等の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力(以
位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(風圧力による構造耐力	ては、百二十分の一)以内であることを確かめること。

=

おそれのない構造であること。

であることが確かめられた建築物等については、第四第二号(床根太の支点

次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全

朽及びしろありその他の虫による害で構造耐力上支障のあるものを生ずる

匹

五

S°	上必要な技術的基準を指定する。
第八の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定す	令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第八に定める安全
第十 耐久性等関係規定の指定	第十一 耐久性等関係規定の指定
	しない。
	第五第五号、第九号、第十一号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用
	第三号 (床根太の間隔を一メートル以下とした場合に限る。) 及び第七号、
	力上安全であることが確かめられた建築物等については、第三第二号、第四
	二 第九第一号及び第二号に定めるところにより行う構造計算によって構造耐
	ろによること。
	ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに定めるとこ
	イ第九第一号及び第二号に定めるところによること。
	及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。
	間の距離に係る部分に限る。)及び第七号、第五第五号、第六号、第十二号
	であることが確かめられた建築物等については、第四第二号(床根太の支点
	一次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全
	第十 構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等
五号及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。	
上安全であることが確かめられた建築物等については、第四第七号、第五第	
三 第一号イ (1)及び (2)に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力	
によること。	
ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三第二号に定めるところ	
イ 前号イ(1)及び(2)に定めるところによること。	
及び第十五号並びに第七第九号の規定は適用しない。	
間の距離に係る部分に限る。)及び第七号、第五第五号、第六号、第十二号	

第一 する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することがで 十に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定 築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第 術的基準を第一から第九までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、建 物の構造部分(以下「建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技 組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築 規定に基づき、薄板軽量形鋼造(薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分 きる技術的基準を第十一にそれぞれ指定する。 (当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。 又はかしめ部分を有するもの(以下「薄板軽量形鋼」という。)を使用した枠 地階を除く階数は三以下としなければならない。 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の 階数 安全上必要な技術的基準を定める等の件 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する 改 正 案 組を構造耐力上主要な部分に用いる構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築 |) 又はかしめ部分を有するもの(以下「薄板軽量形鋼」という。) を使用した枠 規定に基づき、薄板軽量形鋼造(薄板の構造用鋼材で、冷間成形による曲げ部分 物の構造部分(以下「建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必要な技 骨造、 第一 軽量形鋼造の建築物の構造計算が、第十一第一号イに適合する場合においては、 定を第十に指定し、並びに同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、薄板 き、建築物等の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規 号口に適合する場合においては、当該構造計算は、 とができるものと認め、 当該構造計算は、 術的基準を第一から第九までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づ 等以上に安全さを確かめることができるものと認める。 (当該曲げ部分の内法の寸法を当該薄板の構造用鋼材の厚さの数値以上とする。 地階を除く階数は三以下としなければならない。 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の 階数 鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物(構造耐力上主要な 安全上必要な技術的基準を定める等の件 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する 許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめるこ 及び薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算が、 現 行 告 示 ただし、 限界耐力計算による場合と同 薄板軽量形鋼造と鉄 第十一第

部分である柱、

横架材若しくは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除

平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号改正案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

<u>造計算又は当該接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し</u> 加力実験によっ	た加力実験によって次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることがで
次に定めるところにより緊結すること。ただし、第十一第一号イに定める構	次に定めるところにより緊結すること。ただし、当該接合部分の実況に応じ
当該部材による座屈拘束等の実況を考慮して、これらの薄板軽量形鋼相互を	当該部材による座屈拘束等の実況を考慮して、これらの薄板軽量形鋼相互を
四 二以上の薄板軽量形鋼を組み合わせるものとし、周囲の部材との接合及び	四 二以上の薄板軽量形鋼を組み合わせるものとし、周囲の部材との接合及び
	- ~ 三 (略)
なければならない。	なければならない。
構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材は、次に定めるところによら	構造耐力上主要な部分である柱、横架材及び斜材は、次に定めるところによら
第六 柱等	第六柱等
四 (略)	四 (略)
められた場合は、この限りでない。	
十一第一号イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確か	
れた部分の水平投影面積は七十二平方メートル以下とすること。ただし、第	れた部分の水平投影面積は七十二平方メートル以下とすること。
三 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲ま	三 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲ま
- 1 へ (略)	~~ (略)
合は、この限りでない。	
イに規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場	
二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。ただし、第十一第一号	二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。
りでない。	
構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限	
、釣合い良く配置しなければならない。ただし、第十一第一号イに規定する	、釣合い良く配置しなければならない。
耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように	耐力壁は、建築物に作用する水平力及び鉛直力に対して安全であるように
第五 壁	第五 壁
上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。	
なければならない。 ただし、 第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力	なければならない。

なければならない。	なければならない。
構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼の接合は、次のいずれかによら	構造耐力上主要な部分に使用する薄板軽量形鋼の接合は、次のいずれかによら
第八 接合	第八 接合
六・七 (略)	六・七(略)
造耐力上安全であることが確かめられた場合は、この限りでない。	
しなければならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構	しなければならない。
五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結	五 たるき又はトラスは、頭つなぎ及び上枠に金物で構造耐力上有効に緊結
四 (略)	四 (略)
形鋼とすることができる。	形鋼とすることができる。
であることが確かめられた場合は、厚さ〇・六ミリメートル以上の薄板軽量	であることが確かめられた場合は、厚さ〇・六ミリメートル以上の薄板軽量
らない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全	らない。ただし、第十二第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全
三 トラスは、厚さ〇・八ミリメートル以上の薄板軽量形鋼を用いなければな	三 トラスは、厚さ〇・八ミリメートル以上の薄板軽量形鋼を用いなければな
が確かめられた場合は、この限りでない。	
だし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安全であること	
二 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。た	二 たるきには、たるきつなぎを構造耐力上有効に設けなければならない。
全であることが確かめられた場合は、この限りでない。	
ならない。ただし、第十一第一号イに定める構造計算によって構造耐力上安	ならない。
柱及び横架材に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければ	柱及び横架材に伝えることができる剛性及び耐力をもった構造としなければ
するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、	するものとし、かつ、水平力によって生ずる力を構造耐力上有効に耐力壁、
一構造耐力上主要な部分である屋根版には屋根下地材に構造用合板等を使用	一構造耐力上主要な部分である屋根版には屋根下地材に構造用合板等を使用
第七 小屋組等	第七 小屋組等
イイス (略)	イン(略)
とが確認された場合においては、この限りでない。	
て次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであるこ	きるものであることが確認された場合においては、この限りでない。

よらなければならない。この場合において、構造耐力上主要な部分に使用す	よらなければならない。この場合において、構造耐力上主要な部分に使用す
薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算に	薄板軽量形鋼造の建築物の構造計算は、次のいずれかに掲げる構造計算に
第十一 構造計算	第十二 構造計算
	及び第五号並びに第八第一号に定める技術的基準を指定する。
	二号、第四、第五(第四号の規定を除く。)、第六第四号、第七第一号、第二号
	くは斜材又は耐力壁を薄板軽量形鋼造としたものを除く。) に限る。)、第二第
	その他の構造とを併用する建築物(構造耐力上主要な部分である柱、横架材若し
	できる技術的基準として、第一(薄板軽量形鋼造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造
	定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することが
	令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに規
	第十一 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定
定として指定する。	に定める安全上必要な技術的基準を指定する。
第二第一号及び第九の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規	令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一号及び第九
第十(耐久性等関係規定の指定)	第十 耐久性等関係規定の指定
第九 (略)	第九 (略)
ニ・三(略)	ニ・三(略)
イーニ (略)	イーニ(略)
が確認された場合においては、この限りでない。	
次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができるものであること	るものであることが確認された場合においては、この限りでない。
計算又は当該接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって	加力実験によって次に定める接合と同等以上に存在応力を伝えることができ
れぞれ次に定めるところによること。ただし、第十一第一号イに定める構造	れぞれ次に定めるところによること。ただし、当該接合部分の実況に応じた
材相互を構造耐力上有効に緊結するものとするほか、接合の種類に応じてそ	材相互を構造耐力上有効に緊結するものとするほか、接合の種類に応じてそ
ねじ等」という。)を用い、薄板軽量形鋼を垂直に打ち抜くことによって部	ねじ等」という。)を用い、薄板軽量形鋼を垂直に打ち抜くことによって部
ドリリングタッピンねじ又はスクリュー くぎ (以下「ドリリングタッピン	ドリリングタッピンねじ又はスクリュー くぎ (以下「ドリリングタッピン

二~五 (略)第一号に該当する建築物の場合に限る。)	に定めるところによる構造計算(平成十九年国土交通省告示第五百九十三八(令第八十一条第三号に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四	ロ(令第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算	イ(令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算	う。以下同じ。)を当該薄板軽量形鋼の断面として計算するものとする。	という。)のうち構造耐力上有効に圧縮の応力度を負担する部分の断面をい	面を形作っているフランジ、ウェブその他の平板状の要素(以下「板要素」	(薄板軽量形鋼の断面形状及び座屈の種類に応じて、当該薄板軽量形鋼の断	る薄板軽量形鋼に生ずる圧縮の応力度を計算する場合にあっては、有効断面	
二丁五(略)		ロ 令 第 八 十 二 条 の 六 に 規 定 す る 限 界 耐 力 計 算	イ(令第八十二条に規定する許容応力度等計算)	う。以下同じ。)を当該薄板軽量形鋼の断面として計算するものとする。	という。)のうち構造耐力上有効に圧縮の応力度を負担する部分の断面をい	面を形作っているフランジ、ウェブその他の平板状の要素(以下「板要素」	(薄板軽量形鋼の断面形状及び座屈の種類に応じて、当該薄板軽量形鋼の断	る薄板軽量形鋼に生ずる圧縮の応力度を計算する場合にあっては、有効断面	

平成十四年国土交通省告示第三百二十六号改正案新旧対照条文	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現 行 告 示
構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッ キプレー ト版を	構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッ キプレー ト版を
用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上	用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全上
必要な技術的基準を定める件	必要な技術的基準を定める件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の
規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプ	規定に基づき、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版にデッキプ
レート版(平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又	レート版(平板状若しくは波板状の鋼板その他これに類する成形を行ったもの又
は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のも	は当該鋼板にコンクリートを打込んで鋼板とコンクリートが一体化した板状のも
の (有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。)。以下同じ	の (有効なコンクリートの定着のための措置を行ったものに限る。) 。以下同じ
。)を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定	。)を用いた構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定
め、及び同令第三十六条第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち	め、及び同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準
耐久性等関係規定を第四に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条	のうち耐久性等関係規定を第四に指定する。
第二項第一号イに掲げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用	
を除外することができる技術的基準を第五にそれぞれ指定する。	
第一床版及び屋根版	第一床版及び屋根版
構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次	構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いるデッキプレート版は、次
に定めるところによらなければならない。ただし、建築基準法施行令(以下「令	に定めるところによらなければならない。ただし、当該建築物について、建築基
」という。)第八十二条各号に定めるところによる構造計算によって安全性が確	準法施行令(以下「令」という。)第八十二条に規定する許容応力度等計算(令
かめられた場合は、第二号ロ及びホ並びに第三号(イ及び八 ⑴を除く。)の規	第八十二条の五に規定する構造計算を除く。以下同じ。) 又は令第八十一条第一
定を除き、適用しない。	項ただし書に規定する構造計算(国土交通大臣が許容応力度等計算による場合と
	同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限る。)(

二 (略)	二 (略)
ロ・八(略)	ロ・八(略)
	ない。
て安全性が確かめられた場合は、この限りでない。	ところによる構造計算によって安全性が確かめられた場合は、この限りで
- イ 鋼板の端部において接合すること。ただし、許容応力度等計算等によっ	イ 鋼板の端部において接合すること。ただし、令第八十二条各号に定める
一 鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。	鉄骨その他の鋼材との接合 次に定めるところによらなければならない。
る部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。	る部材の種類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。
→ 存在応力を伝えることができるものとするほか、当該デッキプレート版と接合す	存在応力を伝えることができるものとするほか、当該デッキプレート版と接合す
構造耐力上主要な部分に使用するデッキプレート版の接合は、周囲のはり等に	構造耐力上主要な部分に使用するデッキプレート版の接合は、周囲のはり等に
第二接合	第二接合
三 (略)	三 (略)
ニ・ホ(略)	ニ・ホ (略)
(7) (略)	(7) (略)
(f) みぞピッチは、二百五ミリメートル以下とすること。	(f) 単位幅は、二百五ミリメートル以下とすること。
(2) { (5) (略)	(2) (5) (略)
ト) 一九七九に適合する形状とすること。	ト) 二〇〇三に適合する形状とすること。
- (1) 日本工業規格(以下「JIS」という。)G三三五二 (デッキプレー	(1) 日本工業規格(以下「JIS」という。) G三三五二 (デッキプレー
ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。	ハ 鋼板の形状及び寸法が次に定めるところによること。
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
二 鋼板は、次に定めるところによること。	二 鋼板は、次に定めるところによること。
一 (略)	一 (略)
ι,	
第二号ロ及びホ並びに第三号(イ及びハ()を除く。)の規定を除き、適用しな	
以下「許容応力度等計算等」という。) によって安全性が確かめられた場合は、	

第三 (略)	第三 (略)
第四 耐久性等関係規定の指定	第四 耐久性等関係規定の指定
令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一第二号ロ及び第	第一第二号ロ及び第三号(イ及び八()を除く。) 並びに第三の規定で定める
三号(イ及び八()を除く。)並びに第三に定める安全上必要な技術的基準を指	安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。
定する。	
第五(令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定)	
令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに規	
定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することが	
できる技術的基準として、第一第一号、第二号イ、ハ及び二並びに第三号イ及び	
八(1)並びに第二第一号イ及びハ(1)(令第六十八条第四項の規定の準用に係る部	
分に限る。)に定める技術的基準を指定する。	

平成十四年国土交通省告示第四百十号改正案新旧対照条文	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現 行 告 示
アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関	アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関
する安全上必要な技術的基準を定める件	する安全上必要な技術的基準を定める件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の
規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に	規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に
関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十六条	関する安全上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、及び同令第三十六条
第一項の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構	第二項第二号の規定に基づき、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部
造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に、同条	分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に
第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水	指定する。
平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができる技術的	
基準を第十にそれぞれ指定する。	
第一適用の範囲	第一適用の範囲
アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を五十平方メートル以下としなけれ	アルミニウム合金造の建築物は、延べ面積を五十平方メートル以下としなけれ
ばならない。ただし、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分につい	ばならない。ただし、アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分につい
て次のいずれかに該当する構造方法とした場合は、この限りでない。	て次のいずれかに該当する構造方法とした場合は、この限りでない。
一 (略)	一 (略)
二 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条各号及び第八十二条	二 建築基準法施行令(以下「令」という。) 第八十二条に規定する許容応力
の四に定めるところによる構造計算によって安全性が確かめられた構造方法	度等計算又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算(国土交通大
で、かつ、次のイからへまでに該当するもの	臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることができ
イ 地階を除く階数が三以下であるもの	るものとして指定したものに限る。)(以下「許容応力度等計算等」という
ロ(高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるも)	。)によって安全性が確かめられた構造方法

 一 架構を構成する柱の相互の間隔が六メートル以下であるもの 一 架「一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一

第 三		材料	ア	第二																
(略)		は、 厚さ 一	ルミニウム	材料	を生ずる	基礎の破	上主要な	くははり	へイから	トン)を	する溶接	材の基準	通省告示	一平方ミ	この表		はり			
		ミリメートル以	合金造の建築物		を生ずるおそれのないもの	壊等によって、	部分である柱の	又はこれらの接	イからホまでに掲げるもののほか、	トン)を、それぞれ表すものとする。	部の基準強度)	強度(溶接によ	第千二十四号第	リメートルにつ	この表において、Eは		H 形 断 面	円形断面	角形断面	
		材料は、厚さ一ミリメートル以上のアルミニウム合金材としなければならない。	アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上主要な部分の		Ō	基礎の破壊等によって、それぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下	上主要な部分である柱の脚部の基礎との接合部がアンカーボルトの破断、	くははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等に		ものとする。	する溶接部の基準強度) (単位) 一平方ミリメートルにつきニュー	材の基準強度(溶接による接合とする部材にあっては、同表に規定	通省告示第千二十四号第三第七号の表に規定するアルミニウム合金	平方ミリメートルにつきニュートン)を、Fは平成十三年国土交	Eはアルミニウム合金材のヤング係数(単位	ウェブ	フランジ			ウェブ
		しなければならない。	造耐力上主要な部分の			ある急激な耐力の低下	ンカーボルトの破断、	破断等によって、又は構造耐力	構造耐力上主要な部分である柱若し		ルにつきニュー	は、同表に規定	ルミニウム合金	成十三年国土交	グ係数(単位	1.2√E/F	$0.27\sqrt{E/F}$	0.097(E/F)	$1.2\sqrt{E/F}$	$0.83\sqrt{E/F}$
第三(略)	合は、この限りでない。ただし、厚さについては、許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた場	材料は、厚さ一ミリメートル以上のアルミニウム合金材としなければならない。	アルミニウム合金造の建築物又は建築物の構造部分の構造耐力上主要な部分の	第二 材料																

第四相の服音	第四一村の服舎
構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結	構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、次に定めるところにより基礎に緊結
しなければならない。ただし、滑節構造である場合においては、この限りでない	しなければならない。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算(令第
0	八十二条第四号及び令第八十二条の五を除く。) によって安全性が確かめられた
	場合又は滑節構造である場合においては、この限りでない。
露出形式柱脚にあっては、次に適合するものであること。ただし、イ及び	一 露出形式柱脚にあっては、次に適合するものであること。ただし、イ及び
ニからへまでの規定は、建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第八十二	ニからへまでの規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造
条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全性が確かめられた	計算によって安全性が確かめられた場合には、適用しない。
場合には、適用しない。	
二・三(略)	二・三 (略)
第五接合	第五 接合
構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合(構造耐力上主要な部分であるアルミニウム合金材の接合は、高力ボルト接合(
溶融亜鉛めっき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。) 又はリベット接合	溶融亜鉛めっき高力ボルトを用いたものに限る。以下同じ。) 又はリベット接合
(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあっては、添	(構造耐力上主要な部分である継手又は仕口に係るリベット接合にあっては、添
板リベット接合)によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に	板リベット接合)によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物に
該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。	該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める接合によることができる。
接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分	接合部からの距離が二十五ミリメートル以内のアルミニウム合金材の部分
又は接合部の実況に応じた試験によって加熱の影響により強度及び剛性の低	又は接合部の実況に応じた試験によって加熱の影響により強度及び剛性の低
下が生じるアルミニウム合金材の部分について、令第八十一条第二項第一号	下が生じるアルミニウム合金材の部分について、平成十三年国土交通省告示
イに規定する保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた建築物若しく	第千二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた許容応力度等計
は第一第二号又は第三号に該当する建築物(平成十三年国土交通省告示第千	算等によって安全性が確かめられた建築物(溶接、摩擦圧接又は摩擦撹拌に
二十四号第三第七号に定める溶接部の基準強度を用いた場合に限る。) 溶	よる接合(摩擦圧接及び摩擦攪拌による接合とする場合は、接合部分の実況
接、摩擦圧接又は摩擦撹拌による接合(摩擦圧接及び摩擦攪拌による接合と	に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって高力ボルト又はリベット接合
する場合は、接合部分の実況に応じた一方向又は繰り返し加力実験によって	と同等以上に存在応力を伝えることができるものであることが確認されたも

高力ボルト又はリベット接合と同等以上に存在応力を伝えることができるも	のに限る。)
のであることが確認されたものに限る。)	
二 (略)	二 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
第六斜材、壁等の配置	第六斜材、壁等の配置
軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるよ	軸組、床組及び小屋ばり組には、すべての方向の水平力に対して安全であるよ
うに、アルミニウム合金部材の斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若しく	うに、令第八十二条に規定する許容応力度等計算(令第八十二条第四号及び令第
は床版を釣合いよく配置しなければならない。ただし、第一第二号又は第三号の	八十二条の五を除く。) によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合
規定を満たす場合にあっては、この限りでない。	を除き、アルミニウム合金部材の斜材又は鉄筋コンクリート造の壁、屋根版若し
	くは床版を釣合いよく配置しなければならない。
第七・第八 (略)	第七・第八 (略)
第九 耐久性等関係規定の指定	第九 耐久性等関係規定の指定
令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第七及び第八に定め	第七及び第八の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定とし
る安全上必要な技術的基準を指定する。	て指定する。
第十 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定	
令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに掲	
げる保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することがで	
きる技術的基準として、第一、第二のうち厚さ、第四及び第六に定める技術的基	
準を指定する。	

平成十四年国土交通省告示第四百十一号改正案新旧対照条文 第 四 第一~第三 (略) 指定する。 基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部 する木材 (以下「丸太材等」という。)を水平に積み上げることにより壁を設け 規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法(丸太、製材その他これに類 分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第九に 上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第一項の規定に る工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全 五 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の ||号口に定める構造計算を行い、当該階につき、張り間方向及びけた行方向 互の距離が十メートルを超える場合又は耐力壁線により囲まれた部分の水平 囲まれた部分の水平投影面積は三十平方メートル以下としなければならない 投影面積が六十平方メートルを超える場合にあっては、令第八十二条の六第 た場合においては、この限りでない。この場合において、各階の耐力壁線相 耐力壁等 各階の耐力壁線相互の距離は六メートル以下とし、かつ、耐力壁線により る安全上必要な技術的基準を定める件 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関す ただし、許容応力度計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ (略) 改 正 案 上必要な技術的基準を第一から第八までに定め、同令第三十六条第二項第二号の る工法をいう。)を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全 する木材(以下「丸太材等」という。)を水平に積み上げることにより壁を設け 規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法(丸太、製材その他これに類 第 四 構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を 規定に基づき、構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物又は建築物の 第一~第三 (略) 第九に指定する。 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の 五 一
一
一
四
(略) ||号に定める構造計算を行い、当該階につき、張り間方向及びけた行方向の 互の距離が十メートルを超える場合又は耐力壁線により囲まれた部分の水平 囲まれた部分の水平投影面積は三十平方メートル以下としなければならない 投影面積が六十平方メートルを超える場合にあっては、令第八十二条の三第 た場合においては、この限りでない。この場合において、各階の耐力壁線相 耐力壁等 る安全上必要な技術的基準を定める件 各階の耐力壁線相互の距離は六メートル以下とし、かつ、耐力壁線により 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関す ただし、許容応力度計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ 現 行 告 示

(傍線部分は改正部分)

定として指定する。	に定める安全上必要な技術的基準を指定する。
第二第二号及び第八の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規	令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第二号及び第八
第九 耐久性等関係規定の指定	第九 耐久性等関係規定の指定
第五~第八 (略)	第五~第八 (略)
(1)~(3) (略)	(1) { (3) (略)
においては、この限りでない。	合においては、この限りでない。
り間方向及びけた行方向の偏心率が〇・三以下であることを確認した場合	張り間方向及びけた行方向の偏心率が〇・三以下であることを確認した場
だし、令第八十二条の三第二号に定める構造計算を行い、各階につき、張	だし、令第八十二条の六第二号ロに定める構造計算を行い、各階につき、
ように、次に定めるところにより釣合い良く配置しなければならない。た	ように、次に定めるところにより釣合い良く配置しなければならない。た
ホ 耐力壁内に設けるだぼは、建築物に作用する水平力に対して安全である	ホ 耐力壁内に設けるだぼは、建築物に作用する水平力に対して安全である
イーニ(略)	イニ(略)
0	•
ことが確かめられ、かつ、ホに定めるところによる場合は、この限りでない	ことが確かめられ、かつ、ホに定めるところによる場合は、この限りでない
なければならない。ただし、許容応力度計算によって構造耐力上安全である	なければならない。ただし、許容応力度計算によって構造耐力上安全である
十二 耐力壁内には、次に定めるところにより、構造耐力上有効にだぼを設け	十二 耐力壁内には、次に定めるところにより、構造耐力上有効にだぼを設け
六~十一 (略)	六~十一 (略)
偏心率が〇・一五以下であることを確認しなければならない。	の偏心率が〇・一五以下であることを確認しなければならない。

Ψ
БŮ
<u>۲</u>
T
Л
军
土
-四年国
+
六
×
逋
密
早
古
示
쏰
第
끄
百
드
<u>^</u>
+
=
号改正
改
Ŧ
蚩
杀
新
10
旧対照条
对
昭
安
ボ
文

(傍線部分は改正部分)

古るによらなければならない。	第一 適用の範囲 第一 適用の範囲 第一 適用の範囲 第一 適用の範囲 第一 適用の範囲 (1)の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定す を筆に、同条第二項第一号の規定に基づき、同令第八十一条第二項第一号イに規定す を	第一項の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四(第)法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条(法ッド等」という。)を相互に連結し構成されたトラスをいう。)を用いた構造方(ッッド若しくはケーブルその他これらに類する引張り力を負担する部材(以下「ロ(ッ若しくはアルミニウム合金材(以下「主部材」という。)又は主部材に代わるロ(若	うび	を定める件構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該	改 正 案
く。以下同じ。) 又は令第八十一条第一項ただし書に規定する構造計算 (国土二条に規定する許容応力度等計算 (令第八十二条の五に規定する構造計算を除ころによらなければならない。ただし、構造耐力上主要な部分にシステムトラ 構造耐力上主要な部分に用いるシステムトラスの構造方法は、次に定めると	第一適用の範囲	第二項第二号の規定に基づき、安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定ッド等」という。)を相互に連結し構成されたトラスをいう。)を相互に連結し構成されたトラスをいう。)を用いた構造方ッド若しくはケーブルその他これらに類する引張り力を負担する部材(以下「ロ若しくはアルミニウム合金材(以下「主部材」という。)又は主部材に代わるロ	「「「「」」「「」」」」「「「」」」」「「」」」」「「」」」」」。「「」」」」」」	を定める件構造耐力上主要な部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準構造耐力上主要な部分にシステムトラスを用いる場合における当該	現 行 告 示

等計算等によって安全性が確かめられた場合は、次の各号の規定は適用しない	
ムトラスは、次に定めるところによらなければならない。ただし、許容応力度	ムトラスは、次に定めるところによらなければならない。
2 前項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分である屋根版に用いるシステ	2 前項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分である屋根版に用いるシステ
三(略)	三 (略)
	రె
な部分」と読み替えるものとする。	システムトラスを用いた構造耐力上主要な部分」と読み替えるものとす
上主要な部分」とあるのは、「システムトラスを用いた構造耐力上主要	の場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「
じないことを確かめること。この場合において、同条各号中「構造耐力	構造耐力上支障のある変形及び損傷が生じないことを確かめること。こ
部分に抜け出し、折れその他の構造耐力上支障のある変形及び損傷が生	三号までに定める構造計算によって接合部分に抜け出し、折れその他の
③ 令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって接合	③ 建築基準法施行令(以下「令」という。) 第八十二条第一号から第
(1) · (2) (略)	(1):(2)(略)
ロ 次に定めるところによる嵌合	ロ 次に定めるところによる嵌合
イ(略)	イ(略)
法によらなければならない。	法によらなければならない。
って接合部の剛性及び耐力に関する性能が確認された次のいずれかの接合方	って接合部の剛性及び耐力に関する性能が確認された次のいずれかの接合方
部分をいう。以下同じ。)との接合は、接合部の実況に応じた加力試験によ	部分をいう。以下同じ。)との接合は、接合部の実況に応じた加力試験によ
主部材を相互に構造耐力上安全に接合できるよう加工した球状又は円筒状の	主部材を相互に構造耐力上安全に接合できるよう加工した球状又は円筒状の
接合するものとし、主部材と接合部材(トラス用機械式継手のうち、複数の	接合するものとし、主部材と接合部材(トラス用機械式継手のうち、複数の
二 システムトラスに用いる主部材は、トラス用機械式継手を使用して相互に	二 システムトラスに用いる主部材は、トラス用機械式継手を使用して相互に
一 (略)	一 (略)
びに第二号の規定を除き、適用しない。	
う。)によって安全性が確かめられた場合においては、第一号イ、ニ及びへ並	
できるものとして指定したものに限る。)(以下「許容応力度等計算等」とい	
交通大臣が許容応力度等計算による場合と同等以上に安全さを確かめることが	

	٩
3 第一項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分(屋根版を除く。)に用いる	3 第一項の規定によるほか、構造耐力上主要な部分(屋根版を除く。)に用いる
システムトラスは、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところに	システムトラスは、許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた構造方
よる構造計算によって安全性が確かめられた構造方法としなければならない。	法としなければならない。
第二 接合	第二 接合
構造耐力上主要な部分に使用するシステムトラスと周囲の構造耐力上主要な部	構造耐力上主要な部分に使用するシステムトラスと周囲の構造耐力上主要な部
分(システムトラスを用いた部分を除く。)との接合は、次のいずれかに定める	分(システムトラスを用いた部分を除く。)との接合は、次のいずれかに定める
ところによらなければならない。ただし、当該接合部が滑節構造であり、かつ、	ところによらなければならない。ただし、当該接合部が滑節構造であり、かつ、
周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)に存在応	周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)に存在応
力を伝えることができるものとした場合においては、この限りでない。	力を伝えることができるものとした場合においては、この限りでない。
一、ベースプレートと一体となった接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(一、ベースプレートと一体となった接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(
システムトラスを用いた部分を除く。) に接合し、かつ、接合する部材の種	システムトラスを用いた部分を除く。)に接合し、かつ、接合する部材の種
類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。	類に応じてそれぞれ次に定めるところによること。
イ(略)	イ(略)
ロ コンクリートとの接合 アンカーボルトにより接合し、次に定めるとこ	ロ コンクリートとの接合 アンカーボルトにより接合し、次に定めるとこ
ろによること。	ろによること。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算(令第
	八十二条第四号及び令第八十二条の五を除く。)によって安全性が確かめ
	られた場合は、この限りでない。
(1) ~ (6) (略)	(1) { (6) (略)
二 接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を	二 接合部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を
除く。)と溶接接合すること。ただし、令第八十一条第二項第一号イに規定	除く。) と溶接接合すること。ただし、許容応力度等計算等によって安全性
する保有水平耐力計算によって安全性が確かめられた場合には、主部材を周	が確かめられた場合には、主部材を周囲の構造耐力上主要な部分(システム
囲の構造耐力上主要な部分(システムトラスを用いた部分を除く。)と溶接	トラスを用いた部分を除く。)と溶接接合することができる。
接合することができる。	

三(略)	
	三(略)
第三(略)	第三 (略)
第四 耐久性等関係規定の指定	第四 耐久性等関係規定の指定
令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第一第一項第一号イ	第一第一項第一号イ及び同項第二号イ (4)並びに第三の規定で定める安全上必
及び同項第二号イ(4)並びに第三に定める安全上必要な技術的基準を指定する。	要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。
第五(令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定)	
令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに規	
定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することが	
できる技術的基準として、第一第一項(第一号イ、二及びへ並びに第二号を除く	
。)及び第二項並びに第二第一号イ(令第六十八条(アルミニウム合金材と接合	
する場合にあっては、平成十四年国土交通省告示第四百十号第五第二項第一号)	
の規定の準用に係る部分に限る。)及び口に定める技術的基準を指定する。	

平成十四年国土交通省告示第四百六十四号改正案新旧対照条文	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現 行 告 示
コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法	コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法
に関する安全上必要な技術的基準を定める件	に関する安全上必要な技術的基準を定める件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の
規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方	規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造部分の構造方
法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、及び同令第三十	法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第九までに定め、及び同令第三十
六条第一項の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物の構造	六条第二項第二号の規定に基づき、コンクリート充填鋼管造の建築物又は建築物
部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第十	の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定
「同务第二工第一号の夫文は基合字」「同学第八一一条第二工第一号へは夫文字	て多一 おおえです
る保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することができ	
る技術的基準を第十一にそれぞれ指定する。	
第一~第六 (略)	第一~第六 (略)
第七柱の構造	第七柱の構造
構造耐力上主要な部分である柱の小径に対する座屈長さの比は十二以下とし	構造耐力上主要な部分である柱の小径に対する座屈長さの比は十二以下とし
なければならない。	なければならない。ただし、令第八十二条に規定する許容応力度等計算(令第
	八十二条の五に規定する構造計算を除く。以下同じ。) 若しくは令第八十一条
	第一項ただし書に規定する構造計算(国土交通大臣が許容応力度等計算による
	場合と同等以上に安全さを確かめることができるものとして指定したものに限
	る。)(以下「許容応力度等計算等」という。)によって安全性が確かめられ
	た場合は、この限りでない。
2 コンクリートを充填する鋼管は、厚さ十二ミリメートル以上とし、鋼管の断	2 コンクリートを充填する鋼管は、厚さ十二ミリメートル以上とし、鋼管の断

	性が確かめられた場合に限る。)並びに第八に定める技術的基準を指定する。
	填されたコンクリートに対する鋼管の拘束効果を低減した構造計算によって安全
	できる技術的基準として、第七第一項及び第二項(鋼管の実況を考慮し鋼管に充
	定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合に適用を除外することが
	令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、令第八十一条第二項第一号イに規
	第十一 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定
	する。
全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。	第四並びに第五第一項第一号及び第二項に定める安全上必要な技術的基準を指定
第二第一項、第三、第四並びに第五第一項第一号及び第二項の規定で定める安	令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第三、
第十(耐久性等関係規定の指定)	第十 耐久性等関係規定の指定
第九 (略)	第九 (略)
た場合は、この限りでない。	
しなければならない。ただし、許容応力等計算等によって安全性が確かめられ	しなければならない。
構造耐力上主要な部分であるはりは、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造と	構造耐力上主要な部分であるはりは、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造と
第八 はりの構造	第八はりの構造
3・4 (略)	3・4 (略)
・二 (略)	·二 (略)
許容応力度等計算等によって安全性が確かめられた場合は、この限りでない。	
況を考慮し鋼管に充填されたコンクリートに対する鋼管の拘束効果を低減した	
面形状に応じて次に定めるところによらなければならない。 ただし、 鋼管の実	面形状に応じて次に定めるところによらなければならない。

ज
T T
ᆻ
成十四年国十
烥
품
閂
Ŧ
<u>父</u>
連
貨
晋
示
箑
第四
百
七
+
四号
芌
改
ΤĒ
案
新
ĺΗ.
対昭
照
条
文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行 告 示
特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定	特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定
める等の件	める等の件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の
規定に基づき、木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリー	規定に基づき、木造、補強コンクリー トブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリー
ト造の建築物のうち畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物(以下「特定畜舎等建	ト造の建築物のうち畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物 (以下「特定畜舎等建
築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一に、同令第	築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一に、同令第
三十八条第四項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の基礎の構造計算を第二に定	三十八条第四項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の基礎の構造計算を第二に定
め、及び同令第八十一条第三項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の構造計算が	め、及び同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、特定畜舎等建築物の構
第三に適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令	造計算が第三に適合する場合においては、当該構造計算は、許容応力度等計算に
第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめるこ	よる場合と同等以上に安全さを確かめることができるものと定める。
とができるものと認める。	
第一・第二(略)	第一・第二 (略)
第三 特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算	第三 特定畜舎等建築物の安全さを確かめることができる構造計算
令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定	令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上に特定畜
めるところによる構造計算と同等以上に特定畜舎等建築物の安全性を確かめる	舎等建築物の安全さを確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従
ことができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。	った構造計算とする。
~五 (略)	────────────────────────────────────
	\sim
別表 (略)	別表 (略)

平成十四年国土交通省告示第六百六十六号改正案新旧対照条文	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現 行 告 示
膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必	膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全 上必
要な技術的基準を定める等の件	要な技術的基準を定める等の件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の
規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上	規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上
必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基	必要な技術的基準を第一から第三までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規
づき、 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技	定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必
術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第八十一条第二項第一号	要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し、同令第八十一条第一項
一一の規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用する建築	ただし書の規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とその他の構造とを併用す
物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第五項まで(第四項第二号を除	る建築物の構造計算が、第五から第八までに適合する場合においては、当該構造
く。) に適合する場合においては、当該構造計算は、同条第二項第一号イに規定	計算は、許容応力度等計算と同等以上に安全さを確かめることができるものと定
する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認め、	め る。
同令第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、膜構造の建築物又は膜構造とそ	
の他の構造とを併用する建築物の構造計算が、第五第一項各号及び第二項から第	
五項まで(第四項第三号を除く。)に適合する場合においては、当該構造計算は	
、同条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめ	
2	到 月
第一通月の範囲等	第一通月の範囲等

膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、 次のいずれかに定める

ところによらなければならない。

骨組膜構造 鉄骨造その他の構造の骨組に膜材料を張り、当該骨組及び当

るところによる。

この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

	月口のこう:背約で林戸でご?音木子の什の阿竹で?でご?音木
	1) 莫面のうい骨目を構成する形才をの也の則生を与する形才、以下「
	定める構造方法とした場合にあっては、この限りでない。
	築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可を受けた場合又は次に
	(以下単に「仮設建築物」という。)であって強風時において当該仮設建
	法律第二百一号)第八十五条第二項若しくは第五項に規定する仮設建築物
	って構造耐力上安全であることが確かめられた建築基準法(昭和二十五年
	は、千平方メートル以下とすること。ただし、第五に定める構造計算によ
	きい面積 (以下「膜面の投影面積」という。)の建築物全体における合計
	ものをいう。以下同じ。)の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大
	材料と一体となる骨組又は構造用ケーブルにより荷重及び外力を負担する
	ロ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面(張力を導入した膜材料及び当該膜
	は、この限りでない。
	構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあって
	イ 建築物の高さは、十三メートル以下とすること。ただし、第五に定める
	一 骨組膜構造 次のイからホまでに定めるところによること。
	類に応じてそれぞれ当該各号に定めるところによる。
	2 膜構造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜構造の種
イ	
定	()
Ŀ	により、構造耐力上主要な部分である屋根版又は壁を設ける構造をいう。
導	導入して荷重及び外力を常時負担することのできる平面又は曲面とすること
_	二 サスペンション膜構造 構造用ケーブルに膜材料を張り、膜材料に張力を
イ	()
あ	屋根版又は壁を設ける構造をいう。
の	ことのできる平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分である

ある屋根版又は壁を設けるほか、次に定めるところによること。のできる安定した平面又は曲面とすることにより、構造耐力上主要な部分で

定めるところによること。 二 サスペンション膜構造 構造用ケーブルに膜材料を張り、膜材料に張力を

イ・ロ(略)

殊レール)(二〇〇一若しくはJIS(E一一〇三(軽レール)(一九(以下・JIS」という。)E一一〇一(普通レール及び分岐器類用特)
膜面の部分の直下にある土台に
によること。
宿する構造とする当亥屋良反交び壁の部分こあっては、欠こ官めるところする滑節構造とし、屋根版及び壁に用いる膜面を折りたたむことにより伸
ホ 一膜面に使用する骨組を構成する鉛直部材の脚部をけた行方向のみに移動
組は、令第三章第三節から第七節の二までの規定に適合すること。
二 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する鉄骨造その他の構造の骨
ては、この限りでない。
る構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあっ
っては、一メートル)以下の間隔で定着させること。ただし、第五に定め
八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域にあ
の構造の骨組にニメートル(建築基準法施行令(以下「令」という。)第
八 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、鉄骨造その他
根面とすること。
(3) 膜面を用いた屋根の形式は、切妻屋根面、片流れ屋根面又は円弧屋
。)の相互間の距離をいう。以下同じ。)は、四メートル以下とするこ
定着部又は接触部(荷重及び外力に応じて膜材料を支持するものに限る
(2) 膜面における支点間距離(骨組等又は構造用ケーブルと膜材料との
すること。
場合において、周囲の骨組等が膜材料に生ずる力を直接負担する構造と
面積のうち最も大きい面積を、三百平方メートル以下とすること。 この
骨組等」という。)で囲まれる膜面の部分の水平投影面積又は鉛直投影

2 構造耐	2 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる
触させる	ることができる。
置を施し	した場合にあっては、当該膜面を定着させる部分以外の部分を膜面に接触させ
触させて	てはならない。ただし、接触に対して有効な膜面の摩損防止のための措置を施
面に変形	形が生じた場合であっても、当該膜面を定着させる部分以外の部分と接触させ
導入して	導入して平面又は曲面の形状を保持することができるものとし、当該膜面に変
構造耐	構造耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料に張力を
第二 膜面	第二膜面の構造
	た構造方法とすること。
	ロ 第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられ
	を受けた場合にあっては、この限りでない。
	時において当該仮設建築物を撤去することを条件として特定行政庁の許可
	計は、 千平方メートル以下とすること。 ただし、 仮設建築物であって 強風
	イ 構造耐力上主要な部分に用いる膜面の投影面積の建築物全体における合
	サスペンション膜構造 次のイ及び口に定めるところによること。
	設けること。
	かつ、端部における鉛直部材の脚部の可動部分を固定するための装置を
	鉛直部材の脚部の可動部分の脱輪を防止するために必要な措置を講じ、
	(3) 可動式膜面の部分の骨組を構成する鉛直部材の浮き上がり及び当該
	び耐力を有する構造とすること。
	効に当該鉛直部材の脚部の直下にある土台に伝えることができる剛性及
	する部分をいう。)は、荷重及び外力によって生ずる力を構造耐力上有
	該鉛直部材の脚部をけた行方向に移動させるための車輪及びこれを支持
	(2) 可動式膜面の部分の骨組を構成する鉛直部材の脚部の可動部分(当
	九三又はこれらと同等以上の品質を有するものとすること。

面の構造

耐力上主要な部分に用いる膜面は、当該膜面に使用する膜材料に張力を ることができる。 てはならない。ただし、接触に対して有効な膜面の摩損防止のための措 形が生じた場合であっても、当該膜面を定着させる部分以外の部分と接 した場合にあっては、当該膜面を定着させる部分以外の部分を膜面に接 こ有効に平面又は曲面の形状を保持することができるものとし、当該膜

耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、次の各号に掲げる

(二)	()		_	1.	防	ح		基進
を使用したガラス繊維糸) 一九九九に適合する単繊維	」IS R三四一三(ガラス糸 」IS R三四一三(ガラス糸)	基布に使用する繊維糸	っては、この限りでない。	D。)を塗布し又は張り合わせたも	の止等のために基布に塗布し又は張	▶同じ。)に使用する繊維糸の種類	漠材料は次の表の基布 (繊維糸をきず、はがれ、摩損その他の耐力	基準に適合しなければならない。
樹脂、四ふっ化エチレンパーフルオ、ふっ素系樹脂(四ふっ化エチレン塩化ビニル樹脂、ポリウレタン樹脂	(略)	コーティング材		じ。)を塗布し又は張り合わせたものとすること。ただし、仮設建築物にあ	防止等のために基布に塗布し又は張り合わせた樹脂又はゴムをいう。以下同	下同じ。)に使用する繊維糸の種類に応じて、コーティング材(基布の摩損)	摸材料は欠の表の基布(繊維糸を吏用した織布又は網目伏織物をいう。 以きず、はがれ、摩損その他の耐力上の欠点のないものとすること。	
(<u>=</u>)	(-) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		い古	ڻ ر	防止	下同月	— 谟	基準に適

- ティング	という。) R三四一三(ガラ	ス糸) 一九九九に適合する単	維(繊維径三・三〇マイクロ	- トルから四・〇五マイクロ
)を塗布し又は張り合わせたものとすること。たたし、建築基準法第八	工業規格(以下「JIS」 (略) 基布に使用する繊維糸 コーティング材	コーティ	コー (略	コー (略 ィ
設建築物(以下単に「とすること、ただし、	L I S _		一九九九に適合する単「二業規格(以下「JIS」	「繊維径三・三〇マイクローカ九九に適合する単」、「」、R三四一三(ガラー業規格(以下「JIS」
│ 基布に使用する繊維糸	,	\cup	2	繊
#に使用する繊維糸 「一九九九に適合する単 「「「」」」 「「「」」」」 「「」」」」 「」」」 「」」」」 「」」 「」」」 「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」 「」」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」 「	ル 繊	- トルから四・〇五マイクロ羅(繊維径三・三〇マイクロ	- トルから四・〇五マイクロ	
・までの三(B)に限る なっては、この限りでない。 「ー九九九に適合する単 「一九九九に適合する単 「一九九九に適合する単 「一九九九に適合する単 「一九九九に適合する単 「一九九九に適合する単 「一九九九に適合する単 「一九九九に適合する単 「一九九九に適合する単 「一九九九に適合する単 「一九九九に適合する単 「一九九九に適合する単 「日ティング材 「日ティング材	- トルまでの三(B)に限る- トルから四・〇五マイクロ羅(繊維径三・三〇マイクロ森(繊維径三・三〇マイクロな) 一九九九に適合する単	メートルまでの三(B)に限るメートルから四・〇五マイクロ繊維 (繊維径三・三〇マイクロ	- トルまでの三 (B) に限る- トルから四・〇五マイクロ	- トルまでの三(B)に限る
第したガラス繊維糸 第したガラス繊維糸 用したガラス繊維糸 (以下「JIS」 のうては、この限りでない。 (略) (時) (略) (本し、低設建築物 (以下単に「仮設建築物 (以下単に「仮設建築物 (以下単に「仮設建築物 (以下単に「仮設建築物 (以下単に「仮設建築物 (以下単に「仮設建築物 (以下単に「仮設建築物 (以下単に「仮設建築物 (以下単に「仮設建築物	- を使用したガラス繊維糸- トルまでの三(B)に限る- トルまでの三(B)に限る- トルから四・〇五マイクロ維(繊維径三・三〇マイクロ森(繊維径三・三〇マイクロ)を使用したガラス繊維糸-トルまでの三(B)に限る-トルまでの三(B)に限る-トルから四・〇五マイクロ羅(繊維径三・三〇マイクロ	- を使用したガラス繊維糸- トルまでの三(B)に限る- トルから四・〇五マイクロ	- を使用したガラス繊維糸- トルまでの三(B)に限る
R三四一三 (ガラス糸 協工) に限る 「用したガラス繊維糸 「R三四一三 (ガラ 」) R三四一三 (ガラ	R三四一三(ガラス糸 塩化ビニル樹脂、一九九九に適合する単 ールホールから四・〇五マイクロ	塩 化 ビ ニ ル 樹 脂	15 R三四一三(ガラス糸 塩化ビニル樹脂、を使用したガラス繊維糸トルまでの三(B)に限るトルまでの三(B)に限る	塩化ビニル樹脂、
R 三四一三(ガラス糸 「R 三四一三(ガラス糸 「R 二四一三(ガラス糸 「R 二四一三(ガラス糸 「 九九に適合する単繊維 、 ふっ素系樹脂(四ふっ化エチレン 「 した ガラス糸 「 、 、 、 ふっ素系樹脂(四ふっ化エチレン し し 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	 カ九九に適合する単繊維、ふっ素系樹脂(ルまでの三(B)に限る ルまでの三(B)に限る ・川までの三(B)に限る ・山市、ガラス繊維糸 ・山市、ガラス繊維糸 	、ふっ素系樹脂(一九九九に適合する単繊維、ふっ素系樹脂(を使用したガラス繊維糸 トルまでの三(B)に限る トルホら四・〇五マイクロ 	、ふっ素系樹脂(塩化ビニル樹脂、

縫製接合(接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する	イ	縫製接合(接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に縫製する	イ 縫製接合(接合する膜材料の軍
次の表に定める膜材料の種類に応じた次に定める接合		じた次に定める接合方法	一次の表に定める膜材料の種類に応じた次に定める接合方法
ってない。	の限りで		ては、この限りでない。
膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとする場合においては、こ	膜材	等以上に膜材料が相互に存在応力を伝えることができるものとする場合におい	等以上に膜材料が相互に存在応力を伝
める接合としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合と同等以上に	める対	める接合方法としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合方法と同	める接合方法としなければならない。
に存在応力を伝えることができるものとして、次の各号のいずれかに定	が相互に	が相互に存在応力を伝えることができるものとして、次の各号のいずれかに定	が相互に存在応力を伝えることができ
「耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料相互の接合は、膜材料	4 構造耐	[に使用する膜材料相互の接合は、 膜材料	4 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料相互の接合は、
(略)	四		四 (略)
ること。	3		o
の他の有効な構造用ケーブルの摩擦による損傷が生じないための措置を講ず	の	の他の構造用ケーブルの摩擦による損傷が生じないための措置を講ずること	の他の構造用ケーブルの摩擦による
造用ケーブルの交差部は、交点金具による緊結、被覆ケーブルの使用そ	三構造	会具による緊結、被覆ケーブルの使用その	三構造用ケーブルの交差部は、交点金具による緊結、
一 (略)	- -		・ (略)
る基準に適合しなければならない。	る基準		る基準に適合しなければならない。
2耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する構造用ケーブルは、次に掲げ	3 構造耐	[に使用する構造用ケーブルは、次に掲げ	3<構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する構造用ケーブルは、
置をした膜材料とすること。	置		ىد
変質若しくは摩損しにくい膜材料又は変質若しくは摩損防止のための措	ц	等による変質若しくは繰返し荷重等による摩損を生じにくい膜材料とするこ	等による変質若しくは繰返し荷重等
構造耐力上主要な部分で特に変質又は摩損のおそれのあるものについて	+	面するものについては、紫外線又は降雨	十二 構造耐力上主要な部分で屋外に面するものについては、
(略)	<u>- </u> { +		三~十一 (略)
			<u> </u>
		ン系樹脂	繊維と混織されるものを含む。
オン化ポリエチレンゴム		ン化ポリエチレンゴム又はオレフィ	樹脂の合成繊維糸(ケナフ植物
ルアルコール系の合成繊維糸 クロロプレンゴム又はクロロスルフ	(三)	クロロプレンゴム、クロロスルフォ	(三) アルコール系又はオレフィン系
ポリエステル系又はポリビニ(プロピレン共重合樹脂を除く。)、		プロピレン共重合樹脂を除く。)、	、ポリエステル系、ポリビニル
ポリアミド系、ポリアラミド系 脂及び四ふっ化エチレン 六ふっ化		脂及び四ふっ化エチレン 六ふっ化	ポリアミド系、ポリアラミド系
ロアルキルビニルエー テル共重合樹		ロアルキルビニルエー テル共重合樹	

定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料が損傷しないよ 三 定:-・二 (略) 一・二	。 「「「「「「」」」」」」では、次に定めるところによらなければならない、 ブル「「」」」」」できる袋を設けること。 「「」」できる袋を設けること。 「」のできる袋を設けること。 「」の	この この この この に定める金物を用いたボルトによる接合方法 この この この に定める金物を用いたボルトによる接合方法 この この この に に し この に に し この し で の 他 関 材 い の 摩 損防止のための 措置を 講ずるこ こ く 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	部を二重にすることその他膜材料の摩損防止のための措置を講ずるこ(略) (略) (5)(略) 方法をいう。以下同じ。) 次に定めるところによること。
定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料に損傷のおそれ二 (略)	。 。 の に定める接合においては、次に定めるところによらなければならない できる袋を設けること。 こ 、 略) 二 (略) (略) (略) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で	イ 有効な膜材料の摩損防止のための措置を講ずること。 イ・ロ (略) ニ・ホ (略) ニ・ホ (略) ニ・ホ (略)	効定 5 方

第二第一項、第二項第七号から第十一号まで、第三項第一号から第三号まで	令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二
第四 耐久性等関係規定の指定	第四 耐久性等関係規定の指定
	は、この限りでない。
とした膜材料を使用する場合にあっては、この限りでない。	以上の部分が遊離しないことを確かめること。ただし、仮設建築物にあって
上の部分が遊離しないことを確かめること。ただし、合成繊維糸による基布	に相当する風圧力によって生ずる力とする。)を行い接触部分の三分の二
に相当する風圧力によって生ずる力とする。)を行い接触部分の三分の二以	条第二号の表に定めるwについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の
第二号の表に定めるwについては令第八十七条に規定する風圧力の二分の一	は、第五第一項第二号に定める構造計算(暴風時に限る。更に、令第八十二
二第五第一項第二号に定める構造計算(暴風時に限る。更に、令第八十二条	
一 (略)	一 (略)
合にあっては、次に定めるところによらなければならない。	合にあっては、次に定めるところによらなければならない。
2 膜面に使用する膜材料に膜材料以外の部材又は金物を常時接触状態とする場	2 膜面に使用する膜材料に膜材料以外の部材又は金物を常時接触状態とする場
がないものとすること。	う補強又は養生を行うこと。
三 定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料に損傷のおそれ	三 定着部は、膜材料の折れ曲がり、局部応力等により膜材料が損傷しないよ
・二 (略)	・二 (略)
ことができるものとする場合においては、この限りでない。	ことができるものとする場合においては、この限りでない。
い。ただし、次の各号に掲げる定着と同等以上にその部分の存在応力を伝える	い。ただし、次の各号に掲げる定着と同等以上にその部分の存在応力を伝える
ことができるものとして、次に掲げる基準に適合するものとしなければならな	ことができるものとして、次に掲げる基準に適合するものとしなければならな
要な部分(膜面の部分を除く。)との定着部は、その部分の存在応力を伝える	要な部分(膜面の部分を除く。)との定着部は、その部分の存在応力を伝える
構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料と周囲の構造耐力上主	構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料と周囲の構造耐力上主
第三 膜面の定着	第三 膜面の定着
8 (略)	8 (略)
いようにしなければならない。	り膜面の変形が進行することのないようにしなければならない。
7 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に雨水、滑雪、融雪水等の滞留が生じな	7 構造耐力上主要な部分に用いる膜面が雨水、滑雪、融雪水その他の滞留によ
6 (略)	6 (略)
がないものとすること。	う補強又は養生を行うこと。

三 特定建築物で高さが三十一メートルを超えるものの地上部分の保有水平耐	三 高さが三十一メートルを超えるものの地上部分の保有水平耐力については
心率等については、令第八十二条の三の規定を準用する。	ては、令第八十二条の六第二号の規定を準用する。
二 特定建築物で高さが三十一メートル以下のものの地上部分の剛性率及び偏	二 高さが三十一メートル以下のものの地上部分の剛性率及び偏心率等につい
を準用する。	
特定建築物の地上部分の層間変形角については、令第八十二条の二の規定	地上部分の層間変形角については、令第八十二条の二の規定を準用する。
限りでない。	
生ずる力に比べ小さい膜構造の建築物又は建築物の構造部分にあっては、この	造部分にあっては、この限りでない。
の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積雪時又は暴風時の短期に	雪時又は暴風時の短期に生ずる力に比べ小さい膜構造の建築物又は建築物の構
か、次に定める構造計算を行うこと。この場合において、令第八十二条第二号	て、令第八十二条第二号の表に掲げる式により、地震時の短期に生ずる力が積
4 令第八十二条の二に規定する特定建築物については、前各項の規定によるほ	4 前各項の規定によるほか、次に定める構造計算を行うこと。この場合におい
2.3 (略)	2.3 (略)
~四 (略)	~四 (略)
	項第三号を除く。)に定める。
	性を確かめることができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで(第四
	等以上に膜構造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全
	く。)に定め、令第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算と同
とができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。	ことができる構造計算を次の各号及び次項から第五項まで(第四項第二号を除
の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全さを確かめるこ	造の建築物及び膜構造とその他の構造とを併用する建築物の安全性を確かめる
令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上に膜構造	令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に膜構
	とができる構造計算
第五構造計算	第五 保有水平耐力計算又は許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめるこ
する。	三第一項第三号及び第二項に定める安全上必要な技術的基準を指定する。
号の表の規定で定める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定	一号イ(1)、(2)及び(5)、ロ(1)及び(2)、ハ(1)及び二(1)及び同号の表並びに第
並びに第四項第一号イ (1、 (2)及び (5、 ロ (1)及び (2、 八 (1)及びニ (1)及び同	項第一号、第七号から第十一号まで、第三項第一号から第三号まで、第四項第

	第六~第八 (略)	5 令第八十二条の四の規定によること。	るものとする。	に規定する材料強度」とあるのは、「第七に規定する材料強度」と読み替え	、令第八十二条の三の規定を準用する。この場合において、同条中「第四款
	第六~第八 (略)	5 令第八十二条の五の規定によること。	に規定する材料強度」と読み替えるものとする。	第八十二条の四の規定中「第四款に規定する材料強度」とあるのは、「第七	カについては、令第八十二条の四の規定を準用する。この場合において、令

平成十四年国土交通省告示第六百六十七号改正案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

一 膜材料 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第四項に定める接 膜材料 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第四項に定める接の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としなければならない。 料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等	5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材1~4 (略)	第二膜面の構造第一(略)	めることができるものと認める。	算が、第六に適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十二条各号及	第五に定め、同令第八十一条第三項の規定に基づき、テント倉庫建築物の構造計	、同令第三十八条第四項の規定に基づき、テント倉庫建築物の基礎の構造計算を	造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に指定し	第三までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、テント倉庫建築物の構	倉庫建築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から	規定に基づき、膜構造の建築物のうち倉庫の用途に供する建築物(以下「テント	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の	める等の件	テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定	改 正 案
- 膜材料 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第四項に定める接 - 膜材料 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第二第四項に定める接の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としなければならない。料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号に掲げる膜材料等	5 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合は、膜材1~4 (略)	第二)膜面の構造第一(、略)	。 ク度等計算による場合と同等以上に安全さを確力めることかてきるものと定める	建築物の構造計算が、第六に適合する場合においては、当該構造計算は、許容応	計算を第五に定め、同令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、テント倉庫	指定し、同令第三十八条第四項の規定に基づき、テント倉庫建築物の基礎の構造	物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準のうち耐久性等関係規定を第四に	第三までに定め、同令第三十六条第二項第二号の規定に基づき、テント倉庫建築	倉庫建築物」という。)の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から	規定に基づき、膜構造の建築物のうち倉庫の用途に供する建築物(以下「テント	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第二号の	める等の件	テント倉庫建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定	現 行 告 示

2~4 (略)	2~4 (略)
~四 (略)	~四 (略)
った構造計算とする。	ことができる構造計算を次に定める。
倉庫建築物の安全さを確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従	めるところによる構造計算と同等以上にテント倉庫建築物の安全性を確かめる
令第八十一条第一項第一号に規定する許容応力度等計算と同等以上にテント	令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定
第六 テント倉庫建築物の安全さを確かめることができる構造計算	第六 テント倉庫建築物の安全性を確かめることができる構造計算
第五 (略)	第五(略)
	を指定する。
める安全上必要な技術的基準を耐久性等関係規定として指定する。	号八及び二並びに第三第二項第一号及び第三号に定める安全上必要な技術的基準
第四項及び第五項第二号ハ及び二並びに第三第二項第一号及び第三号の規定で定	(第一号を除く。)、第三項第一号及び第八号イ及びロ、第四項及び第五項第二
第二第一項、第二項(第一号を除く。)、第三項第一号及び第八号イ及びロ、	令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第二第一項、第二項
第四 耐久性等関係規定の指定	第四 耐久性等関係規定の指定
第三(略)	第三(略)
6.7 (略)	6・7 (略)
二 (略)	二 (略)

場合に適用を除外することができる技術的基準を第十三にそれぞれ指定し、 づき、耐久性等関係規定を第十二に、同条第二項第一号の規定に基づき、 要な技術的基準を第一から第十一までに定め、同令第三十六条第一項の規定に基 造方法によるものとして、鉄筋コンクリート組積造 (組積ユニット (コンクリー 規定に基づき、鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構 ができるものと認め、 同じ。)を組積し、それらの空洞部に縦横に鉄筋を配置し、コンクリートを充填 トブロック又はセラミックメーソンリーユニットで型わく状のものをいう。以下 イの規定に基づき、 八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算によって安全性を確かめる して一体化した構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築物の構造部分(以下 | 号イ及びロ、第三号並びに第四号に適合する場合においては、当該構造計算は 「鉄筋コンクリート組積造の建築物等」という。)の構造方法に関する安全上必 同項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめること 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の に関する安全上必要な技術的基準を定める件 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法 鉄筋コンクリー 同令第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、 改 ト組積造の建築物等の構造計算が、 正 案 鉄筋コン 第十一第 同令第 同号 方法に関する安全上必要な技術的基準を第一から第十一までに定め、同令第三十 して一体化した構造をいう。以下同じ。)の建築物又は建築物の構造部分の構造 同じ。) を組積し、それらの空洞部に縦横に鉄筋を配置し、コンクリートを充填 トブロック又はセラミックメーソンリーユニットで型わく状のものをいう。以下 造方法によるものとして、鉄筋コンクリート組積造(組積ユニット(コンクリー 規定に基づき、鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分で、特殊の構 六条第二項第二号の規定に基づき、耐久性等関係規定を第十二に指定する。 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十条の二第一号の に関する安全上必要な技術的基準を定める件 鉄筋コンクリート組積造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法 現 行 告 示 (傍線部分は改正部分)

等以上に安全性を確かめることができるものと認める

合においては、

当該構造計算は、

同項第二号イに規定する許容応力度等計算と同

クリート組積造の建築物等の構造計算が、第十一第一号及び第四号に適合する場

平成十五年国土交通省告示第四百六十三号改正案新旧対照条文

第一~第十 (略)	第一~第十(略)
造	造
建築物の構造部分	建築物の構造部分
一次のイから八までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上	一 次のイから八まで
安全が確かめられた建築物又は建築物の構造部分については、第二第一号中	安全が確かめられた
「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」と	「三以下」とあるの
あるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。	あるのは「二十メー
イ(令第八十二条各号に定めるところによること。)	
ロ 令第八十二条の二に規定する層間変形角が、鉄筋コンクリート組積造の	イ 令第八十二条の
構造部分を有する階にあっては二千分の一以内であり、かつ、その他の階	構造部分を有する
にあっては二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によっ	にあっては二百分
て建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二	て建築物の部分に
十分の一)以内であることを確かめること。	十分の一) 以内で
八 令第八十二条の六第二号に定めるところによること。	ロ 令第八十二条の
二 各地上階の耐力壁のうち計算しようとする方向に設けたものの水平断面	八各地上階の耐力
積の和が次の式に適合することを確かめること。	積の和が次の式に
(式略)	(式略)
前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第九第一号の規定	二 前号に掲げる建築
は適用しない。	は適用しない。
三第一号イ及び口に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安	三 第一号イに定める
全であることが確かめられ、かつ、令第八十二条の三第一号の規定によって	ることが確かめられ
計算した各地上階の水平力に対する耐力が同条第二号の規定によって計算し	た各地上階の水平力
た必要保有水平耐力以上であることが確かめられた建築物又は建築物の構造	保有水平耐力以上で
部分については、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第	ついては、第二第一

あるのは「二十メートル以下」と読み替えて適用する。
 あるのは「二十メートル以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」と
 「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中「十二メートル以下」と
 すこのイから八までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上
 建築物の構造部分

- 十分の一)以内であることを確かめること。 て建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、百二にあっては二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によっ構造部分を有する階にあっては二千分の一以内であり、かつ、その他の階構。今第八十二条の二に規定する層間変形角が、鉄筋コンクリート組積造の
- 令第八十二条の三各号に定めるところによること。

- ついては、第二第一号中「三以下」とあるのは「五以下」と、第二第二号中保有水平耐力以上であることが確かめられた建築物又は建築物の構造部分にることが確かめられ、かつ、令第八十二条の四第一号の規定によって計算しニ 第一号イに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であ

二号中「十二メートル以下」とあるのは「二十メートル以下」と、第十第三	「 十二メートル以下」とあるのは「 二十メートル以下」と読み替えて適用す
号ニ中「〇・二五パーセント」とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替	న్ <u>త</u>
えて適用する。	
四の令第八十二条の四に定めるところによること。	四)前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第二第三号及び第
	九第一号の規定は適用しない。
	五(令第八十二条の四第一号の規定によって計算した各地上階の水平力に対す
	る耐力が同条第二号の規定によって計算した必要保有水平耐力以上であるこ
	とが確かめられたものについては、第十第三号ニ中「〇・二五パーセント」
	とあるのは「〇・一五パーセント」と読み替えて適用するものとする。
	六 前号に掲げる建築物又は建築物の構造部分については、第八第一号及び第
	十第三号ロの規定は適用しない。
第十二 耐久性等関係規定の指定	第十二(耐久性等関係規定の指定)
令第三十六条第一項に規定する耐久性等関係規定として、第三第一号、第四(令第三十六条第二項第二号に規定する耐久性等関係規定として、第三第一号、
第二号イ及び同号ニからへまで並びに第三号(第二号へを準用する部分に限る。	第四(第二号イ及び同号ニからへまで並びに第三号(第二号へを準用する部分に
)を除く。)、第五及び第六第一号に定める安全上必要な技術的基準を指定する	限る。)を除く。)、第五及び第六第一号に定める安全上必要な技術的基準を指
0	定する。
第十三 令第三十六条第二項第一号の規定に基づく技術的基準の指定	
令第三十六条第二項第一号の規定に基づき、第十一第一号イ及びロ、第三号並	
びに第四号に規定する構造計算を行った場合に適用を除外することができる技術	
的基準として、第二第三号、第八第一号、第九第一号及び第十第三号口に定める	
技術的基準を指定する。	

昭和五十六年建設省告示第千百号改正案新旧対照条文	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現 行 告 示
建築基準法施行令第四十六条第四項表一 (二項から)七項までに掲げ	建築基準法施行令第四十六条第四項表一 (一項から 七)項までに掲げ
る軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数	る軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数
値を定める件	値を定める件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六条第四項表一	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六条第四項表一
(八項の規定に基づき、同表 ()項から ()項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を	(八項の規定に基づき、同表)項から (一項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を)
有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。	有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。
第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第四項表一()項か	第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第四項表一()項か
ら (七項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定め	ら (七項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定め
るものとする。	るものとする。
~四 (略)	~四 (略)
五 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて、床	
下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ(JIS A五五〇八 二	
〇〇五(くぎ)に定めるN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限	
る。)で打ち付けた受け材(くぎの間隔は、三〇センチメートル以下に限る	
。)並びに柱及び間柱並びにはり、けたその他の横架材の片面に、別表第三	
い欄に掲げる材料を同表の欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた	
軸組	
六 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて	五 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて
九十一センチメートル以下の間隔で柱との仕口にくさびを設けた貫(当該貫	九十一センチメートル以下の間隔で柱との仕口にくさびを設けた貫(当該貫
に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の	に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の

結したものに限る。)を設けた軸組	結したものに限る。)を設けた軸組
耐力を有する接合方法によって柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊	耐力を有する接合方法によって柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊
子壁(継手のないものに限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の	子壁(継手のないものに限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の
。)を、同表 (3欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格	。)を、同表 ()欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格
六 別表第四 (i) 欄に掲げる木材 (含水率が十五パーセント以下のものに限る	七 別表第五(1)欄に掲げる木材(含水率が十五パーセント以下のものに限る)
した土塗壁を設けた軸組	土塗壁を設けた軸組
塗り厚 (柱の外側にある部分の厚さを除く。)を同表 (3欄に掲げる数値と	厚(柱の外側にある部分の厚さを除く。)を同表 (3)欄に掲げる数値とした
するものに限る。)を別表第三 (1)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の	ものに限る。)を別表第四い欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り
○・八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有	八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有する
対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上	て六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・
ットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に	ルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対し
強度を有するものに限る。)を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土(百リ	を有するものに限る。)を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土(百リット
以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の	〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度
、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム	土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上
の他これらに類するもので締め付け、荒壁土(百リットルの荒木田土、荒土	これらに類するもので締め付け、荒壁土(百リットルの荒木田土、荒土、京
支障のないものに限る。)を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄そ	のないものに限る。)を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他
) 又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹 (土と一体の壁を構成する上で	はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹(土と一体の壁を構成する上で支障
の他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。	の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。)又
四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹 (柱及びはり、けた、土台そ	五センチメートル以下の間隔とした小舞竹(柱及びはり、けた、土台その他
品質を有するものに限る。) で打ち付け、幅二センチメー トル以上の割竹を	を有するものに限る。)で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・
五五〇八 一九九二 (鉄丸くぎ) に定めるSFN二五又はこれと同等以上の	五五〇八 二〇〇五 (くぎ) に定めるSFN二五又はこれと同等以上の品質
、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ(JIS^A	、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ(JIS^A
竹又は小径一・ニセンチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり	竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり
部分に設けたものに限る。)を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割	部分に設けたものに限る。)を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割

めた数値	十 第一第十号に定める軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定五)	の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和(当該数値の和が五を超える場合は	を設け又は入れた軸組の第一号から第八号まで又は令第四十六条第四項表一	九(第一第九号から第十一号に定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かい	八 第一第八号に定める軸組にあつては、〇・六	掲げる数値	七(第一第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第五は欄に	掲げる数値	六(第一第六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第四 は 欄に	掲げる数値	五)第一第五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三 は欄に	~四 (略)	第二 倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。	十二 (略)	た軸組	十一 別表第八(1)欄、(3)欄、(1)欄及び(1)欄に掲げる壁又は筋かいを併用し	十 別表第七い欄、 3欄及びは欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組	九 別表第六(1)欄及び(3)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組	八 (略)
めた数値	2 九 第一第九号に定める軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定)	倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和(当該数値の和が五を超える場合は五	設け又は入れた軸組の第一号から第七号まで又は令第四十六条第四項表一の	八 第一第八号から第十号に定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを	七第一第七号に定める軸組にあつては、〇・六	掲げる数値	六第一第六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第四は欄に	掲げる数値	2 五 第一第五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三 は欄に			~四 (略)	第二 倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。	十一 (略)	軸組)	九別表第六い欄、3欄及びは欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組	八 別表第五い欄及びる欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組	七 (略)

(-)		
 ○」という。) ○」、 ○」という。) ○」、 ○」という。) ○」、 ○」という。) ○」、 ○」という。) ○」、 ○」という。) ○」、 <li< td=""><td></td><td>材料</td></li<>		材料
N 五 〇	くぎの種類	く ぎ 打
下 メ + 五 ト セ ル ン 以 チ	くぎの間隔	くぎ打の方法
二 · 五	1	倍率

(-)		
様の日本農林省告示 和五十一年農林省告示 第八百九十四号)に規 する壁(以下「屋外壁等 したるおそれのあ で、厚さが五ミリメー トル(屋外壁等におい で、厚さが五ミリメー トル(屋外壁等におい で、厚さが五ミリメー トル(屋外壁等におい で、「した場」に規 で、「した場」に周る。」 で、「した」のあ で、「した」」」に用いる で、「した」」」に用いる で、「した」」」」に用いる で、「した」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」	材料	
N 五 〇	くぎの種類	くぎけ
下 メ ト セ ル ン 以 チ	くぎの間隔	くぎ打の方法
二 · 五	倍率	

(三)	(二)
 ハードボード(JIS) 以上のものに限る。) 	。) 「 「 し し し し し し し し し し し し し

(三)	(二)
 ハードボード(JIS) 以上のものに限る。) 	。) 「 1 IS A 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N

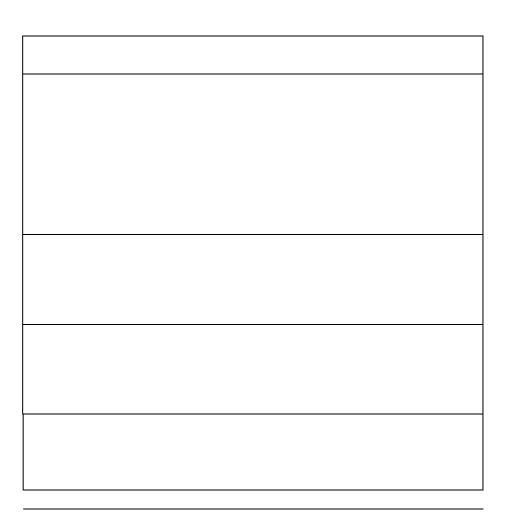
(六)	(五)	(四)					
以上のものに限る。) ISA五四一四 一九 「パルプセメント」 「シが八ミリメートル」 「シが八ミリメートル」	しておけたので、 していた。 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したがで、 したので、 つ つ、 したので、 したので、 したので、 したので、 したのでの したので、 したのでの したの したのでの したの したの したの したの したの したの したの したの したの した	硬質木片セメント板(可定学さが十二ミリメ 「トル以上のものに限 る。)					
	G N F 四 V は G N C						
一 ・ 五							

(六)	(五)	(四)
以上のものに限る。) リントル (パルプセメント 板)に適合するもので 「加プセメント (」)	炭酸マグネシウム板 (」 I S A 六七〇一 一九八三 (炭酸マグネ もので厚さ十二ミリメ ートル以上のものに限 る。)	硬質木片セメント板 (「九八五 (木片セメント板) に定める〇・九 「たル以上のものに限 「トル以上のものに限
	G N F 四 O C	
ー ・ 五		

(八)	(t)
限る。) ■ 種(JIS の に限る。) 「 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	限る。) 「 「 「 「 「 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」
	- • t

(七)
せつこうボード(JI) 「屋外壁等以外に用い (屋外壁等以外に用い (屋外壁等)」

					(†	1)								
限る。) 等以外に用いる場合に	のに限る。)(屋外壁	うボードで厚さが十二	/ ことめる 金とせつ こ(せつこうボード製品)	A 六九〇一 二〇〇五	こうボード(JIS	限る。)又は強化せつ	等以外に用いる場合に	のに限る。) (屋外壁	ミリメートル以上のも	うボードで厚さが十二	製品)に定めるせつこ	〇五(せっこうボード	S A 六九〇一 二〇	せつこうボード(JI
														0 九



(+-]	(+)
ラスシート(JIS A ラス))に定めるものの うち角波亜鉛鉄板の厚 さが〇・四ミリメート ル以上、メタルラスの ドル以上のものに限る	シージングボード (J 15 A五九〇五 一 ジュレーションボード で厚さが十二ミリメー トル以上のものに限る
	s N N N 四〇
下 メ ト ト レ メ ト レ ン チ	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(九)	(八)
ラスシート(JIS A コカニ四 一九七七(ラ ラス))に定めるものの うち角波亜鉛鉄板の厚 さが〇・四ミリメート ル以上、メタルラスの 厚さが〇・六ミリメート トル以上のものに限る	シージングボード (J IS A五九〇五 一 シュレーションボード マ厚さが十二ミリメー トル以上のものに限る
	s N N N
下 メ + エ ト セ ルン 以 チ	以下 レ レ レ レ レ レ レ ン 部 に ー や し や い し や い し や い し た い し た い し し た し た の 他 の 下 い し た い し た の た の た し た の の の の の の の の の で い た の の の の の の の の の の の の の

二 五 五 二 五	NACE NOTION	のものに限る。)で、厚さが七 ・五ミリメートル以上	(-)	一 ・ 五		NA NA NA NA NA NA NA NA NA	 のものに限る。) のものに限る。)で、厚さが七 ・五ミリメートル以上 ・五ミリメートル以上 	()
率係軸定三第 る組め号一 倍にるに第 率係軸定四第 る組め号一 倍にるに第	 くぎの くぎの くぎの くぎの しずの 	材 料		率係軸定四第 る組め号一 倍にるに第	率係軸定三第 る組め号一 倍にるに第	種類の くぎの 1 くぎの 1 くぎ打の 1 で、 1 で、 1 し、 <	材 料	
(は) (に)	(3)	(เ1)			(は)	(3)	(11)	
			別表第二				別表第二	別表
	るものとする。	る害を防ぐための措置を講ずるものとする。	2			9 %	ぐための措置を講ずるものとする。	6 3
リその他の虫によ	必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫によ	いる場合には、必要に応じて	LN	る害を防	他の虫によ	直及びしろありその	合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防	
ル以内の部分に用	い)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用	表中(い)欄に掲げる材料		用いる場	内の部分に	面から一メートル以	表中い欄に掲げる材料を地面から メートル以内の部分に用いる場	
	するくぎをいう。	はこれと同等以上の品質を有するくぎをいう。	1+					
!定める S N 四 O 又	レーションファイバーボード用くぎ)に定めるSN四〇又	インシュレー ションファイバ	~					
一九七七(シージング	JISA五五五三 一九	るくぎを、SN四〇は、JT	2					
う以上の品質を有す	IO又はこれらと同等	めるGNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有す	<i>к</i> л					
ード用くぎ) に定	一九八八(せつこうボード用くぎ)に定	れぞれJISA五五五二	h			をこう。	同等以上の品質を有するくぎをいう。	
)GNC四Oは、そ	こを、GNF四O及び	同等以上の品質を有するくぎを、GNF四〇及びGNC四〇は、そ		これらと	N回O又は	GNC四〇及びSN四〇又はこれらと	ZII八、ZHO、GZFEO、	
五〇又はこれらと	1定めるN三八及びN	八 一九七五 (鉄丸くぎ) に定める N 三八及び N 五〇又はこれらと	Л	に定める	五(くぎ)	A五五〇八 二〇〇五(くぎ)に定める	N四〇は、それぞれJIS	
れ JISA 五五〇	〈びN五〇は、それぞ	この表において、N三八及びN五〇は、それぞれJISA五五〇		O 及 び S	GZC団(NAC SELECTION	この表において、N三八、	_

(三)	(二)
- ー 九八三(せつこうラ スボード)に適合する こうラスボード(る。)	限 号 水 格 用 は 上 が も 区 も ル ー J パ ー 九 I Ⅰ を の (1 九 S 7 度 昭 和 九 田 ○ (1 元 九 S 7 度 昭 和 ル 月 ○ (1 元 九 四 ○ 7 度 田 和 ル の パ 中) (1 元 7 度 市 市 正 明 く ○ 7 度 市 市 正 明 ◇ (1 元 九 ○ 7 度 市 市 正 明 ◇ 1 で 厚 る る ○) 1 で 厚 る る ○) 1 で 厚 る る ○) 1 (1 元 1 - 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
G N C 三 二 て に F 三	
一 五	
- 0	

(三)	(二)
せつこうラスボード (リIS A 六九〇六 「九八三 (せつこうラ スボード) に適合する もので厚さが九ミリメ ートル以上のものに限	限る。) 「 川 「 川 「 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」 」
N 二 G C 又 R 三 G 三 G	
 五	
- 0	

(五)						(2	9)				
限る。) 同に限る。)(屋外壁 「ドB種で厚さが十二 「ドB種で厚さが十二 「い人」のも 「し、」のも 「」のも 「し、」のも 「」のも 「」のも 「」のも 「」のも 「」の 「」のも 「」の 「」」の 「」の 「」の 「」の 「」の 「」の 「」	B種(JIS A六九構造用せつこうボード	限る。)	等以外に用いる場合に	のに限る。)(屋外壁	ミリメートル以上のも	- ドA種で厚さが十二	める構造用せつこうボ	こうボード製品)に定	01 100五(せつ	A種(JIS A六九	構造用せつこうボード
		N F	場合はG	号による	第一第四	C 四 O 、	又 は G N	NF凹O	場合はG	号による	第一第三
						- Ŧ					
0 ·t						(, ,					

						(2	9)				
			場合に限る。)	屋外壁等以外に用いる	上のものに限る。)(が十二ミリメートル以	に適合するもので厚さ	三 (せつこうボード)	SA六九〇一 一九八	せつこうボード(JI	
C 	又 は G N	N F	場合はG	号による	第一第四	C 四 〇、	又 は G N	N F 四 〇	場合はG	号による	第一第三
						-					
						C · E					

								(7									
限 る。)	等以外に用いる場合に	のに限る。) (屋外壁	ミリメートル以上のも	うボードで厚さが十二)に定める強化せっこ	(せつこうボード製品	A 六九0 一 二00五	こうボード(JIS	限る。) 又は強化せつ	等以外に用いる場合に	のに限る。)(屋外壁	ミリメートル以上のも	うボードで厚さが十二	製品)に定めるせつこ	〇五(せつこうボード	S A 六九〇一 二〇	せつこうボード(JI
									_								
								E	5								

			限る。)	
	下 メ + 五 ト セ ル ン 以 チ	G マス マス マス マス マス マス マス マ マ マ マ マ マ マ マ マ	 ○一 二〇〇五(世つこうボード和種で厚さが十二 ○「 二〇〇五(せつ) ○」 二〇〇五(せつ) ○」 (屋外壁) ○」 (国本)に定 ○」 (国本) 	(-)
倍这	くぎの間隔	くぎの種類		
	くぎ打の方法	くぎ打	才	
(は)	(3)	(7)	(11)	
			第三	別表第三
		する。	ぐための措置を講ずるものとする。	Ľ
よる害を防	リその他の虫に	「置及びしろあい	合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防	合
に用いる場	トル以内の部分	地面から ーメー・	二 表中(1)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる場	=
	らるくぎをいう 。	上の品質を有す	NC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。	N
四 〇 及 び G	CIIII , GNF	FHII , GZ	定めるNIIA、NIIA、GINELIA、	定
二〇〇五 (くぎ) に		JIS A五五〇八	びGNC四〇は、それぞれJIS	7 Ň
GNF四O及		UZFIII , UZOIIII ,	この表において、N五〇、	—

を防ぐための措置を講ずるものとする。
場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害
ニ 表中(ふ)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる
等以上の品質を有するくぎをいう。
NF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同
JISA五五五二 一九八八(せつこうボード用くぎ)に定めるG
GNF三二、GNC三二、 GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれ
くぎ)に定めるN五〇又はこれと同等以上の品質を有するくぎを、
一 この表において、N五〇は、JISA五五〇八 一九七五(鉄丸)

				(_	=)				
限る。)	等以外に用いる場合に	のに限る。)(屋外壁	ミリメートル以上のも	- ドB種で厚さが十二	める構造用せつこうボ	こうボード製品)に定	01 100五(せつ	B種(JIS A六九	構造用せつこうボード
				(

別表第六	別表第五(一表略)	別表第四(表略)	れらと同等以上の品質を有するくぎをいう。	五五〇八 二〇〇五(くぎ	この表において、GNI	限る。)	等以外に用いる場合に	のに限る。)(屋外壁	ミリメートル以上のも	うボードで厚さが十二)に定める強化せっこ	(せつこうボード)	A 六九〇一 二〇〇五	限る。)又は強化せつ	等以外に用いる場合に	のに限る。)(屋外壁	ミリメートル以上のも	うボードで厚さが十二	製品)に定めるせつこ	〇五 (せつこうボー	S A六九〇一 一	
			するくぎをいう。	二〇〇五(くぎ)に定めるGNF四〇及びGNC四〇又はこ	G N F 四 O 及 び G N C 四 O は、 そ れ ぞ れ J I S A			21 壁	<u> の も </u>			ド製品	0五 一			21 壁	<u> の も </u>			<u>+</u> -		

別表第五	別表第四	別表第三
	(表	(表
	略)	略)

筋かいのうちー			
(六項までに掲げる		うちー	(-
項表一(二項から	()項に掲げる壁	号までに掲げる壁の	-)
令第四十六条第四	令第四十六条第四項表	第一第一号から第五令	
(は)	(3)	(L1)	
		界七	別表第七
_	壁又は筋かいのうち		
掛けに入れた軸組を除く。) に掲げる	掛けに入れた軸組を		
項(同表四項に掲げる筋かいをたすき	項(同表四項に掲げ		(三)
〕項まで若しくは 穴	壁又はに項から四項まで若しくは		
令第四十六条第四項表一 ()項に掲げる	令第四十六条第四百	第一第八号に掲げる壁	
		掲げる壁のうちー	
		を除く。)又は(二項に	
		項に掲げる壁(土塗壁	(]
		四十六条第四項表一()	_)
	ちー	二号に掲げる壁、令第	
第一第六号又は第七号に掲げる壁のう	第一第六号又は第一	第一第一号若しくは第	
◎筋かいのうちー	ら、泣項までに掲げる筋かいのうち		
第四項表一(」項に掲げる壁又は(二項か	第四項表一一項に提		(-
八号に掲げる壁若しくは令第四十六条	八号に掲げる壁若-	までに掲げる壁のうち	-)
第一第一号から第五号まで若しくは第	第一第一号から第一	第一第一号から第五号	
(3)	(7)	(11)	
		1	

	(I)) (I)) (3)	壁又は筋かいのうちー	(三) 項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)	第一第七号に掲げる壁 令第四十六条第四項表 ()項に掲げる	掲げる壁のうちー	を除く。)又は(二項に	「 項に掲げる壁(土塗壁)	四十六条第四項表一(一)		から穴項までに掲げる筋かいのうち	(-) (-) 第四項表一()項に掲げる壁又は()項) までに掲げる壁のうち 七号に掲げる壁若しくは令第四十六条	第一第一号から第四号 第一第一号から第四号まで若しくは第	((1))	
令第四十六条第四 (二項までに掲げ	(lt)	ら― (に掲げる)	げる筋かいをたすき	頃表一 一 可 に 掲げる					ハ号に掲げる壁のう	げる筋かいのうちー	掲げる壁又はに項	しくは令第四十六条	四号まで若しくは第	(3)	

(四)				(Ξ	Ξ)				(_)	
_	号に掲げる壁のうち第一第一号一号又は第二				のうちー	五号までに掲げる壁	第一第第一号から第	_	号に掲げる壁のうち	第一第一号又は第二
「項に掲げる壁(土)第四十六条第四項表	二号に掲げる壁又は令第一第一号一号若しくは第				ちー	号までに掲げる壁のう	第一第第一号から第五	土塗壁を除く。)	一一項に掲げる壁(令第四十六条第四項表
うち 	七号に掲げる壁の第一第六号又は第	ち_	掲げる筋かいのう	項から 穴項までに	六条第四項表一(二)	る壁又は令第四十	第一第八号に掲げ		る壁	第一第八号に掲げ

(四)					(Ξ	E)				(_)	
_	号に掲げる壁のうち	第一第一号又は第二				のうちー	四号までに掲げる壁	第一第第一号から第	_	号に掲げる壁のうち	第一第一号又は第二
 □項に掲げる壁(土 □のうち 	号に掲げる壁のうち	第一第一号若しくは第				ちー	四号までに掲げる壁 号までに掲げる壁のう	第一第第一号から第四	土塗壁を除く。)	号に掲げる壁のうち – ()項に掲げる壁(第一第一号又は第二(令第四十六条第四項表)
うち	六号に掲げる壁の	第一第五号又は第	のうちー	でに掲げる筋かい	(二項から) 六項ま	六条第四項表一	る壁又は令第四十	第一第七号に掲げ		る壁	第一第七号に掲げ

Soot 第四十六条第四項 第四十六条第四項 第四十六条第四項 第二号に掲げる壁、 第二号に掲げる壁、 壁のうち 第一第六号又は 第二号に掲げる 第一第八号に掲げる 「お屋壁 「お屋壁 「お屋壁 「は 「お屋壁 「「日」 「お屋壁 「「日」 「「日」 「「日」 「「日」 <th>いのうちー</th> <th></th> <th></th> <th></th>	いのうちー			
Sojot 第一号に掲げる壁、 空のうち 第一第六号ス 第一第六号ス 第一第六号スは 第一第六号スは 第一第六号スは 第一第六号スは 第一第六号スは 第一第六号スは 第一第八号に掲げる壁、 「おしくは 第一第八号に掲げる 「おし号に掲げる 「おし号」	\smile			
Sobs 第 1 <td< td=""><td>入れた軸組を除く</td><td></td><td></td><td></td></td<>	入れた軸組を除く			
のうち 第一第二号に掲げる壁、 空のうち 第一第六号 壁のうち 第一第六号 度のうち 第一第六号 近日に掲げる 第一第六号 げる壁 第一第八号に掲げる壁 第二第二号に掲げる 第一第八号に掲げる壁	いをたすき掛けに			
のうち 壁のうち (1) 空に掲 第一第六号又は 第一第六号又は 第一第六号又は 第一第六号又は 第一第八号に掲げる 「る壁 げる壁 バ号に掲げる 「「うち」 第一第八号に掲げる 第一第八号に掲げる	四項に掲げる筋か			
のうち 壁のうち (1) ワうち 第一第六号又は 第一第六号又は 第一第六号又は 第一第六号又は 第一第八号に掲げる 「る壁 げる壁 第一第八号に掲げる 「「る壁」 「「る壁」 第一第八号に掲げる	しくは、穴項(同表			
Sojs 壁のうち 第一第六号又は 第一第六号又は 第一第六号又は 第一第八号に掲げる 第一第八号に掲げる 「うち 第一第六号又は 第一第八号に掲げる 第一第八号に掲げる 第一第八号に掲げる	から四項までに若			
デに掲 第一第八号に掲げる 第一第六号又は 第一第八号に掲げる 第一第六号又は 第一第八号に掲げる 第一第六号又は 第一第八号に掲げる	る土塗壁又は(」項		壁のうちー	げる壁のうち
一号又 第一第六号又は 第一第六号又は 第一第八号に掲げる 第一第六号又は 第一第八号に掲げる 第一第八号に掲げる	項表一一項に掲げ		第七号に掲げる	は第二号に掲
(1) (1) (2) (1) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (1) (2) (令第四十六条第四	第	第一第六号又は	第一第一号又
	(IC)	(は)	(3)	(61)
項 第 一 第 八 号 に 掲 げ る 壁				別表第八
山 第 一 第 八 号 に 掲 掲 一				
項 第 一 第 八 号 に 掲 げ る 壁	いのうちー			
山 第 一 第 八 号 に 掲 げ る 壁				
山 第 一 第 八 号 に 掲 げ る 壁	入れた軸組を除く			
山 第 第 一 第 八 号 に 掲 げ る 壁	いをたすき掛けに		5	る壁のう
- _頃 は 第 一 第 八 号 に 掲 げる 壁	(凹項に掲げる筋か		項に掲げ	(五) 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
山 第一 第一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一 第 一	しくは (六項 (同表		壁を除く。	壁(土塗語
項 「 第 一 二 第 一 二 一 第 一 第 一 第 一 二 一 第 一 二 一 第 一 二 一 二 二 一 二 一 第 一 第 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 二 二 一 二 一 二 一 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	から四項までに若		に掲げる	表 (−) 項
第一第八号に掲げる壁	る土塗壁又は(二項		六条第四項	令第四十
第一第八号に掲げる壁	項表一一項に掲げ		掲げる 壁、	第二号に招
	令第四十六条第四	第八号に掲げる壁		第一第一日

いのうちー			
。)に掲げる筋か			
入れた軸組を除く			
いをたすき掛けに			
(四)項に掲げる筋か			
しくは、泣頃(同表			
から四項までに若			_
る土塗壁又は(」項		壁のうちー	げる壁のうち
項表一一項に掲げ	げる壁	第六号に掲げる	は第二号に掲
令第四十六条第四	第一第七号に掲	第一第五号又は	第一第一号又
(IZ)	(は)	(3)	(61)
			別表第七
のうちー			
)に掲げる筋かい			
れた軸組を除く。			
をたすき掛けに入			
項に掲げる筋かい		5-	る壁のうち
穴項 (同表(四))又は 二項に 掲げ	(五)) 又は(二)
までに若しくは		壁(土塗壁を除く。	壁(土涂
(二項から(四)項		表一一項に掲げる	表 (-)
げる土塗壁又は		令第四十六条第四項	令第四十
項表一一項に掲		第二号に掲げる壁、	第二号に
令第四十六条第四	第一第七号に掲げる壁	第一第一号若しくは 第一	第一第一

国土交通省告示第六百十六号
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第十三条の二第三号ロ及び第四号ロの国土交通
大臣の指定する基準を定める告示を廃止する。
平成十九年五月十八日
国土交通大臣冬柴、鐵三
建築基準法施行令第十三条の二第三号ロ及び第四号ロの国土交通大臣の指定する基準を定める件を廃
止する件
昭和五十九年建設省告示第八百三十四号を廃止する。

昭和六十二年建設省告示第千八百九十九号改正案新旧対照条文				(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現	行	告	示
木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安	木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安	建築物又は建築物	の構造部分	が構造耐力上安
全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件	全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件	るための構造計算	中の基準を定	どのる件
建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第二項第一号八及び第三	建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第二項第一号八及び第三	え という。) 第	和十六条第	二項第一号八及び第三
頃、第四十八条第一項第二号ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若	項、第四十八条第一項第二号+	にだし書並びに第	ホ六十九条の	八条第一項第二号ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若
しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確か	しくは鉄骨造の建築物又は建築	柴物の構造部分が	が構造耐力ト	造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確か
めるための構造計算の基準は、次のとおりとする。	めるための構造計算の基準は、次のとおりとする。	次のとおりとす	9 0 °	
一令第八十二条各号に定めるところによること。	一 令第三章第八節第二款1	こ規定する荷重な	及び外力によ	三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって建築物の構造耐力
	上主要な部分に生ずる力を計算すること。	を計算すること。	Ι	
(削る。)	前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を令	な部分の断面に生	土ずる長期及	(び短期の各応力度を令
	第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。	拘げる式によって	て計算するこ	٩
(削る。)	三第一号の構造耐力上主要	安な部分ごとに、	前号の規定	号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期
	及び短期の各応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に	てれぞれ令第三音	卓第八節第三	款の規定による長期に
	生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめ	る力に対する各族	品容応力度を	超えないことを確かめ
	STI S			
二 令第八十二条の二に定めるところによること。ただし、令第八十八条第一	四 建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力(以下	いて、令第八十八	八条第一項に	!規定する地震力 (以下
項に規定する標準せん断係数を〇・三以上とした地震力によつて構造耐力上	この号において「地震力」という。)によって各階に生ずる水平方向の層間	という。) に	6って各階に	!生ずる水平方向の層間
主要な部分に生ずる力を計算して令第八十二条第一号から第三号までに規定	変位の当該各階の高さに対	対する割合が二百	ロ分の一(地	当該各階の高さに対する割合が二百分の一(地震力による構造耐力上
する構造計算を行つて安全性が確かめられた場合にあつては、この限りでな	主要な部分の変形によって	こ建築物の部分に	に著しい損傷	部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない
f)	場合にあっては、百二十分の一)以内であることを確かめること。	カの一) 以内でち	のることを確	かめること。
(削る。)	五 令第八十二条第四号に定	にめる場合におい	いては、構造	八十二条第四号に定める場合においては、構造耐力上主要な部分であ
	る構造部材の変形又は振動	町によって建築物	初の使用上の	部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起こらないこと

0	メートル以下のものの構造計算の基準は、次のとおりとする。
第二 令第百四十四条第一号ロに規定する構造計算の基準は、次のとおりとする	第三 令第百四十四条第一項第一号八(1)に規定する遊戯施設のうち高さが六十
	のとする。
	場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるも
	二号八、第三号ロ及び第八号を除く。)に掲げる基準によることとする。この
	超えるものの構造計算の基準は、平成十二年建設省告示第千四百六十一号(第
	第二 令第百四十四条第一号ロに規定する遊戯施設のうち高さが六十メートルを
一~六 (略)	────────────────────────────────────
によるほか、次に掲げる基準に適合したものとする。	の規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとする。
筋コンクリート造以外の構造で、令第三十六条の二から第三十九条までの規定	又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第三十六条の三から第三十九条まで
る構造耐力上安全な構造方法は、組積造、補強コンクリートブロック造又は無	規定する構造耐力上安全な構造方法は、組積造、補強コンクリートブロック造
第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百四十四条第一号イに規定す	第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百四十四条第一項第一号イに
に定める。	できる構造方法を次のように定める。
法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を次のよう	戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することが
法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証	の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊
並びに第百四十四条第七号の規定に基づき、遊戯施設の構造耐力上安全な構造方	二号及び第二項並びに同令第百四十四条第一項第六号の規定に基づき、遊戯施設
及びロ、同条第二号において準用する第百二十九条の四第一項第二号及び第二項	一号イから八まで、同条第二項において準用する同令第百二十九条の四第一項第
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百四十四条第一号イ	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百四十四条第一項第
の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件	の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件
検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設	検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設
遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度	遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度
現 行 告 示	改 正 案
 (傍線部分は改正部分) 	平成十二年建設省告示第千四百十九号改正案新旧対照条文

二 今第百四十四条第二号において準用する第百二十九条の四第二項第二号に し、八に定める数値とする。 第五 令第百四十四条第七号に規定する当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保す ることができる構造方法は、次のとおりとする。	 二 令第百四十四条第二項において準用する第百二十九条の四第二項第二号に 規定する 2 の数値は、非常止め装置が設けられたもので、かつ、その非常 しめ装置の作動による衝撃が主索又は鎖にかかる力を増す方向に働くものに あっては固定荷重と積載荷重による力にその衝撃を加えた数値を固定荷重と 積載荷重の和で除した値とし、その他のものにあっては一・Oとする。 三 イに掲げる主索及びその端部についての令第百四十四条第二項において準 用する第百二十九条の四第二項第三号に規定する常時及び安全装置作動時の 設置時及び使用時の安全率(以下「安全率」という。)は、ロに定める数値 とし、令第百四十四条第二項において準用する第百二十九条の四第二項第四 号に規定する設置時及び使用時の限界安全率(以下「限界安全率」という。)は、ハに定める数値とする。 第六 令第百四十四条第一項第六号に規定する当該遊戯施設の周囲の人の安全を 確保することができる構造方法は、次のとおりとする。 「~六 (略) 「~六 (略) 「~六 (略) 「~六 (略) 「~六 (略) 「~六 (略)
	1~六 (略) 1~六 (略)

六号改正案新旧	: -
改 正 案	現 行 告 示
る技術的基準を定める件築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関す建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建	る技術的基準を定める件築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関す建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建
る。る。	る。 る。
「いうちてん」に、ちくこくは近日に回転である。『と見ている記述すれて見た。 第一 建築基準法(以下「法」という。)第三十七条の建築物の基礎、主要構造	「Philophy Andra Solution Contraction Con
~二十 (略)	~二十 (略) ~二十 (略)
二十二 軽量気泡コンクリートパネル	
第二 (略)	第二 (略)
一~六 (略) 第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。	~ 六 (略)第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。
すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資	すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。 2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資
術的生産条件が、日本工業規格Q九〇〇一(品質マネジメントシステム)要()製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技	術的生産条件が、日本工業規格Z九九〇二(品質システム)製造、据付け及一(製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技

別表第一(法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格) 料 号に掲げ る建築材 第一第一 (1) (略) $\widehat{\boldsymbol{u}}$ 四、 JIS E | | 〇 | (普通レール及び分岐器類用特殊レー 三三五三 (一般構造用溶接軽量 H 形鋼) (九九〇、 JIS 、JIS(G三三五〇 (一般構造用軽量形鋼) (九八七、 J 五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八 **IS G三一〇六 (溶接構造用圧延鋼材) 一九九九、JIS** ル) 二〇〇一、JIS E一一〇三(軽レール) 一九九三 四六六(一般構造用角形鋼管) G 三四四四 (一般構造用炭素鋼管) 一九九四、JIS G 三 **IS G三三五二(デッキプレート) 二〇〇三、JIS G** 板及び鋼帯) 一九九八、JIS G三三二二(塗装溶融五十 GIIII〇一(炭素鋼鍛鋼品) 一九八八、JIS GIIII〇二 S G三一三八(建築構造用圧延棒鋼) 一九九六、JIS JIS G三一三六(建築構造用圧延鋼材) 一九九四、JT 、JIS(G三一〇一(一般構造用圧延鋼材)(一九九五、J 日本工業規格(以下「JIS」という。)A五五二五(鋼管ぐ |二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九四、JIS (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八、JIS G三三 G三一一四(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) 一九九三、 G三三二1(溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼 |九九四、JIS A五五二六(H形鋼ぐい) |九九 (3) 一九八八、JIS G三四七 別表第一(法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格) 二・三 (略) 第一第 る建築材 号に掲げ 料 (11) S $\widehat{\mathbf{n}}$ 、JIS G三一〇一(一般構造用圧延鋼材) 一九九五、J GIIIIOII(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八、JI S G三一三八(建築構造用圧延棒鋼) 一九九六、JⅠS ル) 二〇〇一、JIS E一一〇三(軽レール) 一九九三 四、 J I S E | | 〇 | (普通レール及び分岐器類用特殊レー IS(G三四六六(一般構造用角形鋼管)(一九八八、JIS 九八七、JIS G三三五二(デッキプレート) 二〇〇三、 装溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯) 金めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八、JIS G||||||||(塗 四、JIS G三三二一(溶融五十五%アルミニウム 亜鉛合 JIS G三一三六 (建築構造用圧延鋼材) 一九九四、JI **IS G三一〇六 (溶接構造用圧延鋼材) 一九九九、JIS** 日本工業規格(以下「JIS」という。)A五五二五(鋼管ぐ JIS G三三五三(一般構造用溶接軽量H形鋼) 一九九〇 JIS G三四四四(一般構造用炭素鋼管) 一九九四、J G三四七五 (建築構造用炭素鋼管) G三一一四(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) 一九九三、 一九九八、JIS(G三三五〇(一般構造用軽量形鋼)(GⅢ三||二|(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) − 九九 一九九四、JIS A五五二六(H形鋼ぐい) 一九九 (3) 一九九六、JIS G

2

求事項) 二〇〇〇の規定に適合していること。

こと。

び付帯サ

ビスにおける品質保証モデル)

一九九八の規定に適合している

(略)	(略)	(略)	(略) (略)	(略)
測定方法等	品質基準	の 区 袋 材 料	品質基準測定方法等	の 区 築 材 料
(は)	(3)	(61)	(ろ) (は)	(11)
3測定方法等)	品質基準又はその測定方法等)	別表第二(品	別表第二(品質基準又はその測定方法等)	別表第二(品
				築材料
				掲げる建
			t	十二号に
			JIS A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル) 一九九	第一第二
				築材料
			三一三七 (細径異形PC鋼棒) (九九四	掲げる建
			、JIS G三一〇九(PC鋼棒) 一九九四又はJIS G	十 一 号 に
			JIS G三五三六(PC鋼線及びPC鋼より線) 一九九九	第一第二
(略)		(略)	(略)	(略)
			構造用遠心力鋳鋼管)(九九一)	
			及び低合金鋳鋼品) 一九九一又はJIS G五二〇一(溶接	
			鋼品) 九九一、JIS G五一一一(構造用高張力炭素鋼	
			素鋼鋳鋼品)(一九九一、JIS(G五一〇二(溶接構造用鋳)	
(力鋳鋼管) 一九九一	接構造用遠心力鋳鋼管)		構造用ステンレス鋼材) 二〇〇〇、JIS G五一〇一(炭	
「鋳鋼品) 一九九一又はJIS G五二〇一(溶	(溶接構造用鋳鋼品)		械構造用合金鋼鋼材) 二〇〇三、JIS G四三二一(建築	
G五一〇一(炭素鋼鋳鋼品) 一九九一、JIS G五一〇二	GHIOI (機械構造用炭素鋼鋼材)(一九七九、JIS(G四〇五三(機	
四三二一(建築構造用ステンレス鋼材) 二〇〇〇、JIS	四三二(建		五(建築構造用炭素鋼管)(一九九六、JIS(G四〇五一(

	四	こ 四		糸 て 材 方 は 料 向 、 に 七 四	よ 糸 て 材 こ 方 は 料 糸 向 ` に 七 四	の よ ぶ 方 は に の よ 、 方 に 、 方 に 、 、 向 、 に 、 、 、 の 、 、 、 、 の 、 、 、 、 の 、 、 、 、 の 、 、 、 、 、 、 、 の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	- のようた材 プリシンテム に張糸向、に ロイ の て材料 に 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 に の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 、 の 、 の 、 、 の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 ろ の 、 の 、	伸 - のよ糸 て 材	準 伸 - の よ 糸 て 材 値 び プ 引 こ 方 は 料 が 率 に 張 糸 向 、 に ロ イ リ	ら準伸」のよ糸て材 れ値ジプ引こ方は料 てが率に張糸向、に ロイ り、 (2) (1) () (略				
	(略)		略) (幹)	略 () (译)	(略略) (略) (略)	 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 	 い、かつ、コーティング材に四ふつ化 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 	 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (○) (□) (□)	ルオロアルキルビニルエーテル共重合樹 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	(略) (略) (略) (略) (略) (四) (四) <td< td=""><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) ((略) ((</td><td>(略) (略) (略) (略) (() () () () () () () () () () () () (</td><td>向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (のの) (のの)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (の) 温度摂氏六十度(基布にガラス繊維を) 用い、かつ、コーティング材に四ふつ化 エチレン樹脂、四ふつ化エチレンパーフ ルキルビニルエーテル共重合樹 脂を用いる場合にあつて の一以上の荷重で六時間の載荷を行</td></td<>	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) ((略) (((略) (略) (略) (略) (() () () () () () () () () () () () (向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (のの) (のの)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (の) 温度摂氏六十度(基布にガラス繊維を) 用い、かつ、コーティング材に四ふつ化 エチレン樹脂、四ふつ化エチレンパーフ ルキルビニルエーテル共重合樹 脂を用いる場合にあつて の一以上の荷重で六時間の載荷を行
<u> </u>														
(略) 六	七膜材料に		あつては、	たて糸方向	及びよこ糸 あつては、	方向の引張 あつては、	クリー プに あつては、	よった た あって た う 方 及 た あっ た う 方 応 が か た て が か し う う し う し う む か う む む う う い い う む む む む む む む む む む む む	の よ ク 方 及 た あ	定 の よ ク 方 及 た あ の よ リ 向 び か あ り の よ て が が 率 に 張 糸 て	い 定 の よ ク 方 及 た あ る 基 伸 プ ら な ちつて と。て が 率 に 張 糸 向	い 定 の よ ク 方 及 た あ る め 基 リ 向 び 余 あ こ ら 値 ぴ の よ 方 と れ が 率 に 張 糸 向 、	い 定 の よ ク 方 及 た あ る あ リ 向 び 糸 つ こ れ 値 び 糸 方 と れ が 率 に 張 糸 向	い 定 の よ ク 方 及 た あ る め 基 リ 向 び 糸 つ こ が 準 げ 引 こ 方 と れ が 率 に 張 糸 向

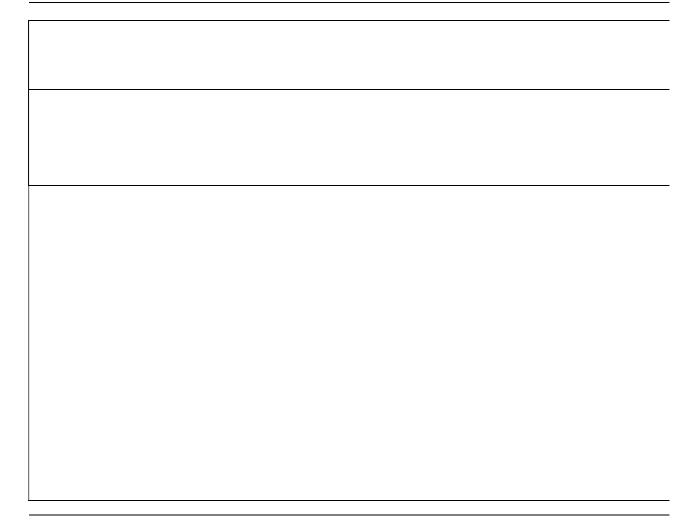
			築 材 げ る 建	十 算 一 - 号 算	第 (略)		
と れ 値 ヨン てい 定め 基準	ラクセーシ	引 張 る荷 張 荷 重 、 1 引	伸びに対す		一耐力又は	(<i>ト</i> 略 二 -	<u>\</u>
	- ションを測定できる方法によること。 、引張強さ又は引張荷重、伸び及びリラクセ	又は ・ニパーセント永久伸びに対する荷重る方法によるか又はこれらと同等以上に耐力三七(細径異形PC鋼棒) 一九九四に定め	C鋼棒) 一九九四若しくはJIS G三一 り線) 一九九九、JIS G三一〇九(P)		一 引張試験方去及び各持生直の算定方去は、(略)		八・二 (略)
					(略)		
					(略)	(略)	\
							ハ・ニ(略)

	含有量の基
	化学成分の
	必要とする
光分析方法) 一九九四	保する上で
(9) JIS G一二五七(鉄及び鋼 原子吸	の性能を確
線分析方法) 一九九七	ほか、固有
(8) JIS G一二五六 (鉄及び鋼 蛍光X)	化学成分の
ク放電発光分光分析方法)(一九九五	これらの
(7) JIS G一二五三 (鉄及び鋼 スパー	م ح
方法) 一九九七	れているこ
(6) JIS G一二一九 (鉄及び鋼 銅定量	値が定めら
量方法) 一九九四	有量の基準
(5) JIS G一二一五 (鉄及び鋼 硫黄定	学成分の含
量方法) 一九九八	び Cu の化
(4) JIS G一二一四 (鉄及び鋼 りん定	、 P、 S及
ガン定量方法) ー九八一	
 JIS G 二 三 (鉄及び鋼中のマン 	
定量方法) 一九九七	こついてこ
 JIS G _ _ (鉄及び鋼 けい素) 	式する 素線
量方法) 一九九五	これらを構
(1) JIS G (鉄及び鋼 炭素定	の場合は、
分析方法のいずれかによること。	は鋼より線
ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び	単一鋼線又
10251	基準値が、
は、JIS G〇三〇三(鋼材の検査通則)	の含有量の
イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法	の化学成分
ک	S 及び Cu
に化学成分の含有量を測定できる方法によるこ	合は、P、
二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上	二棒鋼の場

した値を単位質量とすること。 した値を単位質量とすること。	
(1) 断面積に対して、密度を乗じて求める	
によること。	
ハ 単位質量の測定は、次のいずれかの方法	
り算定すること。	
より線にあっては、更に素線の断面積)よ	ること。
ロ断面積はイで測定した形状及び寸法(鋼	められてい
円の最大径と最小径を測定すること。	質量) が定
(2) 鋼より線の測定は、任意の箇所の外接	に加え単位
測定すること。	てはこれら
所の同一断面における最大径と最小径を	り線にあっ
(1) 棒鋼及び単一鋼線の測定は、任意の箇	線又は鋼よ
よること。	値 (単一鋼
イ 形状及び寸法の測定は次に掲げる方法に	面積の基準
単位質量を測定できる方法によること。	及び公称断
以上に緊張材の形状、寸法、公称断面積及び	形状、寸法
三次に掲げる方法によるか又はこれらと同等	三緊張材の

									築材料	掲げる建	+ 二 号 に	第一第二						
の基準値が	び寸法精度	状、寸法及	二 各部の形	°	ていること	が定められ	の使用材料	錆材その他	補強材、防	トの原料、	コンクリー	一 軽量気泡	ک	物がないこ	錆及び付着	け、割れ、	上有害な欠	四構造耐力
(3欄の基準値を測定できる方法によること)) 一九九七によるか又はこれと同等以上に	A五四一六 (軽量気泡コンクリートパネル	二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、 JIS															四目視によって行うこと。

ないこと。	他の欠陥が	、反りその	むら、欠け	裂、気泡の	上有害な亀	六 構造耐力	ی <u>د را</u>	られている	準値が定め	たわみの基	えたときの	下限値を加	割れ荷重の	五曲げひび	°	ていること	が定められ	率の基準値	四乾燥収縮	STIP.	められてい	基準値が定	及び密度の	三 圧縮強度
						六 目視によって行うこと。					を測定できる方法によること。	によるか又はこれと同等以上に う欄の基準値	トパネル) 一九九七の曲げ強さの試験方法	五 リエ ら ヘ 五 四 一 六 (軽 量 気 泡 コ ン ク リ ー		値を測定できる方法によること。	法によるか又はこれと同等以上に (3)欄の基準	トパネル) 一九九七の乾燥収縮率の試験方	四 JIS A五四一六(軽量気泡コンクリー		の基準値を測定できる方法によること。	試験方法によるか又はこれと同等以上に (3)欄	トパネル) 一九九七の圧縮強度及び密度の	三 JIS A五四一六(軽量気泡コンクリー



(()	(3)	(は)	(()	(3)	(は)
建築材料			建築材料	安正亮	
の区分	村省項目	枝望了这	の区分	椅置項目	枝重方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第一第二	別表第二 (3)	一別表第二は欄に規定する測定方法等によっ			
十 一 号 に	欄に規定する	て行う。ただし、組成の検査は、資材の受け			
掲げる建	品質基準のす	入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試			
築材料	べて	験証明書等の書類によって行ってもよい。			
第一第二	別表第二 (3)	別表第二は欄に規定する測定方法等によっ			
十二号に	欄に規定する	て行う。			
掲げる建	品質基準のす				
築材料	べて				

平成十二年建設省告示第千四百四十九号改正案新旧対照条文	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現 行 告 示
煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並	煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁
びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める	並びに乗用エレベーター 又はエスカレーターの構造耐力上の安全性
件	を確かめるための構造計算の基準を定める件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十九条第一項第四	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十九条第三項(
号イ(同令第百四十条第二項、第百四十一条第二項及び第百四十三条第二項におい	同令第百四十条、第百四十一条第二項、第百四十二条及び第百四十三条において
て準用する場合を含む。)及び第百四十二条第一項第五号の規定に基づき、煙突、	準用する場合を含む。)の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広
鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベータ	告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造
ー又はエスカレーターの安全性を確かめるための構造計算の基準を第一から第三ま	耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。
でに定め、同令第百三十九条第一項第三号(同令第百四十条第二項、第百四十一条	
第二項及び第百四十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、	
高さが六十メートルを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水	
槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を第四に定める。	
第一 建築基準法施行令(以下「令」という。) 第百三十八条第一項に規定する工	第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第百三十八条第一項第一号及び
作物のうち同項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等(第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等の構造計算の基準は、次の
以下「煙突等」という。)の構造計算の基準は、次のとおりとする。	とおりとする。
煙突等の風圧力に関する構造計算は、次に定めるところによること。	煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等(以下「煙突等」という。)の風圧力
	に関する構造計算は、次に定めるところによること。
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
二 煙突等の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。ただし	二 煙突等の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。
、煙突等の規模又は構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力	

G 広告塔等の固定荷重によって生ずる力 G 工作物等の固定荷重によって生ずる力	力、曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとする。	この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力(軸方向 この表において、G、P、	略 略 略 略	する状態 おける場合 する状態	種類 について想定 場合 より 特定 行政 庁が 指定 する 多雪区 域に 種類 種類 について 想定 場合	力の 荷重及び外力 一般の 令第八十六条第二項ただし書の規定に カの 荷重及び外力 一般の	式によっ	一広告塔等の構造上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる式によ	とする。	エスカレーター(以下「広告塔等」という。)の構造計算の基準は、次のとおり	る広告塔又は高架水槽等並びに同条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又は 塔又は高架水槽等及び乗用エレ	第二 令第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げ 第二 令第百三十八条第一項第三	(式略) (式略)	、当該荷重とすることができる。	づき振動特性を考慮し、実	じて計算するものとする。	等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗 、煙突等の地下部分の固定	とを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、煙突 ることを確かめること。こ	部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることもお分から伝えられる地震	ロ 煙突等の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上 ロ 煙突等の地下部分は、地	イ (略) イ (略)	りでない。
工作物等の固定荷重によって生ずる力	曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとする。	こ、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力(軸方		における場合	想定 場合 よって特定行政庁が指定する多雪区域	外力 一般の 令第八十六条第二項ただし書の規定に		工作物等の構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる)の構造計算の基準は、次のとおりとする。	塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーター(以下「工作物等	第二 令第百三十八条第一項第三号及び第四号並びに第二項第一号に掲げる広告		ることができる。	考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては	震度を乗じて計算するものとする。ただし、煙突等の規模や構造形式に基	、煙突等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平	ることを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は	上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であ	部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地		

	の構造計算の基	第四 煙突等及び広告塔等のうち高さが六十メートルを超えるものの構造計算の基
		通大臣が認める擁壁
までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁	があると国土交	及び第七条から第十条までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交
四 宅地造成等規制法施行令第十五条の規定に基づき、同令第六条から第十条	条第一項第二号	四 宅地造成等規制法施行令第十四条の規定に基づき、同令第六条第一項第二号
二・三(略)		二・三 (略)
擁壁		ける擁壁
宅地造成等規制法施行令第五条第一項各号の一に該当するがけ面に設ける	するがけ面に設	一宅地造成等規制法施行令第六条第一項各号のいずれかに該当するがけ面に設
		の他の特別な研究による場合にあっては、この限りでない。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。	場合又は実験そ	に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は実験そ
等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第七条に定めるとおりとする。	十六号)第七条	造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第七条
第三 令第百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成	掲げる擁壁の構	第三 令第百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁の構
三 工作物等の地下部分については、第一第二号ロの基準を準用する。	する。	三 広告塔等の地下部分については、第一第二号ロの基準を準用する。
対し、構造耐力上安全であることを確かめること。		造耐力上安全であることを確かめること。
二 前号の規定によって計算した構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力に	る力に対し、構	二 前号の規定により計算した構造上主要な部分の各部分に生ずる力に対し、
(式略)		(式略)
できる場合においては、当該荷重とすることができる。)		場合においては、当該荷重とすることができる。)
や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算	口算できる	造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる
によって計算した数値とするものとする。ただし、工作物等の規模	の規模や構	よって計算した数値とするものとする。ただし、広告塔等の規模や構
K 地震力によって生ずる力(この場合において、地震力は、次の式	次の式に	K 地震力によって生ずる力(この場合において、地震力は、
読み替えるものとする。)		高さ」と読み替えるものとする。)
いて、「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「工作物等の高さ」と	ニ面からの	て、「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「広告塔等の地盤面からの
W 令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力(この場合にお)	場合におい	₩ 令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力 (この場合におい
S 令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力		S 令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力
P 工作物等の積載荷重によって生ずる力		P 広告塔等の積載荷重によって生ずる力

平成十二年建設省告示第千四百五十九号改正案新旧対照条文	(傍線部分は改正部分)
改 定 案	現行
建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合	建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合
及びその確認方法を定める件	及びその確認方法を定める件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条第四号の規	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条第四号の規
定に基づき、建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合	定に基づき、建築物の使用上の支障が起こらないことを確かめる必要がある場合
及びその確認方法を次のように定める。	及びその確認方法を次のように定める。
第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という	第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という
。)第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起こらないことを検	。)第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起こらないことを検

第一

平成十-
年建設省告
示第千四百五
五十九号改正
案新旧対照条文

鉄筋コンクリート造		鉄骨造	木造		に応じて次の表に掲げる条件式を満.。)第八十二条第四号に規定することが必要な場合は、次の表.証することが必要な場合は、次の表.単一 建築基準法施行令(昭和二十五4人びその確認方法を次のように定める。
(略)	はり	。以下同じ。)	(略)	建築物の部分	に応じて次の表に掲げる条件式を満たす場合以外の場合とする。証することが必要な場合は、次の表に掲げる建築物の部分であって、当該部分。) 第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起こらないことを検一 建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」というびその確認方法を次のように定める。
(略)	$\frac{D}{l} > \frac{1}{15}$	$\frac{t}{l_x} > \frac{1}{25}$	(略)	条件式	て、当該部会
鉄筋コンクリート造		鉄骨造	木造		たす場合以外の場合とする。 。)第八十二条第四号に規定する建築 、)第八十二条第四号に規定する建築 をすることが必要な場合は、建築物
(略)		は り	(建築物の部分	たす場合以外の場合とする。
(略)		$\frac{D}{l} > \frac{1}{15}$	(略)	条件式	る条件式を満

変形増大係数	構造の 形式		修 数	変形増大係数	形式	構造の形式
てきる。	た場合にあっては、当該数値を用いることができる。	た場合にあっては		ができる。	た場合にあっては、当該数値を用いることができる。	た場合にあっては、
下であることを確認すること。ただし、変形増大係数を載荷実験により求め	『認すること。ただし、変形増	下であることを確	夫験により求め	(形増大係数を載荷定	下であることを確認すること。ただし、変形増大係数を載荷実験により求め	下であることを確認す
う。)を乗じ、更に当該部材の有効長さで除して得た値が二百五十分の一以	こ当該部材の有効長さで除し	う。)を乗じ、更	五十分の一以	除して得た値が二百)を乗じ、更に当該部材の有効長さで除して得た値が二百五十分の一以	う。)を乗じ、更に
間の荷重により変形が増大することの調整係数(以下「変形増大係数」とい	Q形が増大することの 調整係数	間の荷重により変	「古大係数」とい	「孫数(以下「変形増	間の荷重により変形が増大することの調整係数(以下「変形増大係数」とい	間の荷重により変形が
前号で求めたたわみの最大値に、構造の形式に応じて次の表に掲げる長期	にわみの最大値に、 構造の形式	二 前号で求めたた	衣に掲げる長期	形式に応じて次の書	みの最大値に、構造の	二 前号で求めたたわみの最大値に、構造の形式に応じて次の表に掲げる長期
		一 (略)				(略)
	へのとおりとする。	確認する方法は、次のとおりとする。			とおりとする。	確認する方法は、次のとおりとする。
令第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起こらないことを	名四号に規定する建築物の使用	第二 令第八十二条笔	こらないことを	使用上の支障が起こ	令第八十二条第四号に規定する建築物の使用上の支障が起こらないことを	第二 令第八十二条第四日
	の有効長さ (単位 ミリメートル)	<i>l</i> はりの有効長			はりの有効長さ (単位 ミリメートル)	1 はりの有効長さ()
	はりのせい (単位(ミリメートル)	D はりのせい (#			ミリメートル)	D はりのせい (単位 ミリメートル)
				位 ミリメートル)	トパネルにあっては、支点間距離) (単位 ミリメートル)	ートパネルにあっては
- トル)	の短辺方向の有効長さ (単位) ミリメートル)	な 床版の短辺方	泡コンクリ	レート版又は軽量気	床版の短辺方向の有効長さ(デッキプレート版又は軽量気泡コンクリ	な床版の短辺方向の
	の厚さ(単位 ミリメートル)	t 床版の厚さ(※			ミリメートル)	t 床版の厚さ(単位 ミリメートル)
		する。				する。
D及び kは、それぞれ次の数値を表すものと	t l	この表において、	こ表すものと	1、D及び L、D及び Lは、それぞれ次の数値を表すものと		この表において、t、
			$\frac{t}{\frac{t}{1}} > \frac{1}{\frac{1}{25}}$		床版	造 トパネルを用いた構
			$\frac{D}{l} > \frac{1}{10}$		はり	アルミニウム合金造
$\frac{D}{l} > \frac{1}{12}$	り リ	ト造 サクリー	$\frac{D}{l} > \frac{1}{12}$		はり	ト造

四		鉄骨鉄筋コンクリート造
(略)	(略)	金角ニングリート途
(略)	(略)	失伤コノフノト~雪
_		鉄骨造
(略)		木造

平成十二年建設省告示第千四百六十一号改正案新旧対照条文	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現 行 告 示
超高層建築部物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の	超高層建築部物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の
基準を定める件	基準を定める件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条第一項第四	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条の二の規定
号の規定に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計	に基づき、超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準
算の基準を次のように定める。	を次のように定める。
一 (略)	一 (略)
二 建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行う	二 建築物に作用する積雪荷重について次に定める方法による構造計算を行う
ىدىت	こと。この場合において、融雪装置その他積雪荷重を軽減するための措置を
	講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減することができるもの
	とする。
イイハ (略)	イーハ(略)
二 イから八までに規定する構造計算は、融雪装置その他積雪荷重を軽減す	
るための措置を講じた場合には、その効果を考慮して積雪荷重を低減して	
行うことができる。この場合において、その出入口又はその他の見やすい	
場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示すること。	
三(略)	三(略)
四の建築物に作用する地震力について次に定める方法による構造計算を行うこ	四 建築物に作用する地震力について次に定める方法による構造計算を行うこ
と。ただし、地震の作用による建築物への影響が暴風、積雪その他の地震以	と。この場合において、建築物の規模及び形態に応じた上下方向の地震動、
外の荷重及び外力の作用による影響に比べ小さいことが確かめられた場合に	当該地震に直交する方向の水平動、地震動の位相差及び鉛直方向の荷重に対
あっては、この限りでない。この場合において、建築物の規模及び形態に応	する水平方句の変形の影響等を適切こ考慮すること。

	値及び要素相互の接合の実況に応じた力及び変形の釣合いに基づく構造(2) 当該部分を構成するそれぞれの要素の剛性、靱性その他の力学特性(1) 当該部分及びその周囲の接合の実況に応じた加力試験こと。
	 ロ イの力学特性値を確かめる方法は、次のいずれかに定めるところによる
	響する力学特性値が明らかであること。部分)について、当該部分の耐力及び靱性その他の建築物の構造特性に影
	造方法とした部分(当該部分が複数存在する場合にあっては、それぞれの
	イ 建築物のうち令第三章第三節から第七節の二までの規定に該当しない構
	。一九 前各号の構造計算が、次に掲げる基準に適合していることを確かめること
五	五~八(略)
	地震力によって建築物が倒壊、崩壊等しないことを確かめたものである
	(3) イに規定する極めて稀に発生する地震動と同等以上の効力を有する
	によって建築物が損傷しないことを確かめたものであること。
	(2) イに規定する稀に発生する地震動と同等以上の効力を有する地震力
	(1) 地震が応答の性状に与える影響が小さいものであること。
	ては、適用しない。
	二 イから八までの規定は、建築物が次に掲げる基準に該当する場合にあっ
1	イイハ(略)
	0
	1.11
	じた上下方向の地震動、当該地震に直交する方向の水平動、地震動の位相差

1~ハ (略)

,八(略)

されていること。
対
、
構造計算を行うに当たり、
構造耐力に影響する材料の品質が適切に考慮
計算

	レ ス テ 迎		炭素鋼			一 一 度条 // 値 並、建 一 ど 鋼 30 第 築 材 材 九 基 す 材 材 長 る。 等 鋼 十
	鋼 構 材 造 用		鋼 構 材 造 用		鋼材等の	る 等 等 鋼 十 準 克 し で の の 材 六 法 び 音 下 の の 材 六 法 び 音 で の の 材 六 法 び 音 で の の の 材 六 法 び 音 で の の の 材 六 法 び る で う の の た 、 法 び る で う つ で う で う で う で う で う で う で う で う で う で う で う で う で う で う で う で う つ で う で う で う つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ
<u>> א ה א א</u> ש וואסשוואס א	<u> </u>	(略)	S D P P P T T G	(略)	鋼材等の種類及び品質	このの「おおい」」では、「おい」、「、「、「、「、」、「、「、「、」、「、「、「、」、「、「、「、」、「、「、「、」、「、「、「、」、「、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、い」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、」、「、「、」、「、「、」、「、」、「、「、」、「、」、「、「、」、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、「、」、「、」、「、」、「、「、」、「、」、「、」、「、」、「、、」、「、、、、、、
		(略)	メートル以下のもの 鋼材の厚さが四十ミリ	(略)	トルにつきニュートン)	ほ に 溶 九 と を か 、 定 接 十 を 。 、 め 部 、 を こ 、 た 、 を 、 た 、 を 、 た 、 を 、 た 、 を 、 、 の の 、 の 、 の 、 の の の の の 、 の 、 の 、 の の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の の の の の の の の の の の の の
三五	二 三 五	(略)		(略)	-ン)	次 る 。 許 の 許 の 先 、 め る の 、 め る の 許 第 九 十 二 数 力 二
	レ ス ス テ 鋼 ン		炭素鋼			第 一度条 値 一度条 4 4 4 4 4 4 4 5 5 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	鋼 樹 造 用		鋼 構 材 造 用		鋼材等の	9 材 材 に 九 基 的 る 等 鋼 十 準 み の の 材 六 法 及 許 許 等 条 施 び 容 容 及 及 行 溶 現
NDNIIのEZI	<u> </u>	(略)	S D P T	(略)	鋼材等の種類及び品質	四日の 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「
		(略)	- トル以下のもの 鋼材の厚さが四十ミリメ	(略)	トルにつきニュートン) 基準強度(単位 一平方	 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
三五	二 三 五	(略)		(略)	- 平方ミリメー	め 部 系 、 め る の 第 代 の 、 名 件 の 、 る 代 の 、 名 件 の 、 名 、 日 、 の の 、 第 代 内 の 、 名 、 の の 、 名 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の 、 の の 、 の 、 の 、 の の 、 の の 、 の の の の 、 の

) MEO	一九九九に定めるSM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇	一九九九に定めるSME	用圧延鋼材))NEDO	用圧延鋼材) 一九九九に定めるSM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇	一九九九に定めるSM	用圧延鋼材)
〕 接 構 造	五二〇B及びSM五二〇Cは、JIS G三一〇六(溶接構造	〇 B 及 び S M 五 〇 C t	Y B、 S M 五二	沒接 構造	YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cは、JIS G三一〇六(溶接構造	○B及びSM五 ○C:	Y B、 S M 扫
::四九〇	SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇	M四九〇B、SM四九(M四九〇A、S	四九〇	M四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇	3 M四九〇B、 S M四九	M四九〇A、s
č s	九〇及びSS五四〇を、SM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、S	□○を、SM□○○A、	九〇及びSS五	č s	九〇及びSS五四〇を、SM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、S	HEOを、NNEOOA、	九〇及びららち
S S 四	三一〇一(一般構造用圧延鋼材) 一九九五に定めるSS四〇〇、SS四	(構造用圧延鋼材) 14	三一〇一(一船	S S 四	三一〇一(一般構造用圧延鋼材) 一九九五に定めるSS四〇〇、SS四	「「「「」」「」」」を構造用圧延鋼材) 一・	0 (船
Ŝ	Mを、SS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇は、JIS	7、 ろろ四つつ、 ろろ四+	HK四九〇Mを	Ŝ G	HK四九〇Mを、SS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇は、JIS	w、	HK四九〇Mを
:. 及び S	一九九四に定めるSHK四〇〇、SHK四〇〇M及びS	一九九四に定めるSI	(H形鋼ぐい)	i 及 び S	(H形鋼ぐい)一九九四に定めるSHK四〇〇、SHK四〇〇M及びS	一九九四に定めるら	(H形鋼ぐい)
五二六	SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mは、JHS A五五二六	·HK四OOM及びsHv	HK団OO、 S	苗二六	HK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mは、JIS A五五二六	^S HK四OOM及びSH	エト団〇〇、 ら
) E S	五(鋼管ぐい) 一九九四に定めるSKK四〇〇及びSKK四九〇を、S	一九九四に定めるSv	五 (鋼管ぐい))を、 S	五(鋼管ぐい) 一九九四に定めるSKK四〇〇及びSKK四九〇を、S	一九九四に定めるら	五(鋼管ぐい)
A 五五二	この表において、SKK四〇〇及びSKK四九〇は、JIS A	て、SKK四〇〇及びら	この表におい	A 五五二	この表において、SKK四〇〇及びSKK四九〇は、JIS A	いて、SKK四〇〇及び	この表におい
	(略)	(略)			(略)	(略)	
 三 五	FI	SCS AACF	鋳鋼		Fl	S C S I I A A C F	鋳鋼
					した数値		
				ル) で除	(単位 平方ミリメートル)で除		
				<u>刘</u> 断面積	び形状に応じて求めた有効断面積		
				の種類及	た数値を構造用ケーブルの種類及		
				十を乗じ	ロニュートン)に二分の千を乗じ	構造用ケーブル	構造田
				里 位 キ	の表に掲げる破断荷重(単位		
				それぞれ	三の付表の区分に応じてそれぞれ		
				100	ンレス鋼ワイヤロープ) 二〇〇		
				垣用ステ	JIS G三五五〇(構造用ステ		
110		A 五 〇	ボルト			AI A	ボルト

- 2 -

S GIIIIIIII (塗装溶融五十五パーセントアルミニウム 亜鉛合金めっ
九〇及びSGLC四九〇を、CGLC四〇〇及びCGLC四九〇は、JI
鋼帯) 一九九八に定めるSGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四
三三二一(溶融五十五パーセントアルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び
0、SGLC四00、SGLH四九0及びSGLC四九0は、JIS G
帯) 一九九四に定めるCGC四〇〇及びCGC四九〇を、SGLH四〇
びてGC四九〇は、JIS G三三一二(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼
00、SGC四00、SGH四九0及びSGC四九0を、CGC四00及
GIIIIO二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八に定めるSGH四
GH四〇〇、SGC四〇〇、SGH四九〇及びSGC四九〇は、JIS
九六に定めるSNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bを、S
びSNR四九〇Bは、JIS G三一三八(建築構造用圧延棒鋼) 一九
、 S N M D D B D C を 、 S N R 四 O O A 、 S N R 四 O O B 及 び S N 四 九 O C を 、 S N R 四 O O A 、 S N R 四 O O B 及
延鋼材) 一九九四に定めるSN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C
、SN四九〇B及びSN四九〇Cは、JIS G三一三六(建築構造用圧
W 及 び s M A 四 九 O C P を、 s N 四 O O A、 s N 四 O O B、 s N 四 O O C
MA四九OAP、SMA四九OBW、SMA四九OBP、SMA四九OC
OOBP、SMA四OOCW、SMA四OOCP、SMA四九OAW、S
あるsmanooay、smanooap、smanooby、sman
、JIS G三一一四(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) 一九九八に定
九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPは
W、SMA四OOCP、SMA四九OAW、SMA四九OAP、SMA四
MAEOOAP、SMAEOOBY、SMAEOOBP、SMAEOOC
M四九〇YB、 SM五二〇B及びSM五二〇Cを、 SMA四〇〇AW、 S
OC、SM四九OA、SM四九OB、SM四九OC、SM四九OYA、S

帯 鋼帯) びSNR四九〇Bは、JIS G三一三八(建築構造用圧延棒鋼) 一九 、SZ四九OB及びSZ四九OCを、SZR四OOA、SZR四OOB及 OOBP、SMADOOUW、SMADOOUP、SMADAOAW、S OC、SMDDOA、SMDDOB、SMDDOC、SMDDOYA、 S 九〇及びSGLC四九〇を、CGLC四〇〇及びCGLC四九〇は、JI ||||||||(溶融五十五パーセントアルミニウム 亜鉛合金めっき鋼板及び O、SGLC四OO、SGLH四九O及びSGLC四九Oは、JHS G びCGC四九〇は、JIS G三三一二 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼 G三三〇二(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 一九九八に定めるSGH四 GH四OO、SGC四OO、SGH四九O及びSGC四九Oは、JHS 延鋼材) 一九九四に定めるSN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇〇 WQUSMADDOCPを、SZDOOA、SZDOOB、SZDOOC MA四九OAP、SMA四九OBW、SMA四九OBP、SMA四九OC \$@v≥4回004≥、v≥4回004₽、v≥4回00B≥、v≥4回 九〇BW,SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPは W、SMADOOUP、SMADAOAW、SMADAOAP、SMAD NSAEOOAP、NNAEOOBN、NNAEOOBP、NNAEOOO MUTONB、 SMTIOB QUSMTIOCE、 SMADOOA W、 S 、SN四九〇B及びSN四九〇Cは、JIS(G三一三六(建築構造用圧 JIS G三一一四(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) 一九九八に定 G|||||||(塗装溶融五十五パーセントアルミニウム 亜鉛合金めっ 一九九四に定めるCGC四〇〇及びCGC四九〇を、SGLH四〇 一九九八に定めるSGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四 S

 A及びSCS一三AA CFは、JIS G四三二一(建築構造用ステン
鋳鋼管) 一九九一に定めるSCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びS
○CF及びSCW四九○CFは、JIS G五二○一(溶接構造用遠心力)
定めるSCW四一〇及びSCW四八〇を、SCW四一〇CF、SCW四八
SCW四八〇は、JIS G五一〇二(溶接構造用鋳鋼品) 一九九一に
一 (炭素鋼鋳鋼品) 一九九一に定めるSC四八〇を、SCW四一〇及び
四・八、五・六、五・八及び六・八を、SC四八〇は、JIS G五一〇
 ト、ねじ及び植込みボルト)(二〇〇〇に定める強度区分である四・六、
B一〇五一(炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質 第一部:ボル
 N四九〇Bを、四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八は、JIS
 管) 一九九六に定めるSTKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びSTK
○○B及びSTKN四九○Bは、JIS G三四七五(建築構造用炭素鋼
 astkrmOOdustkrmtOb、stkrmOOW、stkrm
 四九〇は、JIS G三四六六(一般構造用角形鋼管) 一九八八に定め
 に定めるSTK四〇〇及びSTK四九〇を、STKR四〇〇及びSTKR
STK四九〇は、JIS G三四四四(一般構造用炭素鋼管) 一九九四
溶接軽量 日形鋼) 一九九〇に定める SWH四〇〇を、 STK四〇〇及び
、 S W H 四 O O L は、 J I S G 三 三 五 三 (一般構造用
 、 S D P 、 S D P G、 S D P 、 S D P 四、 S D P 五及び S D P 六を
 三五二(デッキプレート) 二〇〇三に定めるSDPIT、SDPITG
八七に定めるSSC四OOを、SDP一T、SDP一TG、SDPI、S
 を、SSC四〇〇は、JIS G三三五〇(一般構造用軽量形鋼) 一九
 き鋼板及び鋼帯) 一九九八に定めるCGLC四〇〇及びCGLC四九〇

ト) 二〇〇〇に定める強度区分である四・六、四・八、五・六、五・八 四・八、五・六、五・八及び六・八は、JIS B一〇五一 (炭素鋼及び STKZ四OOW、STKZ四OOB及びSTKZ四九OBを、四・六、 ○Bは、JIS G三四七五(建築構造用炭素鋼管) 一九九六に定める TKR四九Oを、STKN四OOW、STKN四OOB及びSTKN四九 四六六(一般構造用角形鋼管) 一九八八に定めるSTKR四〇〇及びS DP | T、SDP |、SDP | GDP三は、JIS G三三五二 (デッキプレート) を、SSC四〇〇は、JIS G三三五〇(一般構造用軽量形鋼) 一九 き鋼板及び鋼帯) **CFは、JIS G四三二一(建築構造用ステンレス鋼材) 二〇〇〇に** S三O四A、SUS三|六A、SUS三O四Z二A及びSUS|三AA めるSCW四一OCF、SCW四八OCF及びSCW四九OCFを、SU CFは、JIS G五二〇一(溶接構造用遠心力鋳鋼管) 一九九一に定 SCW四八〇を、SCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇 九九一に定めるSC四八〇を、SCW四一〇及びSCW四八〇は、JIS H四〇〇Lは、JIS G三三五三(一般構造用溶接軽量H形鋼) 一九 八七に定めるSSC四OOを、SDP一T、 SDP二、SDP二G及びS 定めるSUS三〇四A、SUS三一六A、SUS三〇四Z二A及びSCS 及び六・八を、SC四八〇は、JIS(G五一〇一(炭素鋼鋳鋼品) 九〇に定めるSWH四〇〇を、STK四〇〇及びSTK四九〇は、JIS **合金鋼製締結用部品の機械的性質(第一部:ボルト、ねじ及び植込みボル** G五一〇二(溶接構造用鋳鋼品) 一九九一に定めるSCW四一〇及び G三四四四(一般構造用炭素鋼管) 一九九四に定めるSTK四〇〇及 一九九八に定めるCGLC四〇〇及びCGLC四九〇 一九七九に定めるら

			1				第	r											
	炭 素 鋼		号にお	の基準	値(異	一溶接	溶接	÷	以下第	七に定め	二三五け	、 D	Iト用棒	五 B、 c	O 及び △	第一部) I S	IIIOEIz	レス鋼材
	鋼 材 造 用	鋼 材 の 種	いて同じ。	強度のう	なる種類	部の許容	部の許容	(略)	一の表にお	S S S R D	I I	─九五 B、	f鋼)		四五〇	ー: ボル			<u>ت</u>) ا ا
S D P P T T G	(略)	鋼材の種類及び品質	号において同じ。)とする。	ち小さい値となる数値	又は品質の鋼材を溶接	応力度の基準強度は、	第二 溶接部の許容応力度の基準強度		以下第二の表において同様とする。	k	っ GⅢ―一七(鉄筋「	S D 三四五及び S D II	九八七に定めるSR	五及びSD三九〇は、-		ト、ねじ及び植込みボ)五四 – (耐食ステン		000に定めるらしら
メートル以下のもの	(略)	トルにつきニュートン) 基準強度(単位 一平方		の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二	値(異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材	溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数				七に定めるSRR二三五及びSDR二三五を、それぞれ表すものとする。	二三五は、JIS G三一一七(鉄筋コンクリート用再生棒鋼) 一九八	、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇を、SRR二三五及びSDR	Ⅰ ト用棒鋼) ─ 九八七に定めるSR二三五、SR二九五、SD二九五A	五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一一二(鉄筋コンクリ	○及びA四 五○を、SR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九	第一部 :ボルト、ねじ及び植込みボルト) 二〇〇一に定める A二 五	B一〇五四 一(耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質	三〇四N二A及びSCS一三AA CFを、A二 五〇及びA四 五〇は	レス鋼材) 二〇〇〇に定めるSUS三〇四A、SUS三一六A、SUS
	(略)	トン)		平文及び第二	ロされる鋼材	次の表の数				とする。	— 九 八	び S D R	二九五 A	コンクリ	S D九	Ă 一 五	械的性質	五〇は	、 U S
	炭素鋼		号	の甘	値	_ 次	第二 🔅	·			ą	D R	(鉄	び S	ର S	O は	Æ	耐食	Ξ
	 鋼 構 材 造 用	鋼材の種	において同じ	≪準強度のう	(異なる種類	合接部の許容	合接部の許容	二 (略)				二三五を、こ	筋コンクリー	D三九〇を、	RI III 五、 s	J I S	S R二九五、	ねじ部品の機	
S D P T	(略)	鋼材の種類及び品質	号において同じ。)とする。	ち小さい値となる数値	又は品質の鋼材を溶接	I応力度の基準強度は、	第二 溶接部の許容応力度の基準強度					それぞれ表すものとする	- ト用再生棒鋼) ニー	SRR 三五及びSc	SR二九五、SD二九子	9三 二(鉄筋コン	SD二九五A、SD	機械的性質) 一九九日	
メートル以下のもの	(略)	トルにつきニュートン) 基準強度(単位 一平方		の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二	値(異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合においては、接合される鋼材	溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数						DR二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とす	(鉄筋コンクリート用再生棒鋼) 一九八七に定めるSRR二三五及びS	びSD三九〇を、SRR二三五及びSDR二三五は、JIS G三一一七	るSR二三五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及	○は、JIS G三│一二(鉄筋コンクリート用棒鋼) 一九八七に定め	五、SR二九五、SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九	耐食ねじ部品の機械的性質) 一九九五に定める A二 五〇を、SR二三	CFを、A二 五〇は、JIS B一〇五四(ステンレス鋼製
二 〇 五	(略)	トン)		本文及び	合される	、次の声						同様と	五及び		三四五	、七に定	Š D	S R	レス鋼

- 5 -

第 三二				7				
第三 ・ 第 四 8 四	(略)		レ ス 鋼	ステン				
) (略)	Ŭ	鋳 鋼		鋼 材 進 月			鋳 鋼	
	(略)	(略)	SUSIIO団ZIIA SDP六	S S D D P F 五	SUSIII 六A	SUSIIIOEA	(略)	(略)
	(略)	(略)					(略)	(略)
			三五		 三 五		(略)	(略)
第三二			V	ス				
第三・第四	(略)		レ ス 鋼	ステン				
) (略)	Ŭ	鋳 鋼		鋼 材 進 月			鋳 鋼	
	(略)	(略)	NUNIIOEZIIA		SUSIII 六A	SUSIIOEA	(略)	(略)
	(略)	(略)					(略)	(略)

平成十三年国土交通省告示第三百八十三号改正案新旧対照条文	(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現行
並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法	並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法
構造方法を定める件	構造方法を定める件
第一 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該	第一 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該
各号に定めるところによる。	各号に定めるところによる。
急頃斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ 土砂災害持別警戒	急傾斜地の崩壊に伴い移動する土石等の高さ(土石等の移動によ・・・・・->
区域の指定において都道府県知事が定めた急傾斜地の崩壊に伴う土	る最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ
石等の移動による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ	
三(略)	三(略)
四 急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ 土砂災害特別警戒	四 急傾斜地の崩壊に伴い堆積する土石等の高さ 土石等の堆積によ
区域の指定において都道府県知事が定めた急傾斜地の崩壊に伴う土	る最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ(当該高さが外
石等の堆積による最大の力が建築物に作用する場合の土石等の高さ	壁等の高さを超える場合にあっては外壁等の高さ)
(当該高さが外壁等の高さを超える場合にあっては外壁等の高さ)	
五 (略)	五 (略)
六 土石流の高さ 土砂災害特別警戒区域の指定において都道府県知	六 土石流の高さ 土石流による 最大の力が 建築物に 作用する 場合の
事が定めた土石流による最大の力が建築物に作用する場合の土石流	土石流の高さ(当該高さが外壁等の高さを超える場合にあっては外

位 メートル) (単位 メートル) トル) 向動する土石等の高さ(単 堆積する土石等の高さ 単位 平方ミリメー 刺る傾斜地の崩壊に伴い移 急傾斜地の崩壊に伴い 縦筋の断面積の和 (表こ	 第二(略) 「次のイから八までのいずれかに該当する構造方法 イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの ① 空壁の構造方法 ② 空壁の構造方法 ○ 外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の ○ 外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の 	- 「当該高さが外壁等の高さを超える場合にあっては外壁等の「じた土石等の堆積による力が建築物に作用する場合の土石等「じた土石等の堆積による力が建築物に作用する場合の土石等」「した土石等の堆積による力が建築物に作用する場合の土石等」「「1111」」」」」」」」」」」」」」」」」
位 メートル) 平方ミリメートル) 動する土石等の高さ(単 堆積する土石等の高さ 位 一メートルにつき 急傾斜地の崩壊に伴い移 急傾斜地の崩壊に伴い 縦筋の断面積の和(単 表二	第二 (略) 第二 (略) 第二 (略) 第二 (略) () 長さ「メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表二のの(1)(略) () 長さ「メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表二のの(1)(略) () 長さ「メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表二のの(1)(略) () 長さ「メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表二のの(1)(略) () 長さ「メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表二のの(1)(略) () 長さ「メートル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表二のの(1)(略)	高さ

該外壁、控壁及び	イ外壁、当該外壁	次のイから八まで	第三(略)	二 (略)	第一号口(4)に	 (3) 基礎の構造方法 	(1) ・(2) (略)	外壁、耐力壁及び	壊に伴う土石等の	は建築物の構造部	省告示第千二十六	八 各階の高さを日	口 (略)	(3) (略)	() () (略)	ىدرا	上の鉄筋を目	()) に定める	(略)	(略)	(略)
控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの	当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当	次のイからハまでのいずれかに該当する構造方法			第一号ロ(4)に定める構造方法とすること。	法		耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの	壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される	は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩	省告示第千二十六号に定める壁式鉄筋コンクリート 造の建築物又	各階の高さを三メートル以下とし、かつ、					上の鉄筋を三十センチメートル以下の間隔で縦横に配置する	に定めるもののほか、補強筋として		(略)	(略)
a構造方法とするもの	を設ける構造とし、当	运 方法			ç			o構造方法とするもの	作用すると想定される	^但 とし、急傾斜地の崩	クリート造の建築物又	平成十三年国土交通					同隔で縦横に配置する	補強筋として径九ミリメートル以		(略)	(略)
該外壁、控壁及	イ外壁、当該外	一次のイ又は口の	第三(略)	二 (略)	第二号口(4)	(3) 基礎の構造方法	(1) (2) (略)	外壁、耐力壁及	壊に伴う土石等	は建築物の構造	告示第千三百十	八 各階の高さを	口(略)	(3) (略)	(・) (略)		ートル以下	() 補強筋 と	(略)	(略)	(
控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの	当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当	次のイ又は口のいずれかに該当する構造方法			号口(4)に定める構造方法とすること。	方法		外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの	壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される	は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩	告示第千三百十九号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又	各階の高さを三メートル以下とし、かつ、昭和五十八年建設省					-ル以下の間隔で横に配置すること。	補強筋として径九ミリメートル以上の鉄筋を三十センチメ		(略)	(
ロる構造方法と	碇を設ける構造-	万法			ى- ر			ロる構造方法とす	か作用すると想定	悔造とし、急傾斜	ンクリート造の建	っ、昭和五十八年					ې	⊥の鉄筋を三十セ		(略)	(略)

二 (略) ())③ (略) ())③ (略) ())③ (略) は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩	省告示第千二十六号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又八 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、平成十三年国土交通口 (略)	(3) () (略)	(略)	(略) (略)	(略) (略)	土石流の高さ(単位 メートル) 縦筋の断面積の和(単位 平方ミ	1 表 十	断面積の和を、次の表十の数値以上とすること。	(外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の)((略)	(2) 控壁の構造方法(1) (略)
二 (略) 二 (略) (略) (略) ()) ()) ()) ()) ()) ())	八 口	(3) () () (略)	(略)	(略)	(略)	- -	 表 十	数値以上とすること。	()()	(2) 控壁の構造方法(1) (略)

は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩省告示第千二十六号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又八 各階の高さを三メートル以下とし、かつ、平成十三年国土交通口 (略)	(略)	(略) (略)	(略) (略)	石等の高さ(単位 メートル) リメートル)	地滑り地塊の滑りに伴って生じた土 縦筋の断面積の和(単位 平方三	表十六	断面積の和を、次の表十六の数値以上とすること。	(外壁と接する端部及び隅角部に縦筋を配置し、その縦筋の)(略)	(2) 控壁の構造方法	(1)(略)	該外壁、控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの	イ 外壁、当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当	次のイから八までのいずれかに該当する構造方法	第四(略)
は建築物の構造部分の構造方法(3)(略)(の高さを三メートル以下の(略))(の高さを三メートル以下の(略))		(略)	(略)	石等の高さ(単位 メートル)	地滑り地塊の滑りに伴って生じた土	表十六	の数値以上とすること。	(長さーメートル当たりの () (略)	(2) 控壁の構造方法	(1)(略)	該外壁、控壁及び基礎をそれぞ	イ 外壁、当該外壁に接着する控	一次のイ又は口のいずれかに該当する構造方法	第四(略)
は建築物の構造部分の構造方法を用いる構造とし、急傾斜地の崩告示第千三百十九号に定める壁式鉄筋コンクリート造の建築物又各階の高さを三メートル以下とし、かつ、昭和五十八年建設省(略)		(略)	(略)	トルにつき平方ミリメートル)	縦筋の断面積の和(単位)			トル当たりの縦筋の断面積の和は、次の表十六			控壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの	当該外壁に接着する控壁及び基礎を設ける構造とし、当	「する構造方法	

第五(略)	二(略)	(1) (3) (略)	外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの	壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される
第五(略)	二(略)	(1~(3)(略)	外壁、耐力壁及び基礎をそれぞれ次に掲げる構造方法とするもの	壊に伴う土石等の移動又は堆積による力が作用すると想定される

改 正 案	現行
特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件	特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十四条の規	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十四条の規定
定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成	に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材
材及び構造用単板積層材(以下「集成材等」という。)の繊維方向、集成	及び構造用単板積層材(以下「集成材等」という。)の繊維方向、集成材
材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧	等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、
、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜	鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛
鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する	メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許
許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の	容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許
許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの(以下「タッピンねじ	容応力度、タッピンねじその他これに類するもの(以下「タッピンねじ等
等」という。)の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材	」という。)の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の
の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材	溶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の
の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金	圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材
材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじ	の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを
を用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手	用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手の
の許容応力度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコ	許容応力度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコン
ンクリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体(鉄筋コンクリ	クリートの圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体(鉄筋コンクリー
ート組積体を含む。以下同じ。)の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリー	ト組積体を含む。以下同じ。)の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート

平成十三年国土交通省告示第千二十四号改正案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

	大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、あと施工アンカーの接合
	通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交通
	六十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同条第二項の国土交
れぞれ次のように定	クリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度並びに同令第
けた高力ボルト接合	に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コン
受けた継手又は仕口	ラス用機械式継手の材料強度並びにコンクリー ト充填鋼管造の鋼管の内部
の国土交通大臣の訒	リングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、ト
の圧縮の材料強度、	材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリ
ンクリートの圧縮、	ム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目ののど断面、アルミニウム合金
手の材料強度並びに	料強度、高強度鉄筋の材料強度、タッピンねじ等の材料強度、アルミニウ
ねじを用いたアルミ	支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材
ミニウム合金材の日	、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の
ミニウム合金材の溶	木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向
鉄筋の材料強度、タ	「特殊な許容応力度」という。) 並びに同令第九十九条の規定に基づき、
の圧縮材の座屈の材	ルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度 (以下
りこみ及び集成材等	の許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネ
及び木材の圧縮材の	許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張り
力度」という。) 並	の接合部の引張り及びせん断の許容応力度、丸鋼とコンクリートの付着の
通大臣の認定を受け	交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカー
交通大臣の認定を受	土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土
七条第一項の国土な	十七条第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同条第二項の国
組積体の付着の許容	ト組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六

正める S座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめ 亚びに同令第九十九条の規定に基づき、木材のめりこみ ロの材料強度(以下「特殊な材料強度」という。)をそ 認定を受けた接合、同条第二項の国土交通大臣の認定を **冶接継目ののど断面、アルミニウム合金材の支圧、アル** 約料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度 **〒の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等** こた高力ボルト接合の許容応力度 (以下「 特殊な許容応 台応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六十 I及び同令第六十八条第三項の国土交通大臣の認定を受 2コンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコ ニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継 **仁縮材の座屈及びタッピンねじ又はドリリングタッピン シッピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アル** マけた継手又は仕口及び同令第六十八条第三項の国土交 2通大臣の認定を受けた鋼材の接合、 同条第二項の国土 鉄線の引張りの材料強度並びに同令第六十七条第一項 せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体

	(」はりの上端 (4/100) F 又は○・九の 長期に生ずる力に対する
	トルはいきニュートン いきニュートン)
	単位 一平方ミリメー 一平方ミリメートルに
	位置 る付着の許容応力度 (付着の許容応力度 (単位
	丸鋼の使用 長期に生ずる力に対す 短期に生ずる力に対する
	当該付着強度の三分の一の数値とすることができる。
	場合においては、長期に生ずる力に対する付着の許容応力度について
	中に設置した丸鋼の引抜きに関する実験によって付着強度を確認した
	によって計算した数値としなければならない。ただし、コンクリート
	以下「設計基準強度」という。) に応じ、それぞれ次の表に掲げる式
	令第七十四条第一項第二号に規定するコンクリートの設計基準強度(
	十五 丸鋼とコンクリートの付着の許容応力度は、丸鋼の使用位置及び
	~ 十四 (略)
一~十四 (略)	第一特殊な許容応力度
第一 特殊な許容応力度	
	」という。)をそれぞれ次のように定める。
	量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の材料強度(以下「特殊な材料強度
	、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽
	、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度
	部の引張り及びせん断の材料強度、丸鋼とコンクリートの付着の材料強度

この表において、		その他の緊張材	じ切り鋼棒	ートル以下のね	径が十三ミリメ					緊張材の種類	十七 緊張材の許容応力度は、		ルにつきニュー	この表において、	置	置以外の位	(二) (二) (一に示す位		
	いずれか小さい数値	<u>0. 7Fu又は0. 8Fyのか</u>		ちいずれか小さい数値	0. 65FuXは0. 75Fyのう	ン	ー トルにつきニュー ト	(単位 一平方ミリメ	る引張りの許容応力度	長期に生ずる力に対す			トン)を表すものとする。	トは、 設計基準強度	数值	のうちいずれか小さい	(6/100) _F 又は I ・三日	值	うちいずれか小さい数
らんびられ、それぞれ次の表に掲げる引張強さ していた。					0. 9 <i>F</i> J		につきニュートン)	位 一平方ミリメートル	引張りの許容応力度(単	短期に生ずる力に対する	次の表の数値によらなければならない。		0	(単位 一平方ミリメート				の二倍とする。	付着の許容応力度の数値

十五(略)

一、三七五	一、五七〇	径が八ミリメ			
		ートルのもの	— В L		
一、四一五	一、六一五	径が七ミリメ	S W P R		
		ートルのもの	B N		
一、五一〇	、 ナニ 0	径が五ミリメ	S W P R		
		ートルのもの	L		
	、	径が九ミリメ	W P D		
		ートルのもの	N N S		
一、二七五	一、四七〇	径が八ミリメ	S W P D		
		ートルのもの	– A L		線
	一、 五 一 五	径が七ミリメ	S W P R		鋼
		ートルのもの	A N	異形線	-
	1、大110	径が五ミリメ	S W P R	丸線及び	単
ートン)	ン				
につきニュ	つきニュート				
リメートル	リメートルに				
一平方ミ	位一平方ミ				
耐力 (単位	引張強さ(単		なび品質	緊張材の種類及び品質	緊
しする。	品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。	日土交通大臣がお	それぞれ国	貝に応じて	品
その種類及び		通大臣の認定を受けた緊張材の引張強さ及び耐力は、	を受けた緊	へ臣の認定	通
北一号の国土交	法第三十七条第二号の国土交	ただし、	すものとす	及び耐力を表すものとする。	及び

										線	七本より			線	三本より			線	二本より	
S V P R								七 A L	S W P R	ΤAN,	S W P R	L	W P D 	≡ N S	S W P D	L	W P R	— N S	S W P R	
九・五ミリメ	より トリ トリ オ	十五・二ミリ	より	メートル七本	十二・四ミリ	ני	- トル七本よ	十・ハミリメ	ט	- トル七本よ	九・三ミリメ		ןני	- トル三本よ	二・九ミリメ		וני	- トルニ本よ	二・九ミリメ	ートルのもの
一、八六〇		一、七三〇			0114 .1			0114)			1、ナニ0				一、九二五				一、九三〇	
一、五八〇		一、四七〇			一、四六〇			一、四六〇			一、四六〇				一、七〇五				、 七 0	

			リ 制 九 本 よ				
		十 S 九 W L P R	十 S W P R			七 B L	S W P R R
本より リメートル十	<u>メートル十九</u>	メートル+九 オートル+九	メートル十九	十五・二ミリより	+二・七ミリ メートル七本 より	リ ソート七本よ	リートル七本よ
	-、 八 五	一、八五〇	一、八五五	一、八八〇	一、八五〇	一、八六〇	
「、五八〇	一、五五五	一、 五 八 五	一、五八〇	一、六〇〇	「、五八〇	一、五九〇	

							鋼棒		
この表において、			P 細 C 径 鋼 異 棒 形				P C 鋼棒		
いて、単	/ N S 1420(L) B 1275 P D	/ N S 1230(L) B 1080 P D	1080 N S (L) B 930 P / D	1080 S / B 1230 P R	930 S / B 1180 P R	930 S / B 1080 P R	785 S / B 1030 P R		
一鋼線、			マートル以下 のもの			のもの	メートル以下	九本より	二 十 八 ・ 六 ミ
鋼より線で示される緊張材の種類	一、		一、 0八0		一、 一八 〇	「、〇八〇			「、七八〇
緊張材の種類	一、二七五	-、0八0	九 三 〇		九三〇	九 三 O	七八五		一、 五 一 五

	第一第十五号の表に規		リートの付着の材料強度は、	十四 丸鋼とコンクリー
_				一~十三 (略)
第				第二 特殊な材料強度
	0.	0	0 ・0 く	
	せん断	圧縮	せん断	圧縮
	トン)	ルにつきニュート		つきニュートン)
	平方ミリメート	力度(単位)一型	一平方ミリメートルに	度(単位 一平方
	に対する許容応	短期に生ずる力に対する許容応	対する許容応力	長期に生ずる力に対する許容応力
			-	
			心とする。	大臣が指定した数値とする。
	それぞれ国土交通	その品質に応じてそれぞれ国土交通		せん断の許容応力度にあっては、
	リートの圧縮及び	トパネルに使用する軽量気泡コンクリー	ハネルに使用する	気泡コンクリートパ
	認定を受けた軽量	法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた軽量	十七条第 号の	い。ただし、法第三
	らなければならな	次の表の数値によらなければならな		圧縮及びせん断の許容応力度は、
	泡コンクリートの	トパネルに使用する軽量気泡コンクリ		十八 軽量気泡コンクリー
		する。	の種類をそれぞれ表すものとする。	張材の種類をそれ
	一九九四に定める緊		G三一三七 (細径異形PC鋼棒)	J I S G
	城材の種類は、	細径異形PC鋼棒で示される緊張材の種類は、	細径異形PC綱	緊張材の種類を、
	一九九四に定める		, G三一〇九 (PC鋼棒)	の種類は、JIS
	PC鋼棒で示される緊張材		九九九に定める緊張材の種類を、	一九九九に定め
	PC鋼より線)	G三五三六 (PC鋼線及びPC鋼より線)		は、それぞれ」IS

|~十四 (略)第二 特殊な材料強度

A五五四二(建築用ターンバックルボルト) − 九九三に	JIS A五五四二(建築	▲五五四二(建築用ターンバックルボルト) 二○○三に	J I S A
A 五五四一(建築用ターンバックル胴) −九九三及び	、JIS A五五四一(建	A五五四一(建築用ターンバックル胴) 二〇〇三及び	, I S
A五五四〇(建築用ターンバックル) 一九八二	S」という。) A五五四) A五五四〇(建築用ターンバックル) 二〇〇三	ら」という。
この表において、ターンバックルは、日本工業規格(以下「JI	この表において、ターン	いて、ターンバックルは、日本工業規格(以下「JI	この表において、
一三五	ターンバックル		ターンバックル
につきニュー トン)		につきニュートンン	
基準強度(単位)一平方ミリメートル	品質	質 基準強度(単位 一平方ミリメートル	
とする。	土交通大臣が指定した数値とする。	土交通大臣が指定した数値とする。	土交通大臣が
ルの基準強度にあっては、その品質に応じてそれぞれ国	ターンバックルの基準強度に	ターンバックルの基準強度にあっては、その品質に応じてそれぞれ国	ターンバック
し、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた	とする。ただし、法第三十七	とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた	とする。ただ
第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値	四 第一第五号に規定するター	第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値	四第一第五号
	~三 (略)		〜三 (略)
	第三 基準強度		第三 基準強度
			ない。
		ずる力に対する圧縮の許容応力度の数値の一・五倍としなければなら	ずる力に対す
		圧縮及びせん断の材料強度は、第一第十八号の表に規定する短期に生	圧縮及びせん
		軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの	十七 軽量気泡
		ならない。	よらなければならない。
		緊張材の材料強度は、第一第十七号の表に規定する耐力の数値に	十六緊張材の
	十四(略)		十五(略)
		ならない。	としなければならない。
		定する長期に生ずる力に対する付着の許容応力度の数値の三倍の数値	定する長期に

五~八 (略) 五~八 (略)

(傍線部分は改正部分)

五 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向に
つき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合におい
ては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の
表一 二の耐力壁の種類の欄に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さに同表
の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積(その
階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける
場合にあっては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積を
その階の床面積に加えた面積)に次の表二に掲げる数値(特定行政庁が令第
八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、次
の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値)を乗じて得た数値以上
で、かつ、その階(その階より上の階がある場合においては、当該上の階を
含む。)の見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下
同じ。) からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付
面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなけれ
ばならない。

(二)	(-)		表
(路)	(耐力壁の種類	
(略)	Ξ	倍率	

五(各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向に)
つき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメー トルを超える場合におい
ては次の表一の、当該間隔が五十センチメー トル以下の場合においては次の
表一 二の耐力壁の種類の欄に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さに同表
の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積(その
階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける
場合にあっては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積を
その階の床面積に加えた面積)に次の表二に掲げる数値(特定行政庁が令第
八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、次
の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値)を乗じて得た数値以上
で、かつ、その階(その階より上の階がある場合においては、当該上の階を
含む。)の見付面積(張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下
同じ。) からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付
面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなけれ
ばならない。
表一

表一		
	耐力壁の種類	倍率
(-)	(略)	Ξ
(二)	(略)	(略)

Ξ,

いものとしなければならない。

٢ĵ

	を片側全面に打ち付けた耐力壁	
	以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの	
	板) 一九九四に規定するシージングボードをいう。	
_	の又はシージングボード(JIS A五九〇五(繊維	(六)
	。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のも	
	ド製品) 二〇〇五に規定するせっこうボードをいう	
	せっこうボード () IS A六九〇一 (せっこうボー	
	以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	
-	ドをいう。以下同じ。) のうち厚さ十二ミリメートル	()
•	ボード製品) 二〇〇五に規定する強化せっこうボー	5)
	強化せっこうボード(JIS A六九〇一(せっこう	
	耐力壁	
	さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた	
	定するフレキシブル板をいう。以下同じ。)のうち厚	
- - - -	A五四三〇(繊維強化セメント板) 二〇〇一に規	(2
- - -	ミリメートル以上のもの又はフレキシブル板 (JIS	9)
	こうボードA種をいう。以下同じ。)のうち厚さ十二	
	っこうボード製品) 二〇〇五に規定する構造用せっ	
	構造用せっこうボードB種(JIS A六九〇一(せ	
	壁	
	ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力	
 - ・ 七	こうボードA種をいう。以下同じ。) のうち厚さ十二	(三)
	っこうボード製品) 二〇〇五に規定する構造用せっ	
	構造用せっこうボードA種(JIS A六九〇一(せ	

(四)	(三)	
を片側全面に打ち付けた耐力壁 の又はシージングボード(JIS A五九〇五(繊維の又はシージングボード(JIS A五九〇五(繊維の又はシージングボード(JIS A五九〇五(繊維ド製品) 一九九四に規定するせっこうボードをいうだりにしたのも、「したのも」、「したの」、「したの」、「したの」、「したの」、」	を片側全面に打ち付けた耐力壁。以下同じ。)のうち厚さ六ミリメートル以上のものント板) 二〇〇一に規定するフレキシブル板をいうフレキシブル板(JIS A五四三〇(繊維強化セメ	
_	— • 五	

(略))	(略)	(二)
(略)	(略)	(-)
倍率	耐力壁の種類	
		表一
)		
ときは、五		
五を超える		
値との和(()
と (八 の数		1)
ぞれの数値		
までのそれ	を併用した耐力壁	
(一) から (七)	()から(1)までに掲げる耐力壁と())に掲げる筋かいと	
C • Æ	上の筋かいを入れた耐力壁	()
	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以	
<u></u>		
るときは、		
(五を超え		
数値との和		
それぞれの		(1
(六)までの		5)
と()から		
ぞれの数値		
までのそれ	耐力壁	
(一) から (六)	()から()までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	

(略)	(路)	(二)
(略)	(略)	(—)
倍率	耐力壁の種類	
[表
)		
ときは、五		
五を超える		
値との和((-
と 穴 の数		七)
ぞれの数値		
までのそれ	を併用した耐力壁	
(一) から (五)	()から 伍までに掲げる 耐力壁と 穴に掲げる筋かいと	
〇 ・ 五	上の筋かいを入れた耐力壁厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以	(六)
五)		
るときは、		
(五を超え		
数値との和		
それぞれの		(
(四)までの		5)
と(-)から		
ぞれの数値		
までのそれ	耐力壁	
(一) から (四)	()から四までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	

(以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	(†
	厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル	1)
	耐力壁	
	ートル以上のものに限る。)を片側全面に打ち付けた	
_	四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇· 六ミリメ	()
_	以上のもの又はラスシート(角波亜鉛鉄板は厚さ〇・	()
	の又はシージングボードのうち厚さ十二ミリメートル	
	せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のも	
-	のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	(†
-	強化せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上	5)
	の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	
	十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上	(7
- 5	ル以上のものを片面全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ	<u>`</u> `)
	構造用せっ こうボード B種のうち厚さ十二ミリメート	
-	ル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	()
	構造用せっこうボードA種のうち厚さ十二ミリメート	E)
(略)	(略)	(四)
(略)	(略)	(三)

(七)	(六)	(五)		(四)	(三)
以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル	以上のものに限る。)を片側全面に打ち付けた耐力壁メートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートルもの又はラスシート (角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリシージングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上の	■全面に斜めに打ち付けた耐力壁 ■全面に斜めに打ち付けた耐力壁	せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のも	(略)	(略)
〇 ・ 五		— · 五		(略)	(略)

らない。た	ればなら	れた部分の水平投影面積は四十平方メートル以下としなければならない。	れ
耐力壁線により囲ま	7壁線に	耐力壁線相互の距離は十二メー トル以下とし、 かつ、	六
		表二・表三(略)	表
	Ē		
ときは、	2		
を超える	を		
和 (五	の 1		
致 値 と	の 数	(+_	
数値と (+-	数		
れぞれの	れ		
までのそ	まー	を併用した耐力壁	
(一) から (十)		()から(+)までに掲げる耐力壁と(+)に掲げる筋かいと	
C · Æ		+ 上の筋かいを入れた耐力壁	
	5	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以	1
	五)		
るときは、	1 en		
(五を超え	Ĥ		
数値との和	数		
それぞれの	それ	(-	
(九)までの	(九)	H	
と一から	٤		
ぞれの数値	ぞわ		
までのそれ	まで	耐力壁	
(一) から (九)	(-)	()から 九までに 掲げる 壁材を 両側全面に 打ち付けた	

-	\sim
れた部分の水平投影面積は四十平方メートル以下としなければ	耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、
方メ	トル
 	以下
ル以上	غ ب
トとし	かつ
なけ	「 耐
れば	力壁

ハ 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲ま ハ 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲ま	 と床材とを緊結	れた部分の水平投影面積は四十平方メートル(床版の枠組材と床材とを緊結	ņ
(略) (略) (略)	 望線により囲ま	かつ、	
(-) から(1)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた 一) から(1)までに掲げる耐力壁と(1)に掲げる筋かいと を併用した耐力壁 を併用した耐力壁			表
(-) から(H)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた 耐力壁 「から(K)までに掲げる耐力壁と(A)に掲げる筋かいと を併用した耐力壁 を併用した耐力壁			
() から() までに掲げる耐力壁 () から() までに掲げる耐力壁 を併用した耐力壁 を併用した耐力壁 を供用した耐力壁)		
()から()までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた 「から()までに掲げる耐力壁と(),に掲げる筋かいと を併用した耐力壁 を併用した耐力壁	ときは、五		
「から'!!までに掲げる耐力壁と'!!」に掲げる筋かいと を併用した耐力壁 を併用した耐力壁	五を超える		
「つから」しまでに掲げる耐力壁と (つから)(しまでに掲げる耐力壁と)(して)。 を併用した耐力壁 を併用した耐力壁 を供用した耐力壁	値との和 ((+1	. 1
「つから」しまでに掲げる耐力壁と」に、 「しから」でに掲げる耐力壁と、1、に掲げる筋かいと を併用した耐力壁 を併用した耐力壁	と (九) の数		
(-)から(1)までに掲げる耐力壁と(九)に掲げる筋かいと を併用した耐力壁 を併用した耐力壁 を供用した耐力壁	ぞれの数値		
(一)から(八までに掲げる耐力壁と)(儿に掲げる筋かいと) 「から)(小までに掲げる耐力壁) 「から)(小までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた)	までのそれ	を併用した耐力壁	
(-)から(七)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた		()から(()までに掲げる耐力壁と(九)に掲げる筋かいと	[
(一)から(しまでに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	〇 ・ 五	上の筋かいを入れた耐力壁	. 1
(一)から(しまでに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	五 Ŭ		
()から(しまでに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	るときは、		
()から(しまでに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	(五を超え		
()から(しまでに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	数値との和		
()から(しまでに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	それぞれの	()	
〕 七までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	比までの		
〕 しまでに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	と (-) から		
)(1)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	ぞれの数値		
	までのそれ	耐力壁	
	(一) から (七)	()から に までに 掲げる 壁材を 両側全面に 打ち付けた	

又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間
イ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五
ものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。
九を耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いる
(表略)
な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。
ル)とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要
き、当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメート
当該計算に用いた数値(当該耐力壁に木質断熱複合パネルを用いる場合を除
力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、
だし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐
る耐力壁については六十五センチメートル以下)としなければならない。た
造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用す
いる場合については、六十五センチメートル)以下、たて枠に枠組壁工法構
階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用
る製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル(当該耐力壁を三
工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、三〇六又は四〇六に適合す
八(耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下(たて枠に枠組壁
七 (略)
にあっては七十二平方メートル)とすることができることとする。
囲まれた部分の長辺の長さに対する短辺の長さの比が二分の一を超える場合
合にあっては、当該水平投影面積を六十平方メートル以下 (耐力壁線により
だし、床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場

た 一 リ 箇 所 当		二本	CN九O	たて枠 と上枠 又	(-)	た リ 箇 所 当		二本	OICIC NN Z九 九O	は下枠 と上枠又	()
迷 而 ナ	くきの冒障	本数	種類			迷 而 ノ	くきの間隔	本数	種類		
新社	くぼり見見	くぎの	くぎの	緊結する部分		新科)]	くぎの	くぎの	緊結する部分	
許容せん	法	緊結の方法				許容せん	法	緊結の方法			
		ってない。	は、この限りでない	められた場合においては、	めら			でない。	は、この限りでない。	められた場合においては、	められ
のることが確か	:る数値以上であ	の欄に掲げ	谷せん断耐力	じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確か		うることが確か	る数値以上であ	つ欄に掲げ	せん断耐力	じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確か	じ、そ
均 げ る 区 分 に 応	、る部分の欄に埋	ご表の緊結す	断耐力が、同	る力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応		『げる区分に応	る部分の欄に埋	ご表の緊結す	副耐力が、同	る力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応	る力に
部の 短期に 生ず	ただし、接合邨	はならない。	結しなければ	の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ず		品の短期に生ず	ただし、接合部	3ならない。	言しなければ	の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ず	の欄に
衣の緊結の方法	、それぞれ同事	るのででで	の欄に掲げる	次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法		る緊結の方法	、それぞれ同事	区分に応じ	5欄に掲げる	次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法	次の表
、さ受けとは、	つなぎ又はまぐ	らと床版、頭	ひ壁の各部材	壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、	十 五	、さ受けとは、	つなぎ又はまぐ	こと床版、頭	う壁の各部材	壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、	十五 壁
				四 (略)	+~+四					(略)	+~ 十四
				、 (2) (略)	(1)					(1)(2)(略)	(1)
				(略)	Л					(略)	л ~
											以上
±	四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上	、る製材をそ	〇八に適合す	の四、四〇六又は四〇		っそれぞれ二本	適合する製材を	(は四〇八に	I、 四 の 六 又	〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本	О Л
へ 二 の 八 四	枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四	に規定する	适用製材規格	ては、枠組壁工法構造	τ	「「二〇六、二	枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二	、製材規格に	主法構造用	合にあっては、枠組辟	合に
ッる場合にあっ)耐力壁に使用す	心下となる	に掲げる数値	互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあっ		上に使用する場	下となる耐力時	ゔげる数値以	記号の表に掲	たて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場	たて
ノ 壁のたて 枠相	きを使用し、耐力	合する製材	は四〇八に適	、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相		そし、耐力壁の	する製材を使用	IOハに適合	10六又は四	三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁の) E
10六、二0八	(する寸法型式	記規格に規定	法構造用製 材	たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八		10六、二0八	する寸法型式	記規格に規定	公構造用製材	たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八	ロ た
										る製材を三本以上	る製
<u> </u>	製材を三本以上	<u>Iに適合する</u>	活型式二〇四	材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を三本以上		一〇四に適合す	式 0四又は	する寸法型	う規格に規定	枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合す	枠組

(Ξ)			()								
上枠と頭つなぎ		林約本	森 床 下 し 版 枠 オのと								
うなぎ	の 階	そ の 他	ー 築 階 物 の	て 三 の 階 建							
OICC NN Z九 九O	B N 九	이 C C N N Z 九〇	B N九〇	OICC NN Z九 九〇	B N六五	B E 七 五	山 C	B N 九 つ	五	C N Z 七	C N 七五
		I	I	I	四本			三本			
下 メ エ ト セ ルン 以 チ	リア リア リア リア リア リア リア リア リア リア リア リア リア リ	五十セン メートル以 以	ト ト ト レ レ ト ル 以 チ ー ト ル 以 チ	ニ + エ ト ル レ レ レ レ							
千 ル ー 六 当 た I ニ ト	ユートン	ル ーメー リト	ンニョ ュー トョ トョ	ヨルー F当メ - たー 写りト						トン	チニュー
(三)			()								
上枠と語		林 糸 木	森 床 下 板 校 の と								
頭 つ な ぎ	の 階	そ の 他	ー 築 階 物 の	て 三 の 階 建 建							
上枠と頭つなぎ CN九〇	B N 九 〇	C N九O	B N 九〇	C N九〇	B N 六五			B N 七五	C N 六五	B N九〇	C N 七五
			I	l	四本			三本			
下 メ 五 ト レン 以 チ	三十四センチ 千六百二	日十センチメ	トル以下	ニキ五セン 以下							
ー イ イ 六 百 二 ト ン	コートン	ル当たり		三 川 当 た リ ト						トン	チニュー

(五)	(四)		
かいの両端部筋	又はまぐさ受け		
五 C C C N N Z 六 六 五	B N 七 五	五 C C N N 乙 七 五	B N 九 〇
上て下 枠枠 二 本 びた			
I	下 メニ I+ トセ ルン 以チ	下メ ト ト レ ン チ い レ ン チ	リ リ モ ト レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ レ
ーメート 千百ニュ	ン コ 二 ル 半 た ト 百 リ		ローレン
(五)	(四)		
かいの両端部	又はまぐさ受け		
C N 六 五	B N 七 五	C N 七五	B N 九 〇
上 て や 枠 や や や や へ 、 本 びた			
	二 + センチ ト ル 以	三十センチ メートル以 下	三十四セン チメートル
ー メー イ 百 ニ ュ ー トン	ン ニ ニ ル ュ 千 当 ト 百		

				。十 、六		
(略)	トレージョント板又はラスシート	ドボード、構造用パイクルボード、ハー構造用合板、パーテ	壁材の種類		号の表において同様とする。八(くぎ) 二〇〇五に規	
	B N 五〇	〇 C C N N Z 五 〇	ねく 類 の 種 は	こは、次の表	する。	B N 六 五
			ねく 数の本 は	に掲げると	とする。 五に規定する規格を表すものとす	上 て 下 枠 枠 や 、
	トル以下	チメートル以下、その他壁材の外周部分は十セン	くぎ又はねじの間隔	壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げるとおり緊結しなければならない	号の表において同様とする。ハ(くぎ)(二〇〇五に規定する規格を表すものとする。以下第二第七(この表において、くぎの種類の欄に掲げる記号は、JIS(A五五)	ーエン
(略)	トレント板又はラスシート	// /IJ	壁材の種類	。 壁の枠組材と壁材-	第七号の表において同様とする。 八(くぎ) 一九九二に規定せての表において、くぎの種類(
	B N 石 〇	C Z 五〇	ね く ガ じぎ 又 は	とは、次の表	同様とする。	B N 六 五
			ね く む ぎ 又 は	なに掲げると	る規格を表す欄に掲げる訂	上 枠 及 び 本
	の部分は二十センチメー	チメートル以下、その他	くぎ又はねじの間隔	壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げるとおり緊結しなければならない	いて同様とする。 一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第二一、人ごの種類の欄に掲げる記号は、JIS(A五五	

	WSNU UND UND
	、WSNは、JIS B一一一二(十字穴付き木ねじ)、WSNは、JIS B一一一二(十字穴付き木ねじ)
が、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものじ) 一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さ	・ 八ミリメー トル及び三十二ミリメー トル以上のものを、DTSNは適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三
○○三に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状によるを、DTSNは、JIS B││二五(ドリリングタッピンねじ) 二	するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び、JIS B--二五(ドリリングタッピンねじ) 一九九五に適合
及び三十ミリメー トル以上のものを表すものとする。種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・ニミリメートル	ミリメートル以上のものを表すものとする。 径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十
十七 (略)	十七 (略)
用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に第二(構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを	用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを
定めるところによる。	- 5
る寸法型式二〇六、二〇八、二一〇、二一二若しくは三〇六に適合するもの一一一反相之、竝相之及て傾相之の下涼に、桓糾雪コ汸構造月襲を封桁に封定す	る寸法型式二〇六、二〇八、二一〇若しくは二一二に適合するもの又は厚さ一一一反相大一」並相大方で個相大の下方に「村私雪」泛相逆月襲本規格に規定す
	· · · ·
の緊結に支障がないものとしなければならない。て、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材と	支障がないものとしなければならない。、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に
- 了 六 (略)	

ル当たり			C N 七五	の そ 階の 他			千 ルー ー ー リ ト	下メ五 I+ レン 以チ		五 C C N N Z 七 五	の そ 階の 他		
	十八センチメ	I	B N 七五	階物の	な は 土 ぎ 頭 台 つ 又			下メ+ トハセ トル以 チ		B N 七五	 階 物 の の 建 一 築	なは ぎ頭 つ	
二	ニ+五セン メートル	I	U C N 七五	数除地	根又端太は根と側太	()	ル 	メニ チメー ト レン		五 C C N N Z 七 七五		: 土 根 又 端 : 台 太 は 根 , 又 と 側 太	(二)
		四本	B N 六五						四本	B N六五			
千 た ト コ ユ		三本	B N 七五	頭つなぎ	は床	(-)	千 た 千 可 リ ニ 	I	三本	B 五 C N N 七 Z 五 六	は頭つなぎ	は頭つなぎ させ	()
一箇所当		Z	C N 六 五				— 箇 所 当		二 本	C 五 C N N 六 Z 五 七			
		 4	CN N 七 五										
出而ナ		本数	種類				出而ナ	くぎの間隔	本数	種。			
新容せん	くぎの間隔	くぎの	くぎの	緊結する部分	緊		新容 せ ん		くぎの	くぎの	緊結する部分	緊結	
		緊結の方法						4	緊結の方去	:			
			この限りでない。		合においては、	合に				この限りでない。		合においては、	合に
唯かめられた場	れ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場	こる数値以上	刀の欄に掲げ	容せん断耐	回表の許可	れ同	いめられた場	れ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場	こる数値以上	ノの欄に掲げ	日せん断耐日	表の許容	れ 同
こ応じ、それぞ	ん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞ	っる部分の欄	同表の緊結す	断耐力が、	る許容せん	る	に応じ、それぞ	同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞ	る部分の欄	回表の緊結す	る許容せん断耐力が、日	容せん断	る許
エずる力に対す	緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対す	ただし、接	はならない。	結しなけれ	るとおり緊	40	ずる力に対す	接合部の短期に生ずる力に対す	ただし、接	るとおり緊結しなければならない。	語しなければ	おり緊結	ると
万法の欄に掲げ	結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げ	0、それぞれ	る区分に応じ	の欄に掲げる	る部分の	結す	パ法の 欄に 掲げ	結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げ	、それぞれ	る区分に応じ	の欄に掲げる	る部分の	結す
は、次の表の緊	床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、	温材と土台又	ひ床版の枠組	部材相互及び	「版の各部	七	1、次の表の緊	床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、	は材と土台又:	ひ床版の枠組	記材相互及び	版の各部	七 床

	第十三号に規定する木質接着複合パネルをいう。)を使用する場合床版に木質接着複合パネル(平成十二年建設省告示第千匹百匹十六号第	- - 第十三号 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -
イハ (略)		
」と読み替えて計算を行うものとする。	」と読み替えて計算を行うものとする。	」と読み替え
の場合において、同条各号中「構造耐力上必要な部分」とあるのは、「床版	こて、同条各号中「構造耐力上必要な部分」とあるのは、「 床版	の場合において、
められたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。こ	められたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。こ	められたもの
から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確か	から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確か	から第三号ま
九前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号	前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号	九前号に掲げ
		١ĵ
確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。	安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しな	安全であるこ
う令第八十二条の三に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを	う令第八十二条の六第二号及び第三号に定める構造計算により、構造耐力上	う令第八十二
第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行	第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行	第一号から筆
八 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条	二階以上の床版を鉄筋コンクリー ト造とする場合において、 令第八十二条	八二階以上の
	BZ五〇 メートル以 コートン	
BN五〇 十五センチメ 二千百二	十五センチ	
の部分 ートル以下 ル当たり	その他一〇 ― 下 ル当たり こ N Z 五 メートル 以一 メート	
と床材 その他 こ 2 五〇 _ 二十センチメ 一 メー ト	CZ五〇 二十センチ	
(三) 型枠材 ン		三型枠材の
床版の トル以下 ニュート	☆ BZ五O − + セ	床反り
分 BNAO +センチメー 二千八百		
外周部トル以下ル当たり	床材の一〇 一下 川当たり くてとて五 メートル以一メート	
床材の CN五〇 十五センチメ 一メート	センチ	
メートル以下 ートン	B Z 七五 リ レ レ レ レ レ レ レ レ	
BN七五 三 三十六センチ 千百二ュ	三十 六 セ	

る部分に限る。)及び第七号の規定は適用しない。	る部分に限る。)及び第七号の規定は適用しない。
二号、第十五号及び第十六号並びに第二第二号(床根太の支点間の距離に係てあることか確力められた建築牧等についてに(第一第五号)第六号)第十	二号、第十五号及び第十六号並びに第二第二号(床根太の支点間の距離に係てあることか確かめられた建築牧等についてに(第一第五号)第六号)第十
であることが確かりられた建築勿争こうかには、停止停止時、停下時、停下一二一次のイ及び口に定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全	こあるここが確かりられた建築勿争こういには、 育一角に加て有たかで、 育トーニー、 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全
口 (略)	口 (略)
た数値によることができる。」と読み替えるものとする。	値によることができる。」と読み替えるものとする。
性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出し	適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数
以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱	の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を
の靭性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五	性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上
特定建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階	建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靭
る場合にあっては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、	る場合にあっては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、
ろによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用い	ろによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用い
(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるとこ	(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるとこ
(1) { (略)	(1) { (略)
力上安全であることが確かめられたもの	力上安全であることが確かめられたもの
イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐	イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によって構造耐
第一号の規定を除く。) は適用しない。	第一号の規定を除く。) は適用しない。
一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第二の規定 (第二	一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第二の規定 (第二
建築物等」という。)については、次の各号に掲げるところによる。	建築物等」という。)については、次の各号に掲げるところによる。
組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「	組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分(以下「
上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠	上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠
第三第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力	第三第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力
十 (略)	十 (略)
二・ホ (略)	ホ・ヘ (略)

、第十一号、第十五号及び第十六号並びに第二第三号(床根太の間隔を一メート安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第九号スによること。 るによること。 イ (略)		、第十一号、	上安全である	三 第一号イ(1)	ろによること。	口 建築物等	イ (略)
一九前と	・トル以下とした場合に限る。)及び第七号の規定は適用しない。	第十五号及び第十六号並びに 第二第三号 (床根太の間隔を	ことが確かめられた建築物等については、第一第五号、第-	及び(2)に定めるところにより行う構造計算によって構造;	°	の地上部分について、 令第八十二条の 六第二号ロに定める	

第一 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁(ことができる。 ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認 びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第二に定める。 に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一に、並 号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外 める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準による 以下「屋根ふき材等」という。)の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十七条の二第一 する基準は、次の各号に定めるところによる。 ころによる。 П 1 号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算(それぞれ地震に係る部分 分(以下この号において「独立部分」という。)であって、増築又は改築 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイから八までに定めると 築物の基礎の補強に関する基準を定める件 帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、 をする部分以外の独立部分を除く。ハにおいて同じ。)が法第二十条第二 (略) 地震に対して、建築物全体(令第百三十七条の十四第一号に規定する部 改 正 案 外装材及び屋外に面する める基準によって建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準による ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認 号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外 第一 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁(びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第二に定める。 に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一に、並 ことができる。 以下「屋根ふき材等」という。)の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十七条の二第 する基準は、次の各号に定めるところによる。 ころによる。 П 1 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイから八までに定めると 築物の基礎の補強に関する基準を定める件 帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建 第一款の二に規定する許容応力度等計算(地震に係る部分に限る。)によ 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、 をする部分以外の独立部分を除く。 分 (以下この号において「独立部分」という。) であって、増築又は改築 地震に対して、建築物全体(令第百三十七条の十四第一号に規定する部 (略) 現 行 告 八において同じ。) が令第三章第八節 示 外装材及び屋外に面する

平成十七年国土交通省告示第五百六十六号改正案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

第二 (略)	第二 (略)
三(略)	三(略)
ىدر. °ل	定に適合すること。
第百二十九条の七第四号及び令第百二十九条の八第一項の規定に適合する	む。)、令第百二十九条の六第一号並びに令第百二十九条の八第一項の規
第二項において準用する場合を含む。)、令第百二十九条の六第一号、令	(これらの規定を令第百二十九条の十二第二項において準用する場合を含
ハ 建築物に設ける昇降機は、令第百二十九条の四(令第百二十九条の十二)	ハ 建築物に設ける昇降機は、 令第百二十九条の四 及び令第百二十九条の五
口 (略)	口 (略)
九条の二の四各項の規定に適合すること。	九条の二の四第三号の規定に適合すること。
イ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第百二十	イ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第百二十
二 建築設備については、次のイから八までに定めるところによる。	二 建築設備については、次のイから八までに定めるところによる。
八 (略)	八 (略)
ができるものとする。	ることを確かめることができるものとする。
に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめること	通省告示第百八十五号に定める基準によって地震に対して安全な構造であ
をする独立部分以外の独立部分について平成七年建設省告示第二千九十号	、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分について平成十八年国土交
により建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては、増築又は改築	法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあっては
ンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けること	新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方
って構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、新たにエキスパ	に限る。) によって構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、

ることができる場合は、当該速度換算値とすることができる。)	して地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値を別に計算す	ネルギー量の速度換算値(単位(メートル毎秒)(建築物の減衰等を考慮	∀ 次の表一に掲げる式によって計算した地震により建築物に作用するエ	M (略)	Ed (略)	この式において、 Ed、 M及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。	$Ed = \frac{1}{2} M \cdot Vd^2$	物に作用するエネルギー量を次の式によって計算すること	(略) — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		建築物の地上部分について、次に定めるところにより構造計算を行うこと	令第八十二条の五第二号に定めるところによること。	第一・第二 (略) 第一	ができる構造計算を次のように定める。	号口の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に建築物の安全性を確かめること ┃し書	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条第二項第一 建	エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件	改 正 案	平成十七国土交通省告示第六百三十一号改正案新旧対照条文
ることができる場合は、当該速度換算値とすることができる。)	して地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値を別に計算す	ネルギー量の速度換算値(単位(メートル毎秒)(建築物の減衰等を考慮)	オ次の表一に掲げる式によって計算した地震により建築物に作用するエ	M (略)	Ed (略)	この式において、 d、 M及び Ѵ は、それぞれ次の数値を表すものとする。	$Ed = \frac{1}{2}M \cdot Vd^2$	。	(略)	•	建築物の地上部分について、次に定めるところにより構造計算を行うこと	令第八十二条の六第二号に定めるところによること。	第一・第二 (略)	のできる構造計算を次のように定める。	し書の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に建築物の安全さを確かめること	建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条第一項ただ	エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件	現 行 告 示	(傍線部分は改正部分)

乗じて得た数値とすることができる。ただし、地盤の種別を確かめた場合においては、更に表二に掲げるrを

ACC ACC ACC ACC ACC ACC ACC ACC
Τd
する。
た G の数値(同告示第十中「損傷限界固有周期」及び「笋
一項に規定する建築物の損傷限界固有周期」とあるのは「亚
七年国土交通省告示第六百三十一号第四第二号に規定する
の損傷限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第一
十一号第四に規定する構造計算を行うとき」と、「 安全限甲
」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第
規定する構造計算を行うとき」と、「 建築物の安全限界時」
るのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に担
る構造計算を行うとき」と、「第三第二項に規定する周期調
数」とあるのは「第三第二項に規定する周期調整係数(「並

వ్త この表において、 (略) 略 略 乗じて得た数値とすることができる。 Ζ Gs Τd ただし、地盤の種別を確かめた場合においては、更に表二に掲げるrを 第四に規定する構造計算を行うとき」と、「安全限界時の」とあ 限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号 安全限界固有周期」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第 国土交通省告示第六百三十一号第四第二号に規定する
て」と、「 あるのは「第一第二項に規定する周期調整係数(「前項に規定す 計算を行うとき」と、「第一第二項に規定する周期調整係数」と る構造計算を行うとき」と、「建築物の安全限界時」とあるのは るのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定す 六百三十一号第六第一号口()に規定する 下」と、「建築物の損傷 に規定する建築物の損傷限界固有周期」とあるのは「平成十七年 Gs 「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定する構造 (略) の数値(同告示第七中「損傷限界固有周期」及び「第一第一項 平成十二年建設省告示第千四百五十七号第七を準用して求めた (略) Τd Z及びGは、それぞれ次の数値を表すものとす 略 略 略

ES (略)のとする。のとする。 M、VS及び We は、それぞれ次の数値を表すもこの式において、 ES、 M、 VS及び We は、それぞれ次の数値を表すも	$E_{s}=rac{1}{2}M\cdot V_{s}^{2}-W_{e}$ $E_{s}=rac{1}{2}M\cdot V_{s}^{2}-W_{e}$	(1) 地震によって建築物に作用するエネルギー 量のうち建築物の必要エって計算すること。	ロ 建築物の各階の主架構の必要エネルギー吸収量を次に定めるところによイ (略)	負となる場合においては、この限りでない。	架構が吸収できることを別に確認した場合又は口 ⑴に規定する ES の数値がの規定によって計算した各階の主架構の必要エネルギー 吸収量を当該階の主	主架構の必要エネルギー吸収量以上であることを確かめること。ただし、ロ「保有エネルギー吸収量」という。) が、ロの規定によって計算した各階の	イの規定によって計算した各階の主架構の吸収できるエネルギー量(以下。	ハ 建築物の地上部分について、次に定めるところにより構造計算を行うこと	ハ十二条の五第四号に定めるところによること。		る。) 替えて算出した数値とする。) と、それぞれ読み替えるものとす土交通省告示第六百三十一号第四第二号に規定する Td 」と読み規定する建築物の損傷限界固有周期」とあるのは「平成十七年国
ES (略)とする。この式において、 ES、 M、 VS 及び We は、それぞれ次の数値を表すものこの式において、 ES、 M、 VS 及び We は、それぞれ次の数値を表すもの	$Es=rac{1}{2}M\cdot Vs^2-W_e$ $Es=rac{1}{2}M\cdot Vs^2-W_e$	(1) 地震によって建築物に作用するエネルギー量のうち建築物の必要エって計算すること。	ロ 建築物の各階の主架構の必要エネルギー吸収量を次に定めるところによイ (略)	負となる場合においては、この限りでない。	架構が吸収できることを別に確認した場合又は口 (1)に規定する ES の数値がの規定によって計算した各階の主架構の必要エネルギー 吸収量を当該階の主	主架構の必要エネルギー吸収量以上であることを確かめること。ただし、ロ「 保有エネルギー吸収量」という。) が、ロの規定によって計算した各階の	一 イの規定によって計算した各階の主架構の吸収できるエネルギー量(以下。	第六 建築物の地上部分について、次に定めるところにより構造計算を行うこと	第五(令第八十二条の六第四号に定めるところによること。	二 (略)	出した数値とする。) と、それぞれ読み替えるものとする。)省告示第六百三十一号第四第二号に規定する Td」 と読み替えて算る建築物の損傷限界固有周期」とあるのは「平成十七年国土交通

収量を別に計算できる場合においては、当該計算によることができる。	収量を別に計算できる場合においては、当該計算によることができる。
の地震応答に影響を与えるものの実況に応じて各階の必要エネルギー吸	の地震応答に影響を与えるものの実況に応じて各階の必要エネルギー吸
こと。ただし、建築物と地盤との相互作用、架構の形式その他の建築物	こと。ただし、建築物と地盤との相互作用、架構の形式その他の建築物
(2) 建築物の各階の必要エネルギー吸収量を、次の式によって計算する	(2) 建築物の各階の必要エネルギー吸収量を、次の式によって計算する
別に計算できる場合においては、当該計算によることができる。	別に計算できる場合においては、当該計算によることができる。
当該建築物に弾性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー量を	当該建築物に弾性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー量を
令第八十二条の四に規定する当該各階の保有水平耐力との比に応じて	令第八十二条の三に規定する当該各階の保有水平耐力との比に応じて
ただし、建築物が損傷限界に達する時に各階に生ずる層せん断力と	ただし、建築物が損傷限界に達する時に各階に生ずる層せん断力と
)(単位 キロニュートンメートル)) (単位 キロニュートンメートル)
号の n の定義中「二」とあるのは「五」と読み替えるものとする。	号の n の定義中「二」とあるのは「五」と読み替えるものとする。
時までに吸収することができるエネルギー量(この場合において、同	時までに吸収することができるエネルギー量(この場合において、同
We 第四第一号の規定を準用して計算した建築物が損傷限界に達する	We 第四第一号の規定を準用して計算した建築物が損傷限界に達する
	S°°)
出した数値とする。)と、それぞれ読み替えるものとする。)	替えて算出した数値とする。)と、それぞれ読み替えるものとす
省告示第六百三十一号第四第二号に規定する Τd 」と読み替えて算	土交通省告示第六百三十一号第四第二号に規定する N」と読み
る建築物の損傷限界固有周期」とあるのは「平成十七年国土交通	規定する建築物の損傷限界固有周期」とあるのは「平成十七年国
あるのは「第一第二項に規定する周期調整係数(「前項に規定す	数」とあるのは「第三第二項に規定する周期調整係数(「前項に
計算を行うとき」と、「第一第二項に規定する周期調整係数」と	る構造計算を行うとき」と、「第三第二項に規定する周期調整係
「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定する構造	るのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定す
る構造計算を行うとき」と、「建築物の安全限界時」とあるのは	規定する構造計算を行うとき」と、「建築物の安全限界時」とあ
るのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定す	」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に
第四に規定する構造計算を行うとき」と、「安全限界時の」とあ	十一号第四に規定する構造計算を行うとき」と、「安全限界時の
限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号	の損傷限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三
_	_

キー 量を	当該建築物に弾性ひずみエネルギー として吸収されるエネルギー 量を令第八十二条の四に規定する当該各階の保有水平耐力との比に応じて
ん断力と	ただし、建築物が損傷限界に達する時に各階に生ずる層せん断力と
)(単位(キロニュートンメートル)
とする。	号の n の定義中「二」とあるのは「五」と読み替えるものとする。
いて、同	時までに吸収することができるエネルギー量 (この場合にお
に達する	W 第四第一号の規定を準用して計算した建築物が損傷限界に達する
	出した数値とする。)と、それぞれ読み替えるものとする。)
て算	省告示第六百三十一号第四第二号に規定する て」と読み替えて算
交通	る建築物の損傷限界固有周期」とあるのは「平成十七年国土交通
定す	あるのは「第一第二項に規定する周期調整係数(「前項に規定す
<u>ش</u> ح	計算を行うとき」と、「第一第二項に規定する周期調整係数」
)構 造	「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定する構造
のは	る構造計算を行うとき」と、「建築物の安全限界時」とあるのは
定す	るのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号第六に規定す
とあ	第四に規定する構造計算を行うとき」と、「安全限界時の」
 号	限界時」とあるのは「平成十七年国土交通省告示第六百三十一号
•	

地震によって各階に生ずる加速度を考慮して平成十二年建設省告示第千四百	地震によって各階に生ずる加速度を考慮して平成十二年建設省告示第千四百
計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び第四第二号に定める	計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び第四第二号に定める
第八 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第四第四号の規定によって	第八 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁が、第四第四号の規定によって
第七 (略)	第七 (略)
二 (略)	二 (略)
(3) (略)	(3) (略)
N (略)	N (略)
n (略)	n (略)
(表略)	(表略)
該計算によることができる。)	当該計算によることができる。)
収量に与える偏心の影響に基づいて計算する場合においては、当	吸収量に与える偏心の影響に基づいて計算する場合においては、
耐力及びそれらの配置の状況を考慮して各階の必要エネルギー吸	、耐力及びそれらの配置の状況を考慮して各階の必要エネルギー
げる数値(各階の構造耐力上主要な部分の水平力に対する剛性、	掲げる数値(各階の構造耐力上主要な部分の水平力に対する剛性
第二号の規定によって計算した各階の偏心率に応じた次の表に掲	第二号ロの規定によって計算した各階の偏心率に応じた次の表に
等価な保有水平層せん断力係数の低減係数で、令第八十二条の三	等価な保有水平層せん断力係数の低減係数で、令第八十二条の六
pt 各階の必要エネルギー吸収量に係る当該階の偏心による割増に	pt 各階の必要エネルギー吸収量に係る当該階の偏心による割増に
pi (略)	pi (略)
sī (略)	sī (略)
Esi (略)	Esi (略)
の数値を表すものとする。	の数値を表すものとする。
この式において、ES、 si 、 pi 、 n、 N及び ES は、それぞれ次	この式において、ES、si、pi、pi、n、N及びESは、それぞれ次
$Es_i = \frac{s_i (p_i \cdot p_{ii})^{-n}}{\sum_{j=1}^N s_j (p_j \cdot p_{ij})^{-n}} \cdot Es$	$Es_i = \frac{s_i(p_i \cdot p_{ti})^{-n}}{\sum_{j=1}^N s_j(p_j \cdot p_{tj})^{-n}} \cdot Es$

第九 (略)	第九 (略)
て」と読み替えるものとする。	よって」と読み替えるものとする。
に 八中「建築物の損傷限界時における」とあるのは「第四第四号の規定によっ	同号八中「建築物の損傷限界時における」とあるのは「第四第四号の規定に
、 四第二号に規定する地震によるエネルギーが建築物に作用する時」と、同号	「 第四第二号に規定する地震によるエネルギー が建築物に作用する時」と、
は第四号の規定」と、同号イ及びロ中「建築物の損傷限界時」とあるのは「第	第四第四号の規定」と、同号イ及びロ中「建築物の損傷限界時」とあるのは
「 、同告示第八第二号中「令第八十二条の六第三号の規定」とあるのは「第四	て、同告示第十一第二号中「令第八十二条の五第三号の規定」とあるのは「
い 衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合において	び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。この場合におい
及 五十七号第八に定める構造計算を準用して風圧並びに地震その他の震動及び	五十七号第十一に定める構造計算を準用して風圧並びに地震その他の震動及